

和歌山県立文書館 年報・研究報告

第2号

I 令和6年度年報

II 研究報告

公文書館等が提供する授業用教材の効果的な活用に向けて

—「授業で使える和歌山の資料」を中心に—

..... 寺前 駿

令和6年度の民間所在資料保存状況調査について—海南市—

..... 藤 隆宏

和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議（和博連）設立後10年の歩み

..... 藤 隆宏

和歌山県立文書館

Wakayama Prefectural Archives

目 次

I 令和6年度年報

1 館の概要

(1) 設置目的	2
(2) 組織図	2
(3) 職員構成	2
(4) 職員名簿	3
(5) 予算・決算	3
(6) 施設・設備	3
(7) 平面図	4
(8) 沿革	5

2 令和6年度業務報告

(1) 古文書の収集・保存・整理・利用	6
(2) 公文書の収集・保存・整理・利用	11
(3) 行政刊行物等の収集・保存・整理・利用	13
(4) 文書等の保存対策	13
(5) 和歌山県歴史資料アーカイブ	14
(6) 教育に関連する取組	15
(7) 民間所在資料保存状況調査	17
(8) その他調査等	17
(9) 普及啓発・利用促進	18
(10) その他の業務	20
(11) 文書館の利用状況	22

3 関係例規

(1) 和歌山県立文書館設置及び管理条例	24
(2) 和歌山県立文書館管理規則	24
(3) 和歌山県立文書館管理要綱	27
(4) 和歌山県立文書館文書等取扱基本要領	32
(5) 和歌山県行政刊行物等の収集に関する訓令	34

II 研究報告

公文書館等が提供する授業用教材の効果的な活用に向けて

—「授業で使える和歌山の資料」を中心に—

寺前 駿..... 36

令和6年度の民間所在資料保存状況調査について—海南市—

藤 隆宏..... 59

和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議（和博連）設立後10年の歩み

藤 隆宏..... 65

I 令和6年度年報

1 館の概要

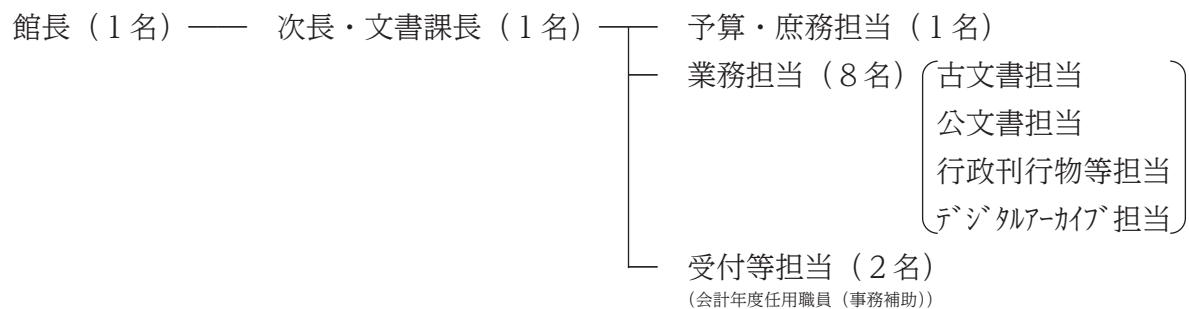
(1) 設置目的

和歌山県立文書館（以下「当館」という。）は、県や県内各地域の歴史資料として重要な文書その他の資料（以下「文書等」という。）を収集・保存・整理して未来に伝えるとともに、これらを一般の利用に供することで、県民の学術及び文化の発展に寄与する施設として、平成5年（1993）7月31日に開館した。

当館の業務は、和歌山県立文書館設置及び管理条例第3条に、文書等の収集及び保存、文書等の利用、文書等の調査研究、資料集等の編さん及び刊行、文書等についての知識の普及啓発、文書館の設置の目的を達成するために必要な業務と定められており、これに基づき各種業務を行っている。

(2) 組織図

当館の所管課は、和歌山県企画部企画政策局文化学術課で、組織図は以下のとおりである。



(3) 職員構成

区 分		館長	次長・課長	主任	主査	副主査	文書専門員	主事	会計年度任用職員	合計
職員数		1	1	1	3	3	1	1	2	13
内訳	一般職員（事務職）	1			2			1		4
	文書専門員（技術職）			1※	1※		1			3
	教育委員会からの出向職員		1			1				2
	再任用職員					2				2
	会計年度任用職員								2	2

※は国立公文書館認証アーキビスト

(4) 職員名簿

職 名	氏 名	主な担当業務
館長（参事）	西川 暢哉	館務統括
次長・文書課長	龍野 直樹	業務総合調整、予算決算
主任	藤 隆宏	古文書
主査	坂口 敦子	公文書
主査	坂口 真美	予算・庶務
主査	砂川 佳子	デジタルアーカイブ、公文書
副主査	寺前 駿	行政刊行物等、教育連携
副主査	原 博信	公文書
副主査	駒野 裕佳	公文書
文書専門員	西山 史朗	古文書
主事	太田裕美子	公文書
会計年度任用職員	牛尾 真弓	閲覧提供業務補助、文書整理業務補助
会計年度任用職員	中口 初美	閲覧提供業務補助、文書整理業務補助

(5) 予算・決算

過去5年間の文書館管理運営事業の予算額及び決算額は次のとおりである。

なお、建物及び施設の維持管理は、和歌山県立図書館が担当している。

（単位：千円）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
予算	22,453	22,548	22,461	11,219	5,926
決算	21,956	20,951	19,266	6,283	5,791
うち委託料全体	4,176	3,975	3,775	3,874	3,801
くん蒸	594	594	429	429	462
文書修復処理	—	—	961	881	—
マイクロ撮影	3,219	2,800	1,769	2,123	2,837
デジタル撮影	363	581	616	441	502

(6) 施設・設備

当館は、文化複合施設「きのくに志学館」内に和歌山県立図書館・文化情報センターと併設されている。

所在地 〒641-0051 和歌山市西高松一丁目7番38号

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上3階地下1階（きのくに志学館全体）

敷地面積 10,002.56㎡（同上）

建築面積 5,528.04㎡（同上）

延床面積

部 門		延床面積
文書館	閲覧室	141.05㎡
	特別閲覧室	29.63㎡
	収蔵庫 1（公文書用）	418.50㎡
	収蔵庫 2（古文書用）	411.37㎡
	整理室	235.49㎡
	事務室	78.17㎡
	撮影室等	63.88㎡
文書館合計		1,378.09㎡
県立図書館との共用部分		3,673.22㎡
きのくに志学館全体		12,361.66㎡

書架延長 収蔵庫 1（公文書用） 7,176m

収蔵庫 2（古文書用） 1,562m

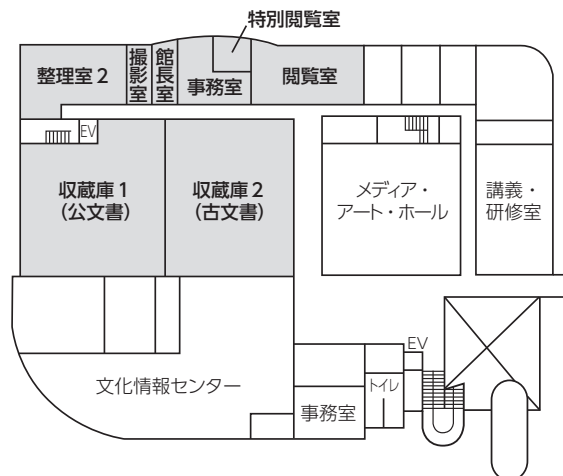
主な設備 自動火災報知設備、ガス漏れ警報設備、ハロゲン化物消火設備、消火栓設備、排煙設備、エレベーター（乗用 1 基、人荷用 2 基）

駐 車 場 77台駐車可能（うち 3 台 身体障害者用）

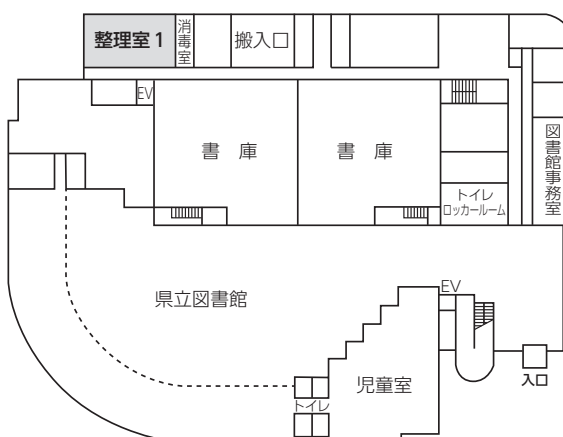
（7）平面図

2階

*色塗り部分が文書館



1階



(8) 沿革

年 月	県及び当館の動向
昭和46年 (1971) 6月	開県100年記念事業として県史編さんを決定
昭和61年 (1986) 12月	第4次和歌山県長期総合計画「新世紀の国21」策定、文書館建設を盛り込む
昭和63年 (1988) 2月 9月	政策調整会議で和歌山大学経済学部跡地に新図書館・視聴覚センター・文書館の設置を決定 新図書館等に公文書館を加えた施設建設のため「図書館等建設基本構想検討委員会」を設置
平成元年 (1989) 4月	図書館等建設基本構想検討委員会が新図書館・文化情報センター（視聴覚センターを改称）・文書館・公文書館を併設する基本構想を教育長に答申
平成2年 (1990)	和歌山大学経済学部跡地10,000㎡が確保され、基本設計に着手 文書館と公文書館を一本化した施設建設とする
平成3年 (1991) 7月	着工
平成5年 (1993) 2月 3月 3月 4月 7月	「和歌山県立 ^{もんじょかん} 文書館」を正式名称とする 竣工 「和歌山県立文書館設置及び管理条例」公布 和歌山県立文書館設置（以後、県史編さん事業を引き継ぐ） 開館
平成6年 (1994) 3月	『和歌山県史』全24巻完結
平成7年 (1995) 3月	『和歌山県立文書館紀要』創刊号刊行
平成8年 (1996) 3月	『収蔵史料目録1』刊行
平成9年 (1997) 4月	地域史料保存調査（のち「民間所在資料保存状況調査」に改称）着手
平成13年 (2001) 3月 3月 9月	「和歌山県情報公開条例」公布 「和歌山県公文書管理規程」制定 「和歌山県議会公文書管理規程」制定
平成14年 (2002) 3月	『和歌山県政史』第五巻刊行
平成15年 (2003) 3月	開館10周年記念誌『時空の旅 ふるさとを訪ねて』刊行
平成20年 (2008) 12月	開館15周年記念誌『紀の国へのいざない』刊行
平成26年 (2014) 3月	開館20周年記念誌『古文書徹底解釈 紀州の歴史』刊行
平成30年 (2018) 12月	デジタルアーカイブ「和歌山県歴史資料アーカイブ」開設
令和5年 (2023) 12月	開館30周年を機に『古文書・公文書等の収集・保存・整理・活用－和歌山県立文書館の業務－』刊行

2 令和6年度業務報告

(1) 古文書の収集・保存・整理・利用

当館が所蔵する古文書は、和歌山県及び県内各地域の歴史を将来に伝えるために重要と認められる書状、記録等を、作成年代にとらわれずに収集したものである。現在、複製資料を含め約10万点を所蔵している。

古文書は、原本保護のためマイクロフィルム撮影等により複製物を作成し、複製物を閲覧に供することを原則としている。また、デジタルアーカイブ「和歌山県歴史資料アーカイブ」での画像公開を進めている。未撮影又は未整理の古文書については、事前の申請に対して、可能な限り原本の特別閲覧に供する。

ア 古文書の収集

文書群名	区分	点 数	概 要
和田康之鉄道写真資料	寄贈	約50点	アマチュア鉄道写真家の故和田康之氏が撮影した写真資料で、鉄道会社、車種、場所、年月日等の情報が記録されている。
小出家文書	寄贈	42点	戦国時代は武田氏等に、江戸時代は紀州藩付家老安藤家に仕えた小出家に伝わった文書で、感状等の写しや勤書、書簡等。
園部家文書	寄贈	約1,130点	平成6年度寄託「園部家文書」の寄贈。園部村（現和歌山市園部）の園部家に伝わった文書で、江戸時代から明治時代における村の運営に関する文書が中心。

イ 古文書の整理

文書群名	作業内容
岩崎家文書	目録作成及び3,285点のマイクロフィルム撮影。
園部家文書	目録作成。
館蔵資料	館蔵資料のうち、資料点数が1点から数点の文書群についてデジタル撮影を行った。今後、和歌山県歴史資料アーカイブで公開する予定である。

ウ 古文書のマイクロフィルム撮影等（専門業者への業務委託）

対象資料	撮影点数	画像数	作業内容
岩崎家文書	3,285	15,443	撮影・紙焼き作成

エ 歴史資料電子化業務（専門業者への業務委託）

対象資料	撮影点数	画像数	作業内容
館蔵資料	28	2,588	画像の作成

当館所蔵の古文書群

(令和7年3月31日現在)

	文書群名	出所地名等	受入区分	受入年度	点数	刊行目録
1	紀州家中系譜並に親類書書上げ		移管	平成5年度	15,728	10・11
2	中尾家文書	海南市下津町梅田	移管	平成5年度	638	1
3	岡家文書Ⅰ・Ⅱ	日高川町中津川	移管	平成5年度	1,907	2
4	山裾織布場文書	和歌山市坂田	移管	平成5年度	348	1
5	蜜柑方元締文書	有田市港町	移管	平成5年度	447	1
6	県立図書館移管資料		移管	平成5年度	1,860	4
7	県史編さん班移管資料		移管	平成5年度	193	4
8	軍学者宇佐美定祐文書（宇佐美家文書）	紀州藩士	寄託	平成5年度	152	7
9	高橋家文書	和歌山市木ノ本	寄託	平成5年度	4,327	3
10	和歌山縣史七巻	和歌山市	寄贈	平成5年度	1	4
11	平松家文書Ⅰ・Ⅱ	和歌山市	寄託	平成5年度	35	12
12	丹生家文書	かつらぎ町天野	寄託	平成5年度	655	5
13	岩崎家文書	和歌山市紀三井寺	寄託	平成5年度	約8,200	
14	守先文庫	有田川町庄	寄贈	平成5年度	220	
15	長保寺文書	海南市下津町上	寄託	平成5年度	約14,000	
16	福重氏所蔵金檀家文書	かつらぎ町東谷	寄託	平成5年度	6	1
17	堀家文書	紀の川市名手市場	寄託	平成5年度	3,881	9
18	大川浦文書Ⅰ・Ⅱ	和歌山市大川	購入	平成5年度	71	1
19	安楽川村文書Ⅰ	紀の川市桃山町元	購入	平成5年度	193	1
20	堀内家文書	紀州藩士	寄託→寄贈	平成6年度	23	1
21	山崎家文書	和歌山市大垣内	寄託	平成6年度	104	1
22	北一夫氏旧蔵北家文書	紀の川市荒見	寄贈	平成6年度	4,750	6
23	谷口家文書	和歌山市冬野	寄託	平成6年度	55	1
24	垣内家文書	和歌山市木ノ本	寄託	平成6年度	約150	12（一部）
25	貞木家文書	和歌山市木ノ本	寄託→寄贈	平成6年度	68	12
26	高橋哲郎家文書	和歌山市木ノ本	寄託	平成6年度	24	12
27	園部家文書	和歌山市園部	寄託→寄贈	平成6年度	約1,130	
28	有田郡久野原村文書（二沢家文書）	有田川町久野原	購入	平成6年度	約360	
29	那賀郡各村公証原簿	紀の川市	購入	平成6年度	88	
30	名草郡坂田村文書	和歌山市坂田	購入	平成6年度	19	12
31	那賀郡冷水村文書	海南市ひや水	購入	平成6年度	99	
32	安楽川村文書Ⅱ	紀の川市桃山町元	購入	平成6年度	191	1
33	大須賀家文書	和歌山市北新	寄託	平成7年度	60	12
34	岩橋家文書	海南市黒江	寄託	平成7年度	50	
35	有田郡吉原村文書	有田川町吉原	購入	平成7年度	4	
36	角谷家文書	和歌山市西浜	購入	平成7年度	792	12
37	下津町藤岡家文書	海南市下津町大崎	購入	平成7年度	832	
38	清水町二沢家文書（昭和・満州関係）	有田川町久野原	購入	平成7年度	約50	
39	渋田郵便局文書	かつらぎ町	購入	平成7年度	29	
40	幸前家文書	和歌山市木ノ本	寄託	平成8年度	1	12
41	道本家文書	紀の川市貴志川町丸栖	寄託	平成8年度	約200	
42	川口家文書	湯浅町湯浅	寄託	平成8年度	約10,000	
43	大畑家文書	紀州藩士	複製	平成8年度	98	7
44	吉備町野田家文書	有田川町	購入	平成8年度	約200	
45	刑法改定布告		購入	平成9年度	1	
46	市町村制理由		購入	平成9年度	1	
47	名手由兵衛家文書	海南市黒江	寄託→寄贈	平成10年度	1,973	
48	岡本家文書	紀美野町福田	寄託	平成10年度	4,410	13
49	早川家文書	紀州藩士	寄託→寄贈	平成10年度	64	7
50	尾崎林太郎家文書	海南市黒江	寄託	平成10年度	726	5

	文書群名	出所地名等	受入区分	受入年度	点数	刊行目録
51	尾崎重光家文書	海南市黒江	寄託	平成10年度	2	5
52	那賀郡内文書（八塚家文書）	紀の川市粉河	購入	平成10年度	81	
53	和歌山県同和教育研究協議会資料		寄贈	平成11年度	約1,000	
54	南方熊楠記念館所蔵資料マイクロフィルム		寄託	平成11年度	151	
55	田端家文書	美浜町田井	寄託	平成12年度	約400	
56	尾崎彌太郎家文書	海南市黒江	複製	平成12年度	1	5
57	熊野本宮絵図		購入	平成12年度	1	
58	旧和歌山藩奉職者請願書		購入	平成12年度	1	
59	紀三井寺一心万人講名録		購入	平成12年度	1	
60	熊野本宮御鎮座略記		購入	平成12年度	1	
61	熊野新宮御鎮座記		購入	平成12年度	1	
62	天善鉞山文書	有田川町	寄贈	平成13年度	4	
63	大川浦文書Ⅲ	和歌山市大川	寄託	平成13年度	約185	
64	日高郡下志賀村文書	日高町志賀	購入	平成13年度	約20	
65	野長瀬家文書	田辺市中辺路町近露	寄託	平成14年度	426	
66	中筋家文書	和歌山市禰宜	購入	平成14年度	794	12
67	渥美家文書	鈴鹿市（白子領）	寄託	平成15年度	403	
68	興國寺文書	由良町門前	寄託	平成15年度	約2,000	
69	西松江村文書	和歌山市松江	購入	平成15年度	144	12
70	田中家文書	海南市鳥居	寄託	平成16年度	1,693	
71	中尾家文書Ⅱ	海南市下津町梅田	寄託	平成16年度	145	
72	中村家文書	田辺市下川下	寄託	平成16年度	981	
73	瀬戸家文書	御坊市藤田町藤井	寄託	平成16年度	3,300	8
74	萱野家文書	橋本市清水	寄託	平成16年度	約2,000	
75	西山家文書	紀州藩士	購入	平成16年度	1	7
76	明治22年版和歌山県管内市町村改定全図		購入	平成17年度	1	
77	賢堂村文書	橋本市賢堂	購入	平成17年度	90	
78	大藪村御検地帳	かつらぎ町大藪	購入	平成17年度	1	
79	妙寺村文書	かつらぎ町妙寺	購入	平成17年度	84	
80	小川家文書	田辺領家臣	寄贈	平成18年度	336	7
81	橋本家文書Ⅰ	御坊市湯川町	寄託	平成18年度	約2,200	
82	（紀州藩士）岡本家文書	紀州藩士	寄贈	平成18年度	1	7
83	真砂家文書	田辺市中辺路町栗栖川	寄託	平成18年度	約600	
84	和歌山県議会図書室移管資料		移管	平成19年度	135	
85	旧高野口町岡本家文書	橋本市高野口町名古首	寄贈	平成19年度	約300	
86	栗本源次氏旧蔵文書		寄贈	平成20年度	1	
87	由良町旧蔵文書	由良町	寄贈	平成20年度	約1,000	
88	志賀裕春氏旧蔵文書	和歌山市	寄託	平成20年度	28	
89	内畑弘氏旧蔵資料	和歌山市	寄贈	平成20年度	15	
90	美浜町教育委員会旧蔵資料	美浜町	寄贈	平成20年度	約150	
91	和歌の浦景観保全訴訟関係資料	和歌山市	寄贈	平成20年度	約200	
92	紀伊国海士郡加太浦文書	和歌山市加太	購入	平成20年度	60	12
93	紀州藩江戸屋敷奥向日記（県立博物館所蔵）		複製	平成20年度	1	
94	紀州藩歴代藩主叙任口宣案・宣旨・位記（県立博物館所蔵）		複製	平成20年度	128	
95	岡見家文書（県立博物館所蔵）		複製	平成20年度	17	
96	紀州徳川家系譜（県立博物館所蔵）		複製	平成20年度	1	
97	芦川家文書（県立博物館所蔵）		複製	平成20年度	53	
98	紀州中屋文書（県立博物館所蔵）		複製	平成20年度	84	
99	牧笛類草（県立博物館所蔵）		複製	平成20年度	8	
100	天明五年道中記（県立博物館所蔵）		複製	平成20年度	1	

	文書群名	出所地名等	受入区分	受入年度	点数	刊行目録
101	道中日記（県立博物館所蔵）		複製	平成20年度	1	
102	古田家文書	御坊市湯川町富安	寄贈	平成21年度	約750	
103	永栄家文書	紀の川市西大井	寄贈	平成21年度	約50	
104	県立図書館所蔵資料		複製	平成20・21年度	187	
105	山本幸次氏旧蔵野上軽便鉄道資料	海南市	寄贈	平成22年度	3	
106	岩崎文彦氏旧蔵資料	広川町広	寄贈	平成22年度	約500	
107	垂井家文書	和歌山市	寄贈	平成22年度	約60	
108	武内家所蔵文書	和歌山市小豆島	寄託	平成22年度	155	
109	紀州東照宮近代文書	和歌山市和歌浦西	複製	平成21・22年度	205	
110	海南市日方鍵村商店資料	海南市日方	寄贈	平成23年度	約200	
111	那賀郡・海部郡・名草郡内資料その他		寄贈	平成23年度	30	
112	紀州東照宮所蔵南紀徳川史	和歌山市和歌浦西	複製	平成22・23年度	147	
113	海南市大野中春日神社文書	海南市大野中	複製	平成23年度	2,095	
114	紀州東照宮文書	和歌山市和歌浦西	寄託	平成24年度	約300	
115	林繁昭氏旧蔵資料（南陽馬車鉄道関係文書）		寄贈	平成24年度	15	
116	林繁昭氏旧蔵資料（和歌山県教育会満鮮支視察旅行報告関連資料）		寄贈	平成24年度	2	
117	林繁昭氏旧蔵資料（田嶋漆店関係文書）	海南市	寄贈	平成24年度	28	
118	和歌山市本脇中村家文書	和歌山市本脇	寄贈	平成24年度	約600	
119	父川家文書	橋本市東家	寄贈	平成24年度	約85	
120	榎家文書	海南市孟子	寄贈	平成24年度	約420	
121	谷井家文書	和歌山市関戸	寄贈	平成24年度	約1,500	
122	孟子区有文書	海南市孟子	寄託	平成25年度	約300	
123	遊佐家文書	紀州藩士	寄託	平成25年度	約150	
124	川端章子氏寄贈文書	和歌山市元寺町	寄贈	平成25年度	約20	
125	塩崎家文書	日高町津久野	寄託→寄贈	平成25年度	約700	
126	海部郡和歌村役場「蠣海苔及漁業其他必用書類留」	和歌山市和歌浦東	寄託→寄贈	平成25年度	1	
127	瀧井家文書	橋本市清水	寄贈	平成25年度	約630	
128	第3次小野田少尉救出活動参加報告書等	海南市役所	寄贈	平成26年度	7	
129	山本家文書	かつらぎ町高田	寄託→寄贈	平成26年度	約150	
130	山本吉左衛門家知行目録	紀州藩士	寄託	平成26年度	3	
131	榎家本家文書	海南市孟子	寄託	平成26年度	約100	
132	瑞祥庵文書	那智勝浦町南平野	寄贈	平成26年度	約100	
133	正法寺文書	那智勝浦町坂足	寄贈	平成26年度	約50	
134	初湯川村文書	日高川町初湯川	購入	平成26年度	約50	
135	紀の路御遊覧日記	貝塚御坊	購入	平成26年度	1	
136	紀州和歌浦加吉船難船浦手形	和歌山市	購入	平成26年度	1	
137	宇佐美系譜	紀州藩士	寄贈	平成27年度	2	
138	ロバート・テキスター関係資料		寄贈	平成27年度	49	
139	中松家文書	田辺領家臣	寄託	平成27年度	約15	
140	小阪区文書	那智勝浦町小阪	寄託	平成27年度	約430	
141	帯庄酒造・森田家文書	かつらぎ町丁ノ町	寄託	平成27年度	約1,000	
142	紀州牟婁郡新宮領里数在郷神社仏閣旧跡記		購入	平成27年度	1	
143	紀州藩士藺田家文書	紀州藩士	購入	平成27年度	約20	
144	平野氏三船明神御遷宮私記	紀の川市桃山町元	購入	平成27年度	4	
145	那賀銀行・那賀製紙工場設計図	紀の川市名手市場	購入	平成27年度	33	
146	芋原家文書	日高川町松瀬	寄託	平成28年度	約100	
147	北大井村御検地帳及び北大井村字限図	紀の川市北大井	寄託	平成28年度	2	
148	坂口俊夫家文書	由良町網代	寄贈	平成28年度	1	
149	和歌山県営繕技師増田八郎資料		寄贈	平成28年度	約65	
150	堀田家文書	湯浅町湯浅	寄贈	平成28年度	約1,000	

	文書群名	出所地名等	受入区分	受入年度	点数	刊行目録
151	紀州藩士間宮家文書	紀州藩士	購入	平成28年度	17	
152	山口御殿番井関喜太夫勤覚	紀州藩士	購入	平成28年度	1	
153	御帰国御道中人馬賃銭持出し等払帳	紀州藩士	購入	平成28年度	1	
154	有田郡山保田組寺原村諸願留帳	有田川町寺原	購入	平成28年度	1	
155	海士郡吉原組大庄屋文書	和歌山市吉原	購入	平成28年度	1	
156	日高郡藺荘浜瀬村図	美浜町浜ノ瀬	購入	平成28年度	1	
157	宝暦十三年和歌山城下屋鋪絵図帳		購入	平成28年度	1	
158	新宮領巡見使案内懐中覚		購入	平成28年度	1	
159	名草郡宮組坂田村文化九年御用向留帳	和歌山市坂田	購入	平成28年度	1	
160	福町伍組触留	和歌山市福町	購入	平成28年度	1	
161	紀州藩士姓名帳		購入	平成28年度	4	
162	龍門尋常小学校・川原村高等尋常小学校増築工事設計書	紀の川市	購入	平成28年度	3	
163	日高郡塩屋村役場文書	御坊市塩屋町北塩屋	購入	平成28年度	2	
164	蜜柑方書付		購入	平成28年度	1	
165	小山家文書（旧龍王神社文書）	美浜町三尾	寄託	平成29年度	227	4
166	宮本守中・道夫関係資料	新宮市・古座川町	寄贈	平成29年度	約190	
167	橋本家文書Ⅱ	御坊市湯川町	購入	平成29年度	約10	
168	粉河町天南白水座劇場建築工事図面綴	紀の川市粉河	購入	平成29年度	11	
169	八塚家御通し之写	紀の川市粉河	購入	平成29年度	1	
170	宮内省梨本宮附別当三雲敬一郎家文書		購入	平成29年度	約200	
171	三浦家家臣宮本家文書	三浦家家臣	寄贈	平成30年度	約100	
172	塩冶家文書	紀州藩士	寄託	平成30年度	約400	
173	中田区文書	紀美野町中田	寄託	平成30年度	約200	
174	谷井家文書Ⅱ	和歌山市関戸	寄贈	平成30年度	約350	
175	牧スナ旧蔵岡崎邦輔資料		寄贈	平成30年度	約80	
176	栖原角兵衛文書		寄贈	平成30年度	101	
177	巽三郎旧蔵文書		寄贈	令和元年度	約270	
178	中川岐資料	有田川町(旧清水町)	寄贈	令和元年度	32	
179	有田川水害古地図（花園村災害調査図）	かつらぎ町(旧花園村)	寄贈	令和元年度	2	
180	紀州口六郡大庄屋杖突帳書姓名付		購入	令和元年度	1	
181	紀州藩士古屋家文書	紀州藩士	購入	令和元年度	約40	
182	稲むらの火の館所蔵渋谷家文書	広川町広	複製	令和元年度	23	
183	耐久高校所蔵資料		複製	令和元年度	29	
184	紀州藩在府御供勤方諸定書		購入	令和2年度	1	
185	有田郡山保田組大庄屋堀江家文書	有田川町清水	購入	令和2年度	約100	
186	二沢家文書	有田川町久野原	購入	令和2年度	7	
187	紀州徳川家回向勤覚		購入	令和2年度	1	
188	串本古座高校所蔵中根文庫		複製	令和元・2年度	199	
189	宮井家文書	印南町島田	寄贈	令和3年度	13	
190	和歌山高等女学校教諭竹之内喜八郎資料		寄贈	令和4年度	約140	
191	竹中順吉関係資料		寄贈	令和4年度	約40	
192	旧花園村新子小字金剛寺文書	かつらぎ町花園新子	寄贈	令和4年度	約250	
193	郡居雑記		寄贈	令和4年度	1	
194	小山豊旧蔵資料（御坊市教育委員会所蔵）		複製	令和3・4年度	50	
195	和田康之鉄道写真資料	和歌山市	寄贈	令和6年度	50	
196	小出家文書	田辺領家臣	寄贈	令和6年度	42	

(2) 公文書の収集・保存・整理・利用

当館が取り扱う公文書は、以下のとおりである。

種別	引継ぎ・収集・受入対象
引継文書	知事部局本庁で作成された永久保存文書のうち、完結後20年を経過したもの
収集文書	保存期間を経過し、廃棄の決定を受けた知事部局の公文書のうち、文書館長が歴史的価値があると認めるもの
受入文書	議会、監査委員、各種行政委員会、県出資法人等が廃棄した公文書等のうち、文書館長が歴史的価値があると認めるもの

ア 公文書の冊数

令和6年度末現在、当館で管理している公文書の冊数は、下記のとおりである。

冊数	種別	引継文書	収集文書	受入文書	計
R5年度末現在		24,119	12,397	848	37,364
	収集	115	1,764	7	1,886
	廃棄	-1,270	-	-	-1,270
	返還	-5	-	-	-5
	計	22,959	14,161	855	37,975

*主務課による永久保存の見直しにより、令和5年度に廃棄となった引継文書が1,270冊あった。このうち、当館で歴史的価値があると認めた文書454冊を令和6年度に収集文書として引き継いだ。

返還5冊は、文書館から主務課へ管理替えしたものである。

イ 引継文書の収集・保存

冊数	部局	知事直轄	総務部	危機管理部	企画部	地域振興部	環境生活部
R5年度末現在		61	3,984	45	256	76	723
	収集	0	5	0	0	0	0
	廃棄	0	-57	0	-54	-1	-26
	返還	0	-5	0	0	0	0
	計	61	3,927	45	202	75	697

冊数	部局	共生社会推進部	福祉保健部	商工労働部	農林水産部	県土整備部	会計局	計
R5年度末現在		73	4,935	138	4,038	9,790	0	24,119
	収集	0	1	0	0	109	0	115
	廃棄	0	-34	-17	-86	-995	0	-1,270
	返還	0	0	0	0	0	0	-5
	計	73	4,902	121	3,952	8,904	0	22,959

*令和6年度組織改正により、危機管理部、地域振興部及び共生社会推進部が新設され、商工観光労働部が商工労働部に再編されたことにより、前年度まで総務部、企画部、環境生活部、福祉保健部及び商工観光労働部からの引継文書とされていたものが、主務課の部局移管に伴って変更されている。

ウ 収集文書の収集・保存

冊数	部局	知事直轄	総務部	危機 管理部	企画部	地域 振興部	環境 生活部		
	H5～R5	565	1,745	220	562	688	694		
	収集	16	123	20	180	271	31		
	計	581	1,868	240	742	959	725		

冊数	部局	共生社会 推進部	福祉 保健部	商工 労働部	農林 水産部	県土 整備部	会計局		
	H5～R5	495	823	649	2,066	1,284	62		
	収集	67	43	45	173	498	7		
	計	562	866	694	2,239	1,782	69		

冊数	部局	海草 振興局	那賀 振興局	伊都 振興局	有田振 興局	日高 振興局	西牟婁 振興局	東牟婁 振興局	地方機関	計
	H5～R5	231	174	106	353	252	219	104	1,105	12,397
	収集	9	19	15	21	44	58	18	106	1,704
	計	240	193	121	374	296	277	122	1,211	14,161

エ 受入文書の収集・保存

令和6年度は、県議会事務局より7冊の文書を受け入れた。

冊数	計
H5～R5	848
収集	7
計	855

オ 公文書の整理

引き継がれた文書は、順次件名目次を作成している。これまでに作成済みの冊数は、以下のとおりである。

冊数	種別	引継文書	収集文書	受入文書	計
	H5～R5	24,119	12,397	848	37,364
	件名目次 作成済	11,354 47.0%	8,782 70.8%	16 1.9%	20,152 53.9%

カ 公文書の利用

事案完結から30年が経過した公文書については、文書台帳を公開している。これら公文書のうち利用制限のないものを利用に供している。ただし、引継文書の場合、主務課長により「利用不可」とされたものについては、主務課での公文書開示対応となる。

また、収集文書及び受入文書で「利用不可」とされたもの及び当館で「利用不可」と判断したものは利用に供していない。

冊数	種別	引継文書	収集文書	受入文書	計
	H5～R5	24,119	12,397	848	37,364
	文書台帳 公開	20,258 83.9%	177 1.4%	381 44.9%	20,816 55.7%

(3) 行政刊行物等の収集・保存・整理・利用

当館が収集対象としている行政刊行物等は、以下のとおりである。

- ①平成12年和歌山県訓令第23号に基づき当館への送付が義務付けられている県の知事部局発行の行政刊行物等
- ②県議会、県の各種行政委員会、県警察本部、県出資法人、県内市町村等の刊行物等
- ③国の各機関、県外の地方公共団体等の刊行物等のうち和歌山県に関係するもの

行政刊行物等の年度別受入冊数

受入 年度	和歌山県の刊行物等			その他の刊行物等				計
	寄贈・訓令* ¹	整理* ²	計	寄贈	購入	整理* ²	計	
H5～R1	11,373	177	11,550	33,923	1,392	985	36,300	47,850
令和2	204	64	268	428	20	23	471	739
令和3	230	122	352	479	32	52	563	915
令和4	303	116	419	489	18	87	594	1,013
令和5	233	128	361	395	18	66	479	840
令和6	131	34	165	364	17	65	446	611
計	12,474	641	13,115	36,078	1,497	1,278	38,853	51,968

* 1 訓令…平成12年和歌山県訓令第23号に基づき収集する県の知事部局が作成する行政刊行物等

* 2 整理…インターネット上で公開された和歌山県の行政情報等を印字したものと及び公文書等を整理して行政刊行物として受け入れたもの

(4) 文書等の保存対策

ア 防虫・防カビ対策

令和6年6月17日、専門業者への業務委託により、収蔵庫1（公文書・行政刊行物用）及び同2（古文書用）、整理室1、同2、閲覧室及び特別閲覧室に殺虫・防虫のためピレスロイド系殺虫剤D-D-Tシフェノトリン（商品名ブンガノン）を噴霧した。

また、特別整理期間（令和7年1月21日～31日）中に収蔵庫1及び同2の清掃を行うとともに、各文書等を目視点検し、新たな虫損、カビの繁殖がないことを確認した。また、古文書保存容器内の一般家庭用ピレスロイド系防虫剤の入れ替えを行った。

菌害対策として、文書等又は施設への殺菌剤投与は行わず、収蔵庫内の相対湿度を60%未満に維持するよう努めることで、文書等のカビの発生を抑制している。令和6年度、両収蔵庫内は、相対湿度50%～60%、気温15℃～29℃で推移した。

イ 紫外線対策

収蔵庫を含め当館照明はすべてLED化している。

ウ 火災対策

令和7年1月21日に、収蔵庫1及び同2に設置している、ハロゲン化物消火設備の機器更新工事を行った（右写真）。



(5) 和歌山県歴史資料アーカイブ

当館では、和歌山県歴史資料アーカイブで公開することを目的として、令和2年度から文書等のデジタル撮影を業務委託により実施している。

令和6年度は、館蔵資料のうち資料点数が1点から数点の資料群を対象としてデジタル撮影を行った。

公開資料は、当館で所蔵する「県史編さん班移管資料」及び「県立図書館移管資料」のなかから、現在の海南市を出所とする資料について、マイクロフィルム撮影による複製物を電子化(PDFへ変換)したものである。また、令和7年1月8日、新たに「公文書」の項目を開設し、「世界リゾート博文書」の目録及び一部の画像を公開した。

なお、和歌山県歴史資料アーカイブは、国立国会図書館が運営するジャパンサーチに参加し、資料画像の利用条件を原則当館所蔵であることを明記すること(著作物についてはCC-BY)として一般の利用を認めている。

ア デジタル化点数

種別	デジタル撮影				マイクロフィルムの電子化	
所蔵別	館蔵		他機関		館蔵	
年度	点数	画像数	点数	画像数	点数	画像数
H30～R1	0	0	0	0	412	1,397
令和2	0	0	18	1,836	384	5,596
令和3	0	0	26	2,918	58	2,650
令和4	114	1,994	6	710	5	263
令和5	22	2,204	0	0	0	0
文化庁事業	239	2,500	0	0	-	-
令和6	28	2,588	0	0	89	1,073
計	403	9,286	50	5,464	948	10,979

イ 公開資料

公開日	文書群(資料)名	区分	内容	点数	画像数
5月10日	県報、県民の友	行政刊行物等	明治45(大正元)・大正2年発行の県報、昭和34・35年の県民の友	251	3,254
9月27日	「和歌山の自由民権運動」、 「那賀地方の移民」	授業で使える 和歌山の資料	当館所蔵資料のうち、学校の授業の教材として活用可能な和歌山に関する地域資料	2	1*
12月4日	県史編さん班移管資料、 県立図書館移管資料	古文書	当館で所蔵する資料のうち、現在の海南市を出所とする古文書	89	1,073
1月8日	世界リゾート博文書	公文書	平成6年(1994)に開催された「JAPAN EXPO ウェルネス WAKAYAMA 世界リゾート博」に関する文書	2	183

公開日	文書群（資料）名	区 分	内 容	点数	画像数
2月14日	「高野山と大衆文化」ほか2点、ワークシート7点	授業で使える和歌山の資料	当館所蔵資料のうち、学校の授業の教材として活用可能な和歌山に関する地域資料	3	8
計				347	4,519

* 移民資料は公開済みであるため、画像数に含まない。

ウ 公開点数

種別	古文書		公文書		行政刊行物等	
年度	点数	画像数	点数	画像数	点数	画像数
平成30	26	107	-	-	129	2,221
令和1	0	0	-	-	309	1,791
令和2	585	16,905	-	-	330	1,965
令和3	58	2,650	-	-	288	2,130
令和4	5	263	-	-	271	3,261
令和5	0	0	-	-	324	4,651
R5文化庁事業 移民資料	239	1,102	-	-	0	0
令和6	89	1,073	2	183	251	3,254
計	1,002	22,100	2	183	1,902	19,273

種別	写真・絵図		授業で使える和歌山の資料		計	
年度	点数	画像数	点数	画像数	点数	画像数
平成30	57	123	-	-	212	2,451
令和1	2	416	-	-	311	2,207
令和2	0	0	-	-	915	18,870
令和3	0	0	-	-	346	4,780
令和4	0	0	-	-	276	3,524
令和5	50	1,111	7	38	620	6,902
令和6	0	0	5	9	347	4,519
計	109	1,650	12	47	3,027	43,253

* 授業で使える和歌山の資料のうち、県立図書館所蔵資料については点数・画像数に含まない。

(6) 教育に関連する取組

ア 授業に関する支援

令和5年度、和歌山県歴史資料アーカイブ内に「授業で使える和歌山の資料」と題したウェブページを開設した。本ページでは、当館の所蔵資料を中心に、学校の授業の教材として活用可能な和歌山に関する地域資料のデジタル画像を公開することで、身近な地域に伝わる歴史資料から、教科書の学習事項の一端を学ぶことができる内容としている。

小学校・中学校における社会科・高等学校における地理歴史科・公民科、総合的な学習（探究）の時間等の授業、ふるさと学習のほか、一般の方の学習用としても幅広く活用が可

能である。

具体的には、資料内容の説明、授業での活用のポイント等を示した解説シート及び資料に即した内容のワークシートを作成・公開し、教員等への利用に供している。

解説シート

公開日	タイトル	内 容
9月27日	和歌山の自由民権運動―木国同友会と濱口梧陵―	1881（明治14）年に濱口梧陵を会長として結成された木国同友会の仮規則
	那賀地方の移民―サンフランシスコからの注文書―	明治時代に那賀地方からアメリカ合衆国へと移住した堂本誉之進が和歌山に暮らす兄へと送った注文書の控え
2月14日	清の繁栄―『万寿盛典』初集からみる多民族国家の姿―	「濱口梧陵文庫」（県立図書館所蔵）に含まれる1713年、清の康熙帝の60歳の誕生日に開催された祝典の様子が記された書籍
	高野山と大衆文化―観光と宗教のはざまでゆれる「聖地」―	旧紀三井寺村の岩崎家に伝わった文書群のうち、大正時代の高野山参詣に関する資料
	和歌山の公害対策―高度経済成長の光と影―	和歌山県の広報紙『県民の友』の和歌山県の公害対策に関する記事

ワークシート

公開日	タイトル	解説シートのタイトル
2月14日	キリスト教の禁止は何をもたらしたのだろう？	キリシタン禁制 ―密告者には褒美を与える―
	大塩の乱が起こった社会的な背景とは何だろう？	大塩の乱 ―粉河の旧家に残されていた大塩平八郎の人相書―
	明治時代に出された学制は、どのような人の育成を目指したのだろう？	学制の布達 ―和歌山県における小学校教育のはじまり―
	地租改正がもたらしたことは何だろう？	地券 ―和歌山県における地租改正―
	自由民権運動は和歌山の人々をどのように変えたのだろう？	紀北の自由民権運動 ―粉河の実学社による国会開設建白―
		紀南の自由民権運動 ―幻の「田辺改進黨」構想―
		和歌山の自由民権運動 ―木国同友会と濱口梧陵―
	「綿ネル」が与えた影響はどのようなものだったのだろう？	近代産業の発展 ―和歌山の工業化の原動力となった綿ネル業―
	なぜ人は移動するのだろう？	那賀地方の移民 ―サンフランシスコからの注文書―

イ 出前講座

月 日	対 象	出席者数	概 要	講師
7月11日	県立那賀高校 国際科2年生	33	短期留学に向けた事前学習として、堂本家文書「移民関係資料」とワークシートを用いた授業を行った	寺前

ウ 職場体験学習・インターンシップ等

月 日	対 象	参加者数	概 要
7月24～ 26日	県立向陽高校 1年生	2	施設見学、文書館業務説明、資料展示の補助
8月6日	大学生	2	施設見学、公文書の収集・保存・整理・活用について説明
11月12～ 15日	県立桐蔭中学校 3年生	3	施設見学、文書館業務説明、資料調査及び発表

エ 教職員への研修等

月 日	団体・研修会等の名称	会 場	出席者数	担当
6月29日	愛知県世界史教育研究会	愛知大学	52	寺前
8月 1日	中堅教諭等資質向上研修・選択研修	県立情報交流センターB i g ・ U	20	龍野
12月25日	和歌山県中学校社会科教育研究会	当館	3	寺前

(7) 民間所在資料保存状況調査

当館は、令和6年度、海南市域を対象として民間所在資料保存状況調査を行った。調査は照会状の送付後、電話又は訪問の方法により確認・調査した（詳細は本誌Ⅱ研究報告「令和6年度の民間所在資料保存状況調査について—海南市—」参照）。

調査年月日	訪問調査先
4月24日	海南市市民交流センター（海南市下津町下津）
9月13日	海南市歴史民俗資料館（海南市木津）
10月 8日	海南市小野田
10月11日	亀井家土地改良区事務所（海南市且来）
10月16日	海南市黒江
10月17日	和歌山市毛見
10月24日	海南市黒江・小野田
1月16日	海南市下津町梅田・橘本
1月18日	海南市別所
3月 7日	海南市阪井・下津町方・下津町塩津・黒江・日方・岡田
3月13日	海南市且来・下津町丸田

(8) その他調査等

ア 懸泉堂資料（那智勝浦町下里）

- ・調査日 令和6年5月15日
- ・概 要 佐藤春夫の父豊太郎の生家懸泉堂（那智勝浦町下里）に伝来した資料を調査し、今後の保存や公開方法について所蔵者である那智勝浦町教育委員会と協議した。

イ 田辺市本宮行政局保管資料（田辺市本宮）

- ・調査日 令和6年5月27日
- ・概 要 令和5年度に実施した民間所在資料保存状況調査の追加調査を行った。

ウ 和田康之鉄道写真（和歌山市土入）

- ・調査日 令和6年6月13日
- ・概要 和田康之鉄道写真資料受け入れのための事前調査。

エ 有田川町民間所在資料（有田川町金屋）

- ・調査日 令和6年7月16日
- ・概要 有田・下津地域における伝統的なミカン栽培の世界農業遺産認定を目指す県農林水産振興課里地里山振興室に同行し、平成17年度に当館が民間所在資料保存状況調査を行った旧家を調査した。古文書の原本を確認・撮影し、文書群の現状を確認した。

オ 森川清太郎資料調査（和歌山市東長町、和歌山ビッグ愛）

- ・調査日 令和6年7月26日
- ・概要 令和6年1月26日に調査を行った森川清太郎資料の所蔵者による展示会「建築家森川清太郎の図面を見る会」の自主開催について、インターンシップの向陽高校生徒とともに展示、運営等を補助した。

カ 田辺市龍神村民間所在資料（田辺市龍神村）

- ・調査日 令和6年11月19日
- ・概要 一時預かりしていた古文書の調査及び撮影が終了したことから古文書を返却し、今後の保存方法について助言した。

キ 広川町民間所在資料（広川町広）

- ・調査日 令和6年11月25日
- ・概要 令和2及び3年度に調査した文書が火災により令和4年に焼失したことの聞き取り及び新たに見つかった資料を調査した。

ク 広川町民間所在資料（広川町広）

- ・調査日 令和6年11月25日
- ・概要 和歌山県立図書館へ寄贈されている資料の関連調査を同館と共同で実施した。

ケ 紀州藩士資料（和歌山市堀止西）

- ・調査日 令和7年1月9日
- ・概要 平成8及び14年度に調査した文書の再調査を和歌山市立博物館と共同で実施した。

コ みなべ町立紀州備長炭振興館所蔵文書（日高郡みなべ町清川）

- ・調査日 令和7年1月24日
- ・概要 みなべ町立紀州備長炭振興館の展示替えに向け、炭の流通に関する明治期の帳面から製炭・仲買業者の分布を調べる関西大学宮地茉莉研究室と製炭業者によるワークショップに参加し、帳面の解読及び解釈についてアドバイスをを行った。

(9) 普及啓発・利用促進

ア 歴史講座

当館では、平成6年度から県民の郷土の歴史や文化に対する理解と認識を深めることを目的に歴史講座を開催している。

回	日 時	テーマ	講師	参加者
1	11月 9日 13:30～15:30	幕末の避難生活はどうだったか —現すさみ町里野の安政地震記録を読む—	藤隆宏 (当館主任)	27名
2	11月16日 13:30～15:30	明治・大正時代の高野山参詣を回顧する —岩崎家文書の高野山関係資料から—	西山史朗 (当館文書専門員)	19名

*いずれも会場は、きのくに志学館2階講義・研修室

イ 『和歌山県立文書館 年報・研究報告』第1号(1,000部)

毎年の業務実績と研究成果を併せて報告することとして、令和5年度に創刊したもの。

種別	タイトル	執筆者
年報	令和5年度業務報告	—
研究報告	和歌山県立文書館における防災対策	砂川佳子
	令和3～5年度の民間所在資料保存状況調査について—田辺市・上富田町—	藤隆宏
	資料紹介田辺市教育委員会所蔵『請川村役場文書』の昭和二十八年七月水害関係資料	西山史朗

ウ パネル展示(館内)

世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」登録20周年を記念して、6月から翌年1月にかけて明治・大正時代の高野山参詣関係資料を取り上げた展示を行った。なお、第66回展示は、県立図書館で開催した展示を当館で再度展示したものである。

回	展示期間	テーマ
65	6月14日～1月19日	世界遺産登録20周年 岩崎家文書にみる、100年前の高野山参詣
66	2月 1日～5月 6日	和歌山の歴史を自分事として学ぼう！和歌山県立文書館「授業で使える和歌山の資料」

エ パネル展示(館外)

和歌山県立図書館1階展示室においてパネル展示を行った。

展示期間	テーマ
12月21日～1月19日	和歌山の歴史を自分事として学ぼう！和歌山県立文書館「授業で使える和歌山の資料」

オ ケース展示

展示期間	テーマ	展示資料の出典
4月12日～6月12日	新収行政資料 黒潮国体関係資料	和歌山県刊行物等
6月14日～8月 7日	世界遺産登録20周年 100年前の高野山参詣—電車と自動車の登場—	岩崎家文書
8月 9日～10月24日	世界遺産登録20周年 100年前の高野山参詣—高野山の旅先案内—	岩崎家文書
10月25日～1月 7日	世界遺産登録20周年 100年前の高野山参詣—千載一遇の盛儀を拝す—	岩崎家文書
1月 8日～3月12日	「世界リゾート博文書」の公開	公文書
3月14日～5月 6日	新収古文書の紹介 小出家文書	小出家文書

カ 文書館だより（各3,000部）

号	発行月	内 容
66	9月	・龍神村域の明治22年水害（藤隆宏） ・報告会「歴史から学ぶ防災2023—命と文化遺産を守る—」を田辺市教育委員会と共催 ・令和5年度公文書の引継ぎ・収集 ・世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」登録20周年記念 高野山参詣資料の展示紹介（西山史朗） ・令和5年度新収古文書の紹介
67	3月	・『請川村役場文書』にみる7・18水害からの復旧—被災地に差しのべられる支援の手—（西山史朗） ・教育に関連する文書館の取組（寺前駿） ・令和5年度収集 黒潮国体関係資料の紹介（砂川佳子） ・令和6年度歴史講座

キ 和歌山大学ゲストスピーカー

和歌山大学における博物館学関係の授業の中でアーカイブズ業務を紹介するゲストスピーカーを務めた。

- ・和歌山大学連携展開科目「博物館概論」（1コマ）

6月25日

「アーカイブズ（文書館）の仕事—和歌山県立文書館を事例として—」

講師：藤隆宏

出席者：60名

- ・和歌山大学連携展開科目「博物館資料論」（2コマ）

11月21・28日

「和歌山県立文書館における歴史資料の収集と業務について（①古文書）」

「和歌山県立文書館における歴史資料の収集と業務について（②公文書）」

講師：砂川佳子

出席者：28名

ク 当館刊行物以外の執筆

- ・産経新聞和歌山版「先人からのメッセージ 防災減災わかやま」

2月23日「『古久保家文書』のうち「水害記録」（田辺市立田辺歴史民俗資料館所蔵）」
（藤隆宏）

(10) その他の業務

ア 和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議

平成27年2月に、県内の博物館、美術館、市町村教育委員会等が共同で大規模災害に備える連絡組織「和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議」（以下「和博連」という。）が発足した。和博連は、平時は文化財災害対策の情報を交換・共有し、災害時には館蔵品被害対策の相互協力や被災資料の救出、県外からの資料救援ボランティアの受入体制整備等を行うものである。

当館は、発足当初から幹事館となり、令和6年度まで藤主任が副代表幹事を務めた。

令和6年度は、2月27日に県立紀伊風土記の丘にて幹事会及び研修会（同館共催）を開催した。

イ 研修・会議への参加（文書等の保存活用に直接関係するもの）

- ・国立公文書館「令和6年度全国公文書館長会議」
月 日 6月6日・7日
会 場 ベルサール九段・国立公文書館（東京都千代田区）
- ・内閣府大臣官房公文書管理課「公文書管理フォーラム（第5回）」
月 日 7月30日
会 場 オンライン受講
- ・国立公文書館「アーカイブズ研修Ⅰ」
月 日 8月19日～23日
会 場 オンライン受講
- ・和歌山県立近代美術館「博物館資料のデジタル・アーカイブ化に関する勉強会」
月 日 10月16日
会 場 和歌山県立近代美術館
- ・国立科学博物館「教員のための博物館の日」
月 日 12月13日
会 場 オンライン受講
- ・国立公文書館国際オンラインセミナー「紙媒体のアーカイブズ資料の保存修復」
月 日 1月31日
会 場 オンライン受講
- ・国立公文書館「アーカイブズ研修Ⅱ」
月 日 令和7年2月6日・7日
会 場 オンライン受講
- ・東京文化財研究所「フォーラム ポスト・エキヒュームSの資料保存を考える」
月 日 令和7年2月21日
会 場 オンライン受講

ウ メディア掲載・放送記録

月 日	メディア名	見出し等
4月25日	NHKニュース	和歌山県 移民関連資料をアーカイブで公開開始
5月 4日	ニュース和歌山	県立文書館 移民資料HPで公開 アメリカでの暮らし判明
6月25日	テレビ和歌山	和歌山県立文書館パネル展示「世界遺産登録20周年岩崎家文書にみる、100年前の高野山参詣」
7月 1日	和歌山特報	和歌山県立文書館パネル展示「世界遺産登録20周年岩崎家文書にみる、100年前の高野山参詣」
7月 6日	読売新聞	高野山参詣100年前の姿

(11) 文書館の利用状況

ア 月別利用状況 (特別整理期間 令和7年1月21日～1月31日)

月	利用者数	収蔵庫資料閲覧申請冊数及び件数						公文書の 行政利用		複写 申請 枚数	開館 日数	ウェブサイト アクセス数	
		古文書		公文書		行政資料・ 歴史図書等						アクセス数	ユーザー数
		冊数	件数	冊数	件数	冊数	件数	冊数	件数				
4	106	12	4	3	1	2	1	0	0	283	24	1,456	367
5	95	31	8	3	1	12	2	32	3	1,108	26	2,176	520
6	104	36	6	6	2	24	3	83	3	1,609	25	1,331	341
7	113	73	6	0	0	0	0	26	4	344	25	1,152	337
8	120	12	3	0	0	140	6	35	4	5,239	26	1,152	340
9	123	28	10	0	0	1	1	74	3	294	24	1,347	404
10	120	30	13	22	1	24	3	0	0	566	26	1,273	357
11	215	43	5	0	0	2	1	61	4	445	25	1,393	357
12	113	13	6	0	0	4	1	10	3	481	23	1,790	408
1	55	1	1	7	1	39	3	1	1	349	13	1,839	497
2	131	56	8	2	1	88	4	15	5	6,758	23	1,287	400
3	138	263	10	1	1	92	4	28	3	5,447	25	1,047	260
合計	1,433	598	80	44	8	428	29	365	33	22,923	285	17,243	4,588

イ 年度別利用状況

年度	利用者数	収蔵庫資料閲覧申請冊数及び件数						公文書の 行政利用		複写 申請 枚数	開館日 数	ウェブサイト アクセス数	
		古文書		公文書		行政資料・ 歴史図書等						アクセス数	ユーザー数
		冊数	件数	冊数	件数	冊数	件数	冊数	件数				
H5～R1	89,618	8,442	1,770	723	190	2,612	638	10,481	1,595	248,569	7,483	10,343	3,219
令和2	1,222	193	57	28	7	122	18	396	48	5,774	275	8,869	3,029
令和3	1,212	221	50	1	1	87	21	456	52	6,921	287	9,302	3,034
令和4	1,234	294	58	50	8	91	14	287	44	9,601	288	8,539	2,845
令和5	1,472	652	86	14	3	95	14	1,044	63	10,866	288	20,451	5,113
令和6	1,433	598	80	44	8	428	29	365	33	22,923	285	17,243	4,588
合計	96,191	10,400	2,101	860	217	3,435	734	13,029	1,835	304,654	8,906	74,747	21,828

* ウェブサイトアクセス数の解析ツールとして、Google Analytics 4を採用している。

ウ レファレンス記録件数

年 度	相談内容（記録件数）				合 計
	古文書	公文書	行政刊行物等	その他	
H 5 ～ R 1	280	28	26	397	731
令和 2	13	4	3	11	31
令和 3	12	6	7	14	39
令和 4	20	8	4	20	52
令和 5	38	6	13	26	83
令和 6	32	12	20	23	87
合計	395	64	73	491	1,023

* 上記の件数は当館職員がレファレンス記録票を作成したものに限るため、すべての相談件数を集計したものではない。また、1 件の相談で複数の分野にまたがる場合もあるため、必ずしも「相談内容（記録件数）」と内訳の合計は一致しない。

エ 文書等の館外貸出し

貸出文書等	貸出先	展覧会等名・会期
守先文庫 6 点 山裾織布場文書 3 点	和歌山県立博物館	常設展「きのくにの歩み—一人々の生活と文化—」 通年
和歌山県立文書館開館 15周年記念展示パネル 28枚	玉津島保存会	玉津島保存会展示会 令和 6 年 4 月 28 日～ 5 月 5 日
紀州家中系譜並に親類書 書上げ 3 点 北一夫氏旧蔵北家文書 1 点	和歌山市立博物館	企画展「陸奥宗光伯生誕 180 周年記念 陸奥宗 光と和歌山—宗光を支えた紀州の賢人—」 令和 6 年 7 月 6 日～ 9 月 8 日
丹生家文書 3 点	和歌山県立博物館	特別展「聖地巡礼—熊野と高野—」第Ⅱ期「神仏・ 祖師の住まう山—高野山上・山麓の宗教文化—」 令和 6 年 8 月 3 日～ 9 月 29 日
興国寺文書 1 点 堀内家文書 1 点	和歌山県立博物館	特別展「聖地巡礼—熊野と高野—」第Ⅲ期展示 「人・道・祈り—紀伊路・伊勢路・大辺路をゆく—」 令和 6 年 10 月 12 日～ 11 月 24 日
蜜柑方元締文書 1 点 御坊村文書 2 点 坂口俊夫家文書 1 点	安城市歴史博物館	特別展「地震と災難—宝永地震から三河地震まで—」 令和 6 年 11 月 30 日～ 1 月 19 日
県立図書館移管資料 2 点	わかやま歴史館	わかやま歴史館 2 階歴史展示室企画展示「和歌 山城の石垣発掘！」 令和 7 年 1 月 30 日～ 3 月 11 日

3 関係例規

(1) 和歌山県立文書館設置及び管理条例

平成5年3月30日和歌山県条例第1号

(設置)

第1条 歴史資料として重要な文書その他の資料（以下「文書等」という。）の収集及び保存を行うとともに、これらの活用を図り、もって県民の学術及び文化の発展に寄与するため、和歌山県立文書館（以下「文書館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 文書館は、和歌山市に置く。

(業務)

第3条 文書館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 文書等の収集及び保存に関すること。
- (2) 文書等の利用に関すること。
- (3) 文書等の調査研究に関すること。
- (4) 資料集等の編さん及び刊行に関すること。
- (5) 文書等についての知識の普及啓発に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、文書館の設置の目的を達成するため必要な業務

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、文書館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第3条第2号の規定は、同年7月31日から施行する。

(2) 和歌山県立文書館管理規則

平成5年3月31日和歌山県規則第21号

(目的)

第1条 この規則は、和歌山県立文書館設置及び管理条例（平成5年和歌山県条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、和歌山県立文書館（以下「文書館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 文書館の開館時間は、午前10時から午後6時までとする。ただし、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）は、午前10時から午後5時までとする。

2 文書館長（以下「館長」という。）は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に開館時間を変更することができる。

3 館長は、前項の規定により開館時間を変更しようとするときは、あらかじめその旨を文書館

に掲示しなければならない。

(休館日)

第3条 文書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) 館内整理日（1月にあっては1月4日（その日が月曜日に当たるときは、その翌日）、2月から12月までにあっては当該月の第2木曜日（その日が休日に当たるときは、その翌日））
- (4) 特別整理期間（館長が定める10日間。この場合、当該期間の計算には、月曜日を算入しない。）
- (5) 臨時休館日（前各号に掲げるもののほか、館長が必要と認め知事の承認を得た日）

2 前条第3項の規定は、前項第4号又は第5号の規定により休館する場合に準用する。

(入館制限等)

第4条 館長は、次の各号に掲げる者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 条例第1条に規定する文書等（以下「文書等」という。）を損傷し、又は損傷するおそれのある者
- (2) 文書館の秩序を乱し、又は乱すおそれのある者

(閲覧)

第5条 文書等の閲覧を請求しようとする者は、別記第1号様式による閲覧申請書を館長に提出しなければならない。

(利用に供しない文書等)

第6条 文書等のうち、次に掲げるのは、利用に供しないものとする。

- (1) 事案の完結後30年を経過しない県の公文書
- (2) 個人若しくは団体の秘密保持のため、又は公益上の理由により利用に供するのが不適当な文書等の全部又は一部
- (3) 寄贈又は寄託を受けた文書等で、寄贈者又は寄託者が利用に供さない旨指定したもの
- (4) 館長が整理又は保存上支障があると認めた文書等

(複写の承認及び費用負担)

第7条 文書等の複写を希望する者は、別記第2号様式による複写承認申請書を館長に提出しなければならない。

2 文書等の複写に必要な費用は、申請者が負担するものとする。

(館外貸出し)

第8条 文書等の貸出しは、行わないものとする。ただし、館長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第9条 利用者は、文書館の文書等を亡失し、又は損傷した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(寄贈又は寄託)

第10条 館長は、文書等の寄贈又は寄託を受けることができる。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、文書館の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第2条から第9条までの規定は、同年7月31日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第28号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和6年8月2日規則第71号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記第1号様式(第5条関係)

閲 覧 申 請 書

年 月 日

和歌山県立文書館長様

氏 名		勤務先又は 学 校 名	
住 所		電 話 番 号	
閲 覧 目 的			
整 理 番 号	文 書 名	*出	*納

注 *印の欄には、記入しないこと。

別記第2号様式(第7条関係)

複 写 承 認 申 請 書

年 月 日

和歌山県立文書館長様

氏 名		勤務先又は 学 校 名	
住 所		電 話 番 号	
使 用 目 的			
複 写 の 方 法	1 電子式複写 2 写真		
整 理 番 号	文 書 名	枚 数	
備考			

遵守事項

- (1) 複写物は、この申請書に記載した使用目的以外に使用しないこと。
- (2) 複写物の使用によって著作権法上の問題が生じたときは、申請者がその責任を負うこと。

(3) 和歌山県立文書館管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、和歌山県立文書館管理規則（平成5年和歌山県規則第21号。以下「規則」という。）第11条の規定により、和歌山県立文書館（以下「文書館」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(遵守事項)

第2条 古文書、公文書その他の資料（以下「文書等」という。）の閲覧を希望する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 筆記用具以外の携帯品は、閲覧室に持ち込まないこと。
- (2) 文書等を汚損又は破損するような行為をしないこと。
- (3) 閲覧室以外の場所での文書等の閲覧をしないこと。
- (4) 閲覧室において喫煙及び飲食をしないこと。
- (5) その他館長が必要と認め定めたこと。

(閲覧方法)

第3条 文書等のうち古文書の閲覧は、複製物により行うものとする。ただし、館長が必要と認める場合は、原本の閲覧を許可するものとする。

(文書等の複写)

第4条 館長は、文書等が複写によって破損のおそれがあるときは、複写を行わないことができる。

2 複写部数は1部とする。

3 文書等の複写は、文書館の職員又は館長の指定する者が行うものとする。

4 館長は、文書等の複写する場合において、申請者から次のとおり規則第7条第2項の規定による費用を徴するものとする。

複写使用機種	部数	料金
電子式複写機	1部	10円

(館外貸出)

第5条 規則第8条ただし書に規定する館長が特に必要と認めたときは、社会教育等の公共的目的を持つ展示会への出品等をする場合で、文書等の亡失及び損傷の防止に対し十分な配慮がなされていることが確認できるときとする。

2 文書等の館外貸出しの申請は、文書館文書等貸出許可申請書（別記第1号様式）による。

3 館外貸出しの期間は、60日以内とする。

(公文書の利用協議)

第6条 館長は、和歌山県公文書管理規程（平成13年和歌山県訓令第12号）第61条第2項の規定により引き継がれた保存文書のうち事案完結後30年を経過したものについて、当該文書の主務課長と保存期間及び一般利用に関する協議を行うものとする。

(行政利用)

第7条 公文書を行政利用する場合は、文書館保存公文書利用票（別記第2号様式）を館長に提出しなければならない。

2 行政利用により公文書を貸出する場合は、文書館保存公文書貸出簿（別記第3号様式）に所

要事項を記入しなければならない。

(文書等の寄贈)

第8条 文書等の寄贈申込みは、文書等寄贈申込書（別記第4号様式）によるものとする。

2 前項の規定により申込みを受けた場合には、寄贈文書等受領書（別記第5号様式）を交付するものとする。

3 寄贈文書等は寄贈文書等整理簿（別記第6号様式）により、適正に管理するものとする。

(文書等の寄託)

第9条 文書等の寄託申込みは、文書等寄託申込書（別記第7号様式）によるものとする。

2 前項の規定により申込みを受けた場合には、文書等寄託契約書（別記第8号様式）を締結するものとする。

3 寄託文書は寄託文書等整理簿（別記第9号様式）により、適正に管理するものとする。

(収蔵庫への立入りの制限)

第10条 原則として、文書館の職員以外の者の収蔵庫への立入りを禁止する。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(収蔵庫内の安全)

第11条 収蔵庫内の通気、防湿等に注意し、文書等の損傷の予防に努めるものとする。

2 収蔵庫内においての喫煙、又は火気使用はこれを禁止する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は館長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。ただし、第2条から第5条までの規定については、同年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年10月11日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に締結している文書等の寄託に係る契約については、なお従前の例による。

別記第1号様式（第5条関係）

文 書 館 文 書 等 貸 出 許 可 申 請 書		* 貸 出 番 号	
和歌山県立文書館長 様			
次のとおり文書館文書等の貸出しを受けたいので、申請します。			
申請年月日	年 月 日	* 許可年月日	年 月 日
申 請 者	住所 氏名 電話		
整理番号	文 書 名	冊(点)数	備 考
貸 出 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日		
利用の目的			
管理の方法			
* 貸 出 日	年 月 日	* 返 却 日	年 月 日
* 備 考			

注 * 印の欄には、記入しないこと。

別記第2号様式（第7条関係）

文 書 館 保 存 公 文 書 利 用 票

年 月 日

和歌山県立文書館長 様

所属名

氏 名

整理番号	文 書 名	* 出	* 納

注 * 印の欄には、記入しないこと。
文書を借用する場合は、別の手続をとること。

別記第3号様式（第7条関係）

文 書 館 保 存 公 文 書 貸 出 票

返 却	員 受領印	
	日	
	月	
借 用 者	印	
	氏 名	
	職 名	
所 属		
貸 出 文 書 等	文 書 名	
	整理番号	
貸 出 し	日	
	月	
	年	

別記第4号様式（第8条関係）

文 書 等 寄 贈 申 込 書

年 月 日

和歌山県立文書館長 様

住 所

氏 名

印

和歌山県立文書館管理要綱第8条の規定により、文書等を寄贈したいので下記のとおり申込みます。

記

1 文書名・数量

（別紙目録のとおり）

2 特約事項

別記第8号様式（第9条関係）

文書等寄託契約書

寄託者（以下「甲」という。）と受託者和歌山県（以下「乙」という。）は、文書等の寄託に関し、次のとおり契約する。

（目的）
第1条 甲は、乙に対し、甲の所有する文書等を寄託し、乙は、これを保管する。

（寄託期間）
第2条 寄託の期間は、 年 月 日から 年 月 日までの 年間とする。ただし、寄託期間の満了から2か月前までにいずれか一方から文書による別段の意思表示がないときは、自動的に従前の契約と同一条件で契約したものとみなす。

（保存）
第3条 乙は、乙所有文書と同様の注意をもって寄託文書を保存するものとする。
2 乙は、寄託文書の保存及び次条に定める利用のため必要があるときは、補修をすることができる。

（寄託文書の利用）
第4条 乙は、寄託文書を、乙又は一般利用者による調査研究等のために利用することができる。ただし、甲が利用させないものとして指定したものは、この限りでない。
2 乙は、寄託文書を保存し、かつ、一般の利用に供するために、必要に応じて電磁的記録、写真版その他の方式による複製物（以下「複製物」という。）を作成することができる。
3 乙による利用とは、次の各号をいう。
(1) 寄託文書の目録の作成及びその発行による公開
(2) 出版物等における論文、資料紹介等の執筆、並びにそれに伴う写真掲載及び翻刻
(3) 歴史講座、古文書講座等の教材としての使用
(4) 文書館内における展示（複製物の展示を含む。）
(5) 乙のウェブサイトを通じて複製物の公開
4 一般利用者による利用とは、次の各号をいう。
(1) 寄託文書の複製物による閲覧及び複写
(2) 寄託文書の原本による閲覧及び写真撮影
(3) 寄託文書に基づく論文、資料紹介等の執筆及び出版物等への掲載並びにそれに伴う写真掲載及び翻刻
(4) 乙のウェブサイトを通じて公開した複製物に基づく論文、資料紹介等の執筆及び出版物等への掲載並びにそれに伴う写真掲載及び翻刻
5 乙は、前項により作成した複製物について、寄託文書の返還後も前2項に規定する利用を行うことができる。

（経費の負担）
第5条 乙は、寄託文書の通常の管理に必要な経費を負担する。

（損害賠償の免除）
第6条 乙は、天災地変その他不可抗力による寄託文書の損害に対して、その責めを負わないものとする。

（事前協議）
第7条 甲は、第2条に規定する寄託期間満了前に寄託文書の返還を必要とする場合は、文書をもって事前に協議するものとする。

（返還の場所）
第8条 寄託文書の返還場所は、和歌山県立文書館とする。

（規定外事項）
第9条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を所持するものとする。

年 月 日

甲

乙 和歌山県知事

別記第9号様式（第9条関係）

寄託文書等整理簿

番 号	寄託者の住所・氏名	文書等の内容	冊数	寄託期間
				年 月 日～年 月 日
				年 月 日～年 月 日
				年 月 日～年 月 日
				年 月 日～年 月 日
				年 月 日～年 月 日
				年 月 日～年 月 日
				年 月 日～年 月 日
				年 月 日～年 月 日
				年 月 日～年 月 日
				年 月 日～年 月 日

(4) 和歌山県立文書館文書等取扱基本要領

(趣旨)

第1条 この要領は、和歌山県立文書館管理要綱第12条の規定に基づき、和歌山県立文書館（以下「文書館」という。）における歴史資料として重要な文書その他の資料（以下「文書等」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(文書等の区分等)

第2条 文書館が取り扱う文書等の区分、種別及び対象は、次の表のとおりとする。なお、表中引継文書を除く全ての文書等は、特別の管理を行う歴史的な資料として、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）第2条第2項第3号に該当するものである。

区 分	種 別	対 象
古文書	寄贈文書	和歌山県立文書館管理規則第10条の規定により寄贈を受けた文書等のうち行政刊行物等を除くもの
	寄託文書	和歌山県立文書館管理規則第10条の規定により寄託を受けた文書等
	購入文書	文書館が貴重な歴史資料と認めその散逸を防止するために購入した文書等のうち行政刊行物等を除くもの
	複製資料	複製により収集した文書等
公文書	引継文書	和歌山県公文書管理規程第61条第2項の規定により引き継がれた永久保存文書
	収集文書	和歌山県公文書管理規程第70条第1項等の規定により収集した歴史的価値のある廃棄文書等
	受入文書	和歌山県議会、監査委員、各種行政委員会及び県出資法人等から受け入れた歴史的価値のある廃棄文書等
行政刊行物等	行政資料	平成12年和歌山県訓令第23号に基づき収集する行政刊行物等 和歌山県議会、監査委員、各種行政委員会、及び県出資法人等の刊行物等 県内市町村等の刊行物等
	研究資料	和歌山県に関する図書、出版物及び資料 文書館（公文書館）に関する図書、出版物及び資料
	その他の資料	その他文書館長が必要と認めた刊行物等

(文書等の保存及び利用)

第3条 文書館が収集した文書等は収蔵庫で保存し、目録を整備して利用に供する。

2 文書等のうち特に重要なもの及び利用回数の多いものは、原本の保存に配慮して複製物を作成し、これを利用に供するものとする。

(収集基準)

第4条 古文書及び公文書の収集基準は、次のとおりとする。

- (1) 古文書は、和歌山県及び県内各地域の歴史を将来に伝えるために重要と認められる書状、記録等を、それが作成された年代にとらわれずに収集するものとする。
- (2) 公文書の収集基準は別に定めるものとする。

(委任)

第5条 この要領に定めるもののほか、文書等の収集・整理・保存・利用に関し 必要な事項は、

文書館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年7月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年11月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年7月18日から施行する。

(5) 和歌山県行政刊行物等の収集に関する訓令

平成12年7月11日

訓令第23号

和歌山県行政刊行物等の収集に関する訓令を次のように定める。

和歌山県行政刊行物等の収集に関する訓令

庁中一般

各地方機関

貴重な歴史資料となりうる県行政刊行物等の散逸を防ぐとともに、それらを長期にわたり有効活用するため、各所属長は、行政刊行物等を発行したときは、発行日から1月以内に行政刊行物等発行通知書（別記様式）により和歌山県立文書館長に通知するとともに、当該行政刊行物等を2部文書館に送付しなければならない。

記

行政刊行物等とは、各所属が職務上作成した印刷物で次に掲げるものをいう。

- 1 議会資料、監査資料、広報資料、統計資料、調査報告書、計画書、要望書、各所属の業務概要、事業又は施策の実績報告、研究紀要その他これに類するもの
- 2 地図、ちらし、パンフレットその他これに類するもの

別記様式

行政刊行物等発行通知書

年 月 日

和歌山県立文書館長 様

所属長名

行政刊行物等の名称	発行年月	備考
	年 月	
	年 月	
	年 月	
	年 月	

- (注) 1. 当該行政刊行物等に副題、年度(年)等の記載があるときは、「行政刊行物等の名称」の欄に、それらを併せて記入すること。
2. 一般公衆による利用を適当と認めない場合、あるいは行政による利用の制限等がある場合は、「備考」の欄に、その理由を記入すること。

Ⅱ 研究報告

公文書館等が提供する授業用教材の効果的な活用に向けて —「授業で使える和歌山の資料」を中心に—

寺前 駿

はじめに

本稿は、公文書館等⁽¹⁾の教育連携事業の1つとして考えられる、公文書館等が提供する授業用教材の特徴や課題を整理し、教員がその授業用教材を効果的に活用するために必要な取組、つまり①効果的な活用が見込まれる授業用教材とはどのようなものか、②歴史教育の刷新につなげるためにどのような授業用教材を公文書館等が提示するべきか、③授業用教材が学校の授業で活用されるための具体的な取組とは何か、を論じるものである。筆者は、過去に和歌山県立の高等学校地理歴史科教員として、歴史総合⁽²⁾、世界史、日本史といった歴史に関する科目を主に担当してきた。2024年度からは、和歌山県立文書館（以下、「当館」という。）の教育連携担当として、当館ホームページ「授業で使える和歌山の資料」で公開している授業用教材を作成している。このような教員経験者の立場として本稿を記す。

本稿における授業用教材とは、学習指導案や授業で使用するワークシート、資料の解説が記されたシート（以下、「解説シート」という。）等を含む、学校の授業での活用を想定した教材のことである。また、本稿における効果的な活用とは、教育上重視される歴史資料に関する学問的成果を踏まえて作成した授業用教材を用いて授業を実施したときに、多様な児童生徒それぞれが、学習内容に興味関心を持って、個々に必要な能力を伸ばす支えになること、現代社会を生きる上で必要な能力を伸ばし、平和で民主的な社会の発展のために主体的に行動できる資質・能力を持つことができる活用のこととする。

ソートン（2012）⁽³⁾は、全ての教育に関わる者が、学校プログラム全体の目標（大目標）、教育課程の目標、単元や授業の目標の3つのレベルのつながりをチェックしたり、評価したりすることが不可欠であると指摘する。また、大目標を設定する際の根拠を、生徒の興味関心や適性、社会生活からの要求、現代の学問的成果とする。つまり大目標は、教育に関わる全ての人々によって考え直されるべきであり、授業用教材を使用する各学校の実態によって変化するものである。

国内の公文書館等が提供する授業用教材は、都道府県立公文書館等⁽⁴⁾を中心に複数ある。これらの授業用教材は、①児童生徒が公文書館等を利用すること、②児童生徒が資料に触れること、③児童生徒が地域史を学ぶこと等の活動を取り入れている。①は利用することによって、公文書館等の役割の重要性を学ぶこと⁽⁵⁾を目指している。②は資料に触れることによって、資料読解による思考力の育成⁽⁶⁾、資料を活用する能力の育成⁽⁷⁾、具体的なものとして身近に感じること⁽⁸⁾を目指している。③は地域史を学ぶことによって、歴史を身近に感じること⁽⁹⁾、「中央」の歴史だけではない視点を得ること⁽¹⁰⁾を目指している。ただ授業用教材の全体の目標とそれぞれの授業用教材で達成したい目標のつながりについて論じているものは、新潟県立文書館の事例のみである。例えば、市村（1994）⁽¹¹⁾は、教員の立場から歴史教育の大目標について「自らの生き方を求め、いかによりよき社会を目指すかを学ぶため」とし、所蔵資料を活用した授業用教材の目標について「地域の視点を導入することによって多面的な歴史認識を培い、学ぶ意欲を育成すること」、「さまざまな角度から物事を見つめ、しっかりとした自分の意見を持つことができる」とし、その根拠として「身近な地域の人々が作り上げてきた生活や文化に直接触れる機会を持ち、歴史が自己を取り巻く現実の社会の中に流れていることを生徒に認識させてこそ、主体的学習態度・学ぶ意欲が育成できる」としており、各レベルの目標のつながりを意識して授業用教材を紹介している。一方、公文書館等の立場から大目標を明示したうえでそれぞれの授業用教材の目標とのつながりを論じる授業用教材はない。

ソーントンの指摘を踏まえると、大目標は各学校によって変化するものであるが、公文書館等も教育に関わる者として、大目標の内容や大目標と単元・授業レベルの目標のつながりを設定し、それを学校へと提示できるようにする必要がある。そこで本稿では、ソーントンが指摘する3つの根拠（生徒の興味関心や適正、社会生活からの要求、現代の学問的成果）を勘案し、先に記した効果的な活用が達成されることを公文書館等が提供する授業用教材の大目標に設定する。また、このような社会科教育に関する知見を公文書館等が提供する授業用教材に取り入れることによって、立場や考え方の異なる公文書館等と学校との連携が深まっていく1つの要因になるのではないかと考える。

そこで本稿の第1章では、特徴的な取組を行っている都道府県立公文書館等が提供する授業用教材のそれぞれの特徴と課題を整理する。第2章では、第1章で整理した特徴と課題を踏まえて、当館の「授業で使える和歌山の資料」で公開する授業用教材の目標が、本稿で設定する大目標といかに接続しているかを論じて、公文書館等と教員としての視点から授業用教材の効果的な活用のために必要な取組を提示したい。

1. 都道府県立公文書館等が提供する授業用教材の整理

本章では、特徴的な取組を行っている都道府県立公文書館等が提供する授業用教材の特徴と課題を整理する。1節では、複数の都道府県立公文書館等が提供する授業用教材を取り上げ、その特徴を整理する。2節では、1節で整理した各館の授業用教材の特徴から、公文書館等が提供する授業用教材の長所と課題を論じる。

1.1. 都道府県立公文書館等が提供する授業用教材の特徴

本節では、特徴的な取組を行っている新潟県立文書館、滋賀県立公文書館、山口県文書館、鳥取県立公文書館、福井県文書館が公開する授業用教材の分析を行う。なおこの順序は、分類のために筆者が配列したものである。表1は、ホームページ上で授業用教材を公開している都道府県立公文書館等の9館と刊行物で授業実践を紹介してきた新潟県立文書館の提供する授業用教材の概要をまとめたものである。

表1 都道府県立公文書館等が提供する授業用教材の概要（2025年7月4日時点）

館	管轄	タイトル	教材数	分類 ^{※1}	公開媒体（刊行物／HP）	授業用教材の項目	所蔵資料
栃木県立文書館	教育委員会	『学校教材史料集－授業に使うとちぎの史料－』	104	B	『学校教材史料集－授業に使うとちぎの史料－』	史料、解説、教材化の視点、授業展開例、参考例、出典、参考文献	古文書・公文書等
					https://www.pref.tochigi.lg.jp/m58/education/bunka/monjyokan/1183088982641.html		
群馬県立文書館	教育委員会	『授業で使えるぐんまの資料』、『教材づくりのための郷土資料の活用案』	152	B	刊行物 『授業で使えるぐんまの資料』	授業で使えるぐんまの資料 史料の画像、翻刻、意識、解説文、参考資料	古文書・公文書等
					https://www.pref.gunma.jp/site/monjyokan/130570.html https://www.pref.gunma.jp/site/monjyokan/130197.html	教材づくりのための郷土資料の活用案 資料の概要、学習指導要領との関連、授業における活用場面や活用方法、画像	

表1 都道府県立公文書館等が提供する授業用教材の概要（2025年7月4日時点）

館	管轄	タイトル	教材数	分類※1	公開媒体（刊行物／HP）	授業用教材の項目	所蔵資料
埼玉県立文書館	教育委員会	「授業に関連する文書館収蔵資料」	9	B		資料名、資料の画像、解説、資料が生かせる教科・単元等、その他、閲覧時の留意点	古文書・公文書等
					https://monjo.spec.ed.jp/gakkourenkei/jugyo-support		
新潟県立文書館	教育委員会	「史料と教育シリーズ」	8	A	『研究紀要』	各授業用教材によって異なる	古文書・公文書等
福井県立文書館	教育委員会	「学校向けアーカイブズガイド」、「ふくいのアーカイブズを活用した教材集」、「明治時代の新聞の教育活用」	76	A・B		学校向けアーカイブズガイド 画像、解説、資料の注目ポイント、関連資料や関連する展示、参考文献、翻刻文、現代語訳 ふくいのアーカイブズを活用した教材集	古文書・公文書等
					https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/bunsho/category/gakkoushiryou/493.html	資料、問い、解答例、この資料から学んでほしいこと、追加解説	
岐阜県歴史資料館	知事部局	「授業にも使える当館所蔵資料」	24	B		内容、解説、用語について、資料の授業等への利用について	古文書・公文書等
					https://www.pref.gifu.lg.jp/page/2482.html		
滋賀県立公文書館	知事部局	『『歴史公文書が語る 湖国』を用いた授業指導案集』、「公文書館所蔵資料を用いた学習指導案集」	12	A	『滋賀のアーカイブズ』	単元を貫く問い、育成したい資質・能力、単元の流れ、本時	公文書等（古文書なし）
					https://archives.pref.shiga.lg.jp/index.php/school		
和歌山県立文書館	知事部局	「授業で使える和歌山の資料」	16	A・B		資料、解説、活用のポイント、出典、関連資料・ウェブサイト等、参考文献	古文書・公文書等
					https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/archive/kyouiku/index.html		
鳥取県公文書館	知事部局	新鳥取県史を活用したデジタル郷土学習教材	66	B		画像・本文、釈文、意識、解説、参考文献	公文書等（古文書なし）
					https://www.pref.tottori.lg.jp/298337.htm		
山口県文書館	教育委員会	「アーカイブズガイドー学校教育編ー」	213	B		資料の画像、翻刻、意識、解説	古文書・公文書等
					https://archives.pref.yamaguchi.lg.jp/education/archives-guide/		

※1 1章2節で取り上げる授業用教材の分類 Aが教員が授業で活用するために作成した学習指導案や教材を公開している事例、Bが職員が授業のサポートとなる資料の解説などを記したシートを公開している事例

1.1.1 新潟県立文書館 ―各教員の歴史教育観を踏まえた授業用教材―

新潟県立文書館では、同館の刊行物である『研究紀要』⁽¹²⁾に1994年から2002年まで全8回の「史料と教育シリーズ」と題して、新潟県内の学校教員が同館の所蔵資料を中心に新潟県に關係する資料を活用した授業実践を紹介する論考を発表してきた。本シリーズを執筆した教員の校種と人数は、小学校2名、中学校2名、高等学校4名である。学習内容は、小学校が、江戸時代の身分制度、鎌倉武士のくらしの2点、中学校が、江戸時代後期の異国船渡来と打ちこわし、自由民権運動の2点、高等学校が、文明開化と殖産興業、天明の大飢饉、江戸時代の特産品、情報公開制度の4点の計8点である。

本シリーズの特徴は、①文書館職員ではなく教員が作成していること、②教員が実施した授業実践を紹介していること、③単元設定の理由を記して、各教員の歴史教育観との接続をはかっていることがある。

西沢（1995）⁽¹³⁾は、生徒に「歴史学習が楽しいと感じられるのはどんなときか」とのアンケートを実施し、結果を①テストでよい点を取ったとき、②テレビなどに習ったものが出たとき、③個々の知識の関連を知ったとき、④今までの認識がひっくり返ったとき、⑤身近な地域の歴史が出てきたときと分類した。その上で、生徒側に立った授業を重視し、この条件を満たす授業を目指し、身近な地域の実物資料を中心においた授業用教材を開発している。本間（1998）⁽¹⁴⁾は、生徒に「歴史を好きになってほしい」という願いから、地域の資料を単元に組み込み体験活動を授業実践に取り入れている。佐々木（1999）は、卒業後も地元に残る生徒が多いとの認識から、「中央政権中心の一般的な歴史」だけでなく「地方に密着した歴史」を学ぶことや為政者からではなく支配される側の視点を学ぶことが重要だと考え、当時に生きた人の本当の心や生きざま、雰囲気ダイレクトに伝わるとする史料を活用する授業実践を紹介している。兵藤（2001）⁽¹⁵⁾は、社会の変化が激しい現代において、問題解決の過程を通して社会事象を把握し、社会認識を形成することが重要とし、身近な施設である文書館の資料や人材を活用して、地元の自由民権運動を探究し、それを生徒が評価する活動を取り入れた授業実践を行っている。

このように、執筆者によって対立し得るものもあると考えられるが、それぞれ執筆者が歴史を教える意味について考察した上で、その接続を目指した授業実践を紹介していることが、本シリーズの最も大きな特徴である。

1.1.2. 滋賀県立公文書館 ―多様な立場の人々の対話による授業用教材集の作成―

滋賀県立公文書館では、同館の刊行物である『滋賀のアーカイブズ』⁽¹⁶⁾に2022年に「『歴史公文書が語る湖国』を用いた授業指導案集」、2023年に「公文書館所蔵資料を用いた学習指導案集」と題して、滋賀県内の小学校・中学校・高等学校教員が、日本近代史が専門の大学教員や公文書館職員、教育委員会職員との研究会での議論を行って作成した、同館の所蔵資料を活用した授業実践を紹介している。刊行の目的は、子どもたちに滋賀県の歴史をより深く知ってもらいたいと考え、実際の授業で活用しやすくするためとしている⁽¹⁷⁾。これらの刊行物は、ホームページ上にてPDF形式で全て公開されている。教材数は、小学校1点、中学校6点、高等学校5点である。学習内容は、小学校が、第4学年社会科での水害からの防災学習、中学校が、「近代国家へのあゆみ」、「日清・日露の戦争と東アジアの動き」、「立憲制国家の成立」、「姉川地震を題材に想定する防災と減災」、「近代滋賀の貧困対策」、総合的な学習の時間での地域学習、高等学校が、「富国強兵と文明開化」、「大正デモクラシーと政党政治」、「滋賀県における文明開化」、「滋賀県における名所・史跡の観光活用の歴史」、総合的な探究の時間での主権者教育である。

この刊行物の特徴は、①文書館職員ではなく教員が執筆していること、②授業実践の掲載項目（「単

元を貫く問い」・「育成したい資質・能力」・「単元の流れ」・「本時」)を統一していること、③各機関と協議を重ねた上で授業用教材を作成していることがある。

宮坂(2022)⁽¹⁸⁾は、収録された授業用教材の特徴を「社会生活とより密接な「近現代」に限定した内容であること」、「歴史の結果だけではなく、詳しい意思決定過程を示していること」、「歴史叙述の根拠となる史料を豊富に紹介していること」としている。そして、渡部(2019)⁽¹⁹⁾が取り上げる「正統的周辺参加」を引用し、授業実践の内容は、生徒たちが滋賀県もしくは自分の住む地域の「正統なる構成員として大人たちに承認される」ために必要な知識となるようなテーマになっているとする。そのため、滋賀県を構成する大人に対して「子どもたちが所属を希望する集団」になること、そして本県の歴史に関する知識を「常識」として共有することを呼びかけている。また、宮坂(2023)⁽²⁰⁾では、各資料の魅力を十分に理解した教員の熱を持った的確な導きによって、資料ににじむ先人たちの苦闘を追体験する生徒たちは、教育基本法第1条「教育の目的」で謳^{うた}われる「平和的な国家及び社会の形成者」に近づいていくとしている。

本書は、それぞれの授業用教材と大目標のつながりに関する記述はないが、宮坂(2022)、宮坂(2023)が指摘する大目標のもとに統一性をもった授業実践が紹介されていることが最も大きな特徴である。

1.1.3. 山口県文書館 一幅広い時代を網羅する館蔵資料を活用した授業用教材

山口県文書館では、ホームページ上で「アーカイブズガイドー学校教育編ー」⁽²¹⁾と題して、同館の所蔵資料の画像と資料の授業等での活用を意識した解説文を1枚のシートにしたものを公開している。これらのシートの基本的なスタンスは「日本の歴史を学ぶ上で、理解の助けになる館蔵資料を紹介し、活用してもらう」こととし、あくまでも文書館は学校教育のサポートであると位置づけている⁽²²⁾。資料の選定の基準は、「視覚に訴えるビジュアル的に優れた資料」、「著名な人物、重大事件に関する資料」、「児童生徒の生活経験に根差す地域の資料」、「意外性があり、知的好奇心を刺激するような資料」、「中央と地方の歴史のつながりを感じることのできる資料」としている⁽²³⁾。また、中学校の歴史的分野の教科書と対応したシートの一覧表をつくっている。

山口県文書館の授業用教材の特徴は、①シートの内容が古代から現代にかけて網羅されていること、②資料の解説が中心であること、③同館の所蔵資料であれば地域史の内容にこだわっていないことがある。

「ツタンカーメンの黄金のマスク」⁽²⁴⁾の写真資料のように同館の所蔵資料であるが山口県の歴史との関わりが薄い資料であっても、「エジプト文明」と題してエジプト文明やツタンカーメンの黄金のマスクに関する解説を記したシートを作成している。このように、地域との関わりにこだわらず、幅広い時代を網羅している授業用教材であることが最も大きな特徴である。

1.1.4. 鳥取県立公文書館 一幅広い時代を網羅する地域との関わりを記す授業用教材

鳥取県立公文書館では、ホームページ上で「新鳥取県史を活用したデジタル郷土学習教材」⁽²⁵⁾と題して、「新鳥取県史編さん事業」で収集した資料を中心に、学校での活用を図ることを目指して、資料の画像と解説を記載したシートを公開している。これは、郷土の歴史文化を担う人材の育成や県民の「ふるさと鳥取」に対する愛着や誇りの醸成を図ることを目的とした「ふるさと鳥取歴史情報活用推進事業」の一環として、公文書館職員、教員、教育委員会職員等が連携し作成したものである。作成方針は5つあり、(ア)全国的な歴史を学ぶ中で、教科書の内容に沿ったテーマ設定を行い、鳥取県の特色ある歴史を学習できるように資料を選定していること、(イ)解説文には資料内容の解説だけでなく、市の史料を取り巻く歴史的背景や、その資料から浮かび上がる当時の鳥取県の様子についても言及し鳥取県の歴史を手軽に学べる完結でわかりやすい内容を意識していること、(ウ)1つのテーマに対

してA4サイズ1枚のシートにし、ICT教育等にも対応した活用しやすい形での教材の提供をしていること、(エ)教材に「問いかけ」を用意したり、原本画像や資料本文を掲載し具体的にイメージできるようにしたりして、生徒の主体的で深い学びへ対応していること、(オ)授業等の実践や教員との連携を踏まえて随時、内容を見直し、教材の質的向上と取組みを継続することがある⁽²⁶⁾。

鳥取県立公文書館の授業用教材の特徴は、①シートの内容が古代から現代にかけてほぼ網羅していること、②資料の解説が中心であること、③館蔵資料にこだわらず鳥取県の歴史を学ぶことができる資料を取り入れていることがある。

特に、「新鳥取県史編さん事業」で収集した鳥取県内の博物館等の機関や個人蔵の資料に加えて、県外の機関が所蔵する鳥取県に関連する資料も対象として、全国的な歴史と鳥取県内の歴史をつなげて学習できるシートになっていることが最も大きな特徴である。

1.1.5. 福井県文書館 一文書館作成の解説シートと教員作成のワークシートをともに紹介

福井県文書館では、ホームページ上で「学校向けアーカイブズガイド」⁽²⁷⁾、「ふくいのアークाइブズを活用した教材集」⁽²⁸⁾、「明治時代の新聞の教育活用」⁽²⁹⁾を公開している。

「学校向けアーカイブズガイド」は、「デジタルアーカイブ福井」で公開している資料から、授業で活用しやすいものを選び、資料の画像と解説を記載したシートを公開している。シートには、資料の画像、福井とのかかわりを記した解説、資料の注目ポイント、関連資料や関連する展示、参考文献、必要に応じて翻刻文、現代語訳を記載している。このページの作成の目的は、教員が授業を進めるうえで、生徒の理解の助けになるような資料や、福井に関わる資料を紹介し生徒が資料を通して福井の歴史に触れる機会を設けることを目的とし、あくまで学校教育に利用可能な資料の紹介・提供が目的であり、所蔵資料を使って体系的に歴史を語ることはないとしている⁽³⁰⁾。また、教科書に掲載されている資料と福井との関わりを知ること、歴史を身近なもの、具体的なものとしてとらえることができるとしている⁽³¹⁾。

「ふくいのアークाइブズを活用した教材集」は、「学校向けアーカイブズガイド」を参考に高等学校地理歴史科教員の協力のもと作成したものである。教材には、資料、資料に関する問い、解答例、この資料から学んでほしいこと、資料に関する追加の解説が記されている。作成の目的は、教材集を通して福井県のアーカイブズ（記録資料）への関心を高めるとともに、多様な資料の読解により思考力・判断力を養ってもらうこととしている⁽³²⁾。

「明治時代の新聞の教育活用」は、「デジタルアーカイブ福井」で公開している新聞画像（1882～1891年）の中から、中学校・高等学校の教材として活用可能な記事を30点選定したもの、1890年の福井中学校の修学旅行関係の記事、新聞画像を活用したワークシート4点を公開している。ワークシートには、画像、補足・用語説明、複数の発問例を記載している。児童生徒たちにとって100年以上前の郷土の新聞に触れることは貴重な機会であり、これを活用することによって児童生徒の興味・関心を喚起することができることや、新聞記事の読解や要約の作業を通して歴史学習において重視される「資料活用能力」の養成につながるとしている⁽³³⁾。

福井県文書館の授業用教材の特徴は、①文書館職員が作成した解説文を記したシートと教員が作成した教材やワークシートを両方掲載していること、②シートは資料の解説文の他に授業での活用のポイントや関連資料を記載していること、③教員が作成した教材やワークシートには複数の問いが記されていることがある。

福井県文書館では、「学校向けアーカイブズガイド」で、職員が授業のサポートとなる資料の解説などを記したシートを作成し、「ふくいのアークाइブズを活用した教材集」と「明治時代の新聞の教育活用」で、教員が実際の授業で活用するために作成した学習指導案やワークシートを作成している。こ

これらの授業用教材は、文書館と教員で両者それぞれの専門性を生かしており、その両方をホームページ上で公開していることが最も大きな特徴である。

1.2. 都道府県立公文書館等が提供する授業用教材の長所と課題

本節では、1節で取り上げた都道府県立公文書館等が提供する授業用教材を教員が学校現場で用いる際の長所と課題を整理する。はじめに多くの館で共通する授業用教材の特徴を整理し、次に館による授業用教材の違いを分類した上で、都道府県立公文書館等が提供する授業用教材の長所と課題を論じる。

1.2.1. 都道府県立公文書館等が提供する授業用教材の共通する特徴

都道府県立公文書館等が提供する授業用教材は、①主に自館で所蔵する資料を活用していること、②地域の歴史と教科書等で記される歴史の関連を示していること、③日本の近世以降の歴史学習で扱うことを想定した教材の割合が高いことが共通する特徴である。

①は、アーカイブズ機関はアーカイブズ資料を取得、保存および利用等に責任をもつ機関であり⁽³⁴⁾、各機関が所蔵資料の利用に供することの1つの形態として授業用教材を位置付けているためである。②は、それぞれの都道府県立公文書館等が自らの地方公共団体に関する資料を収集し、利用に供しているため、その地域の歴史と関連する授業用教材が作られるためである。③は、都道府県立公文書館等が近世以降の資料を収集することが多いためだと考えられる。ただ古代・中世の歴史、世界史、地理、公民等を想定した授業用教材が全く存在しないわけではない。例えば、山口県文書館では、32点の古代・中世に関する授業用教材がある⁽³⁵⁾。これらの活用している資料の多くは、近世以降に作られた古代・中世に関する内容が記載されている資料である。鳥取県立公文書館でも、23点の古代・中世に関する授業用教材がある⁽³⁶⁾。これは、館蔵資料だけでなく鳥取県と関わりのある資料を活用した事例である。また山口県文書館では、収集した資料に含まれていた近世以降の資料を活用してエジプト文明や聖書、インカ帝国などの世界史を想定した授業用教材もある。新潟県立文書館の「史料と教育シリーズ」のうち坂上（2002）⁽³⁷⁾では、公文書館等を活用することで情報公開制度について学習する活動を取り入れた公民科の授業用教材を開発している。滋賀県立公文書館では、中学校と高等学校の総合的な学習（探究）の時間での活用を想定した授業用教材がある⁽³⁸⁾。

1.2.2. 都道府県立公文書館等が提供する授業用教材の違い

都道府県立公文書館等が提供する授業用教材を整理すると表2のとおり、A教員が実際の授業で活用するために作成した学習指導案や教材を公開している事例、B職員が授業のサポートとなる資料の解説などを記したシートを公開している事例の2つに分類できる。

表2 都道府県立公文書館等が提供する授業用教材の分類

分類	A教員が授業で活用するために作成した学習指導案や教材を公開している事例	B職員が授業のサポートとなる資料の解説などを記したシートを公開している事例
主な作成者	教員・教育委員会から配置されている職員	歴史学等の知識を有する職員等
内容	学習指導案、ワークシート	解説シート
利点	事前の教材研究の負担が少ない	当該資料に関する専門的な知見が得られる
欠点	異なる文脈をもつ学校での活用しにくさ	事前の教材研究の負担が大きい
県	新潟県、福井県、滋賀県、和歌山県	栃木県、群馬県、埼玉県、福井県、岐阜県、和歌山県、鳥取県立、山口県

A教員が授業で活用するために作成した学習指導案や教材を公開している事例は、新潟県立文書館や滋賀県立公文書館等の授業用教材があてはまる。これは、資料を活用した学習指導案やワークシート、具体的な発問例があるため、活用する教員が教材研究の負担を少なく授業で使うことができる。ただ、提供する授業用教材が想定する児童生徒観と大きく異なる文脈を持つ児童生徒が多くいる学校では、教材の活用が難しくなる。この分類のうち、新潟県立文書館の授業用教材は、各教員がそれぞれの大目標をもって、それと接続させた授業を紹介しており、それぞれの授業によって大目標に違いがある。一方、滋賀県立公文書館の授業用教材は、研究会を結成し、意見交換を重ねて授業を作成しているため、統一性をもった大目標のもとに授業が紹介されている。

B職員が授業のサポートとなる資料の解説などを記したシートを公開している事例は、山口県文書館や鳥取県立公文書館等の授業用教材があてはまる。Aの事例と比較すると、教員が資料や解説シートをもとに授業の展開や発問を考える等の教材研究の負担が大きい。しかし、教員は資料に関する専門家でないことが多いため、この事例では、資料に関する解説などの専門的な知見を授業に取り入れられる。この分類のうち、山口県文書館の授業用教材は、館蔵資料を活用して、地域史にこだわらず解説シートを作成している。一方、鳥取県立公文書館の授業用教材は、館蔵資料にこだわらず、全国的な歴史と鳥取県の歴史のつながりを記した解説シートを作成している。

上記の2つの事例の分類をともに取り入れているのが、福井県文書館の授業用教材である。「ふくいアーカイブズを活用した教材集」では、Aの事例に分類される福井県内の教員が作成したシートを活用した教材を公開しており、「学校向けアーカイブズガイド」では、Bの事例に分類される資料の解説などを記したシートを公開している。

1.2.3. 都道府県立公文書館等が提供する授業用教材の長所と課題

上記の整理を踏まえながら、「はじめに」で記した効果的な活用（教育上重視される歴史資料に関する学問的成果を踏まえた授業用教材を用いて授業を実施したときに、多様な児童生徒それぞれが、学習内容に興味関心を持って、個々の生徒に必要な能力を伸ばす支えになること、現代社会を生きる上で必要な能力を伸ばし、平和で民主的な社会の発展のために主体的に行動できる資質・能力を持つことが達成される活用のこと）の観点から都道府県立公文書館等が提供する授業用教材の長所と課題を記す。

長所の1つ目は、資料と授業をつなぐ教材になっていることである。都道府県立公文書館等が所蔵する資料を活用した授業用教材は、資料読解等の活用を通じて、児童生徒が主体的に歴史学習に取り組むことができる。これは、公文書館等の視点からみると、所蔵資料の活用に貢献する。さらに、公文書館等の専門職員が持つ、「人間の思考、感情、活動の産物であり、またそれを実施するものでもある記録情報を科学的に研究し、それらを長期的に保存し、時間と空間を超えてより自由にかつ適正に利用できるようにすることを通して、生活、事業活動、文化、社会に貢献しようとする学術的・応用の学問分野である」⁽³⁹⁾ アーカイブズ学に関する知見を教材に取り入れられることも長所である⁽⁴⁰⁾。一方、教員の視点からみると、将来歴史資料に関わる専門家になる児童生徒はごく一部であるため、学問的成果の全てを授業用教材に取り入れるのではなく、教育的観点から見て重視される歴史資料に関する専門的な知見を授業に取り入れることが重要となる。

2つ目は、児童生徒にとって身近な地域から学習できる教材になっていることである。教員の視点からみると、これは児童生徒が学習内容に対する関心を持つきっかけになりやすい。さらに、児童生徒が学習内容と自らや自らの生きている社会との関わりに気付き、社会的事象に関心を持つことで、平和で民主的な社会の発展のために行動する資質や能力をつけることができる可能性が高まる。また、身近な地域の資料に触れることで、児童生徒が属する共同体への愛着を生むことにつながる可能性がある。人々が共同体の熟議に参加し、参加民主主義を達成するためには、共同体への愛着が基礎とな

る⁽⁴¹⁾。これは、共同体を構成する人々が多様であると認めることやその共同体の外にいる人々を排除しないことが前提である。公文書館等の視点からみると、地域に存在する歴史資料として重要な文書等に児童生徒が触れる機会をつくることで、それを保存することの重要性に気づき、公文書館等の役割を学ぶことができる。

課題の1つ目は、近世以降の日本史を想定した教材の割合が高いことである。近世以降の日本史以外の時代・地域の歴史や歴史以外の分野の内容を扱った授業用教材は存在するが、近世以降の日本史と比較すると少ない。教員の視点からみると、資料を活用した授業用教材は、近世以降の日本史だけでなく幅広い分野で重視される⁽⁴²⁾。そのため、幅広い分野での資料の活用を取り入れた授業用教材の開発が必要となる。公文書館等の視点からみると、所蔵資料の年代に偏りがあることが原因となって、この課題が生まれている。しかし、「ツタンカーメンの黄金のマスク」⁽⁴³⁾の写真資料は、資料は近代以降のものであったとしても、授業では別の時代・分野での活用が想定されている。このように、既存の所蔵資料を、多様な時代・分野での活用を想定した授業用教材の作成することは可能である。

2つ目は、公文書館等が提示する大目標とそれぞれの授業用教材の目標のつながりが明示されていないことである。新潟県立文書館の史料と教育シリーズには、それぞれ執筆した教員の歴史教育観と授業実践のつながりが記されていたが、他の授業用教材に、公文書館等が提示する大目標とのつながりを明示したものはない。教員の視点からみると、レヴスティック・バートン（2015）は、多くの教員の教育における目的となっている、カリキュラムを網羅すること、統制を維持していくことに着目し、この目的では児童生徒が参加民主主義・多元主義的民主主義の視点を持つ市民性の育成にはつながらないとしている。上記の目的から教員の姿勢を脱却するためには、それぞれの教員が明瞭に考察され、はっきりと意識された歴史教育の大目標を持つことが重要であると指摘する。しかし、教員が1人で継続的に大目標とのつながりを意識した授業を行うことは、非常に負担が大きい。そのため、多様な機関が大目標とのつながりを明示した授業用教材のモデルを提示することは重要であるとする。公文書館等の視点からみると、2010年にInternational Council on Archives円卓会議オスロ大会で採択された世界アーカイブ宣言では、「アーカイブは、意思決定、行動、記憶を記録する。アーカイブは世代から世代へ引き継がれる唯一無二にしてかけがえのない文化遺産である。アーカイブはその作成段階からそれ自身の価値と意味を保存するために管理される。アーカイブは説明責任の義務及び透明性ある行政経営活動の支えとなる、権威ある情報源である。アーカイブは個々人及び共同体の記憶を保護し、それに寄与することによって、社会の発展に重要な役割を担う。アーカイブへの自由なアクセスは、人間社会の知識を豊かにし、民主主義を促進し、市民の権利をまもり、生活の質を向上させる。」⁽⁴⁴⁾とある。これは、本稿の大目標とも共通する部分が多い。しかし、大目標とそれぞれの授業用教材の目標のつながりを公文書館等が明示しないことは、教員が授業用教材を活用したとしても、世界アーカイブ宣言が示す理念の達成につながらない可能性が生まれる。

そこで次章では、上記の長所を活かしつつ、課題の解決を目指した当館が提供する大目標とのつながりを明示した授業用教材について取り上げる。

2. 「授業で使える和歌山の資料」の効果的な活用に向けて

本章では、当館のデジタルアーカイブ「和歌山県歴史資料アーカイブ」内で公開している「授業で使える和歌山の資料」⁽⁴⁵⁾の授業用教材について、1章で整理した公文書館等が提供する授業用教材の長所と課題について踏まえながら検討を行う。1節では、「授業で使える和歌山の資料」の概要を記す。2節では、「授業で使える和歌山の資料」の解説シート、ワークシートを各シートの目標から分類し、大目標とのつながりを論じる。3節では、これまでの整理を踏まえて、「授業で使える和歌山の資料」の授業用教材の長所と課題を指摘する。

以下の表3は、「授業で使える和歌山の資料」で公開中の授業用教材の各シートのタイトルと概要である。また、図1は「高野山と大衆文化」の解説シート、図2はそれに対応する「時代による人々の高野山に対するとらえ方の違いは何だろう？」のワークシートである。

表3 「授業で使える和歌山の資料」で公開中の授業用教材

	解説シートのタイトルと概要	対応するワークシートのタイトル
1	唐の繁栄－耐久高校に伝わる『貞観政要』－ 「耐久梧陵文庫」（耐久高校所蔵）に含まれる唐の太宗と重臣の議論を記録した書籍	未作成
2	キリシタン禁制－密告者には褒美を与える－ 和歌山市大川に伝わった1682（天和2）年のキリシタン禁制の触書	キリスト教の禁止は何をもたらしたのだろう？
3	大塩の乱－粉河の旧家に残されていた大塩平八郎の人相書－ 1837（天保8）年に起こった大塩の乱の首謀者を指名手配するための人相書の写し	大塩の乱が起こった社会的背景とは何だろう？
4	清の繁栄－『万寿盛典』初集からみる多民族国家の姿－ 「濱口梧陵文庫」（和歌山県立図書館所蔵）に含まれる1713年、清の康熙帝の60歳の誕生日に開催された祝典の様子が記された書籍	清代の中国と江戸時代の日本の社会の違いは何だろう？
5	將軍継嗣問題－和歌山に残る古文書からみる資料の特質－ 1858（安政5）年に徳川慶福（のちの家茂）が將軍の跡継ぎに決まったこと、それに伴う一橋派の処分等を知らせる風聞を記した文書	未作成
6	桜田門外の変－幕末の転換点を紀州に伝える資料－ 1860（万延元）年の桜田門外の変を知らせる風聞を記した文書	未作成
7	学制の布達－和歌山県における小学校教育のはじまり－ 1872（明治5年）に発布された学制に関する和歌山県の布達	明治時代に出された学制は、どのような人の育成を目指したのだろう？ 和歌山の視点から「近代化への問い」をつくろう！
8	地券－和歌山県における地租改正－ 明治初年の地租改正に際して発行された和歌山県内の地券（改正地券）	地租改正がもたらしたことは何だろう？ 和歌山の視点から「近代化への問い」をつくろう！
9	明治時代初期の家族のかたち－近代化と向き合う人々－ 和歌山市園部に伝わった明治時代初期の離婚に関する文書	和歌山の視点から「近代化への問い」をつくろう！
10	紀北の自由民権運動－粉河の実学社による国会開設建白－ 1880（明治13）年、実学社の児玉仲児らが太政大臣の三条実美宛に提出した国会開設建白書	自由民権運動は和歌山の人々に何をもたらしたのだろう？ 和歌山の視点から「近代化への問い」をつくろう！
11	紀南の自由民権運動－幻の「田辺改進黨」構想－ 自由民権運動の高まりを受け、明治期に田辺で結成が目指された「田辺改進黨」の団結趣意書	自由民権運動は和歌山の人々に何をもたらしたのだろう？ 和歌山の視点から「近代化への問い」をつくろう！
12	和歌山の自由民権運動－木国同友会と濱口梧陵－ 1881（明治14）年に濱口梧陵を会長として結成された木国同友会の仮規則	自由民権運動は和歌山の人々に何をもたらしたのだろう？ 和歌山の視点から「近代化への問い」をつくろう！
13	近代産業の発展－和歌山の工業化の原動力となった綿ネル業－ 明治初期の和歌山で生まれ、多くの関連産業の発展を促した綿ネル（紀州ネル）の見本帳	「綿ネル」が与えた影響はどのようなものだったのだろう？ 和歌山の視点から「近代化への問い」をつくろう！
14	那賀地方の移民－サンフランシスコからの注文書－ 明治時代に那賀地方からアメリカ合衆国へと移住した堂本普之進が和歌山に暮らす兄へと送った注文書の控え	なぜ人は移動するのだろう？ 和歌山の視点から「近代化への問い」をつくろう！
15	高野山と大衆文化－観光と宗教のはざまでゆれる「聖地」－ 旧紀三井寺村（現和歌山市紀三井寺）の岩崎家に伝わった文書群のうち、大正時代の高野山参詣に関する資料	時代による人々の高野山に対するとらえ方の違いは何だろう？
16	和歌山の公害対策－高度経済成長の光と影－ 和歌山県の広報紙『県民の友』の和歌山県の公害対策に関する記事	「経済成長」とはどのようにあるべきなのだろう？

図1 「授業で使える和歌山の資料」解説シート「高野山と大衆文化」

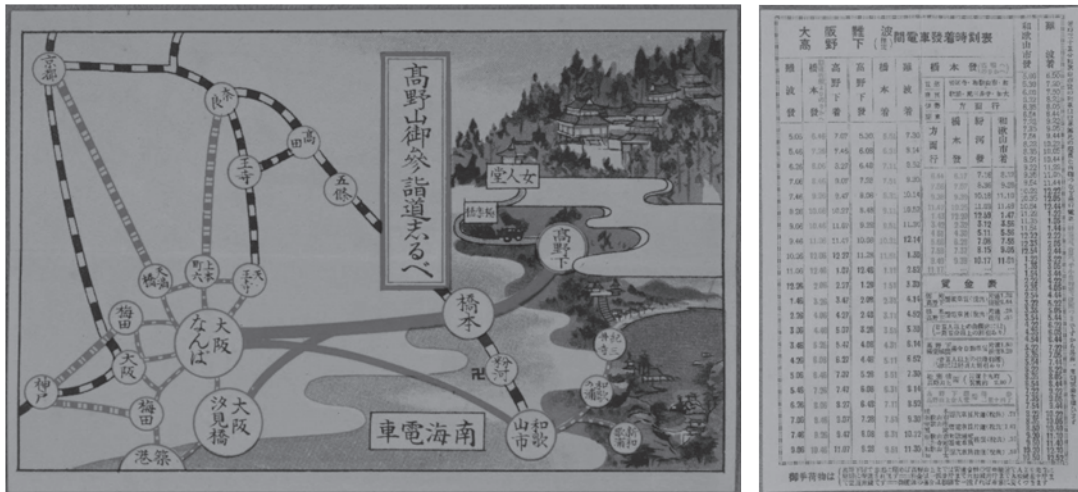
和歌山県立文書館「授業で使える和歌山の資料」

高野山と大衆文化 —観光と宗教のはざまでゆれる「聖地」—

大正時代は都市化と工業化が進み、東京や大阪などの大都市ではレジャーを楽しむ人々が増加しました。大阪の近くに位置する高野山では、鉄道を利用した参詣者が多く訪れ、周辺地域では観光関係の産業が発達しました。和歌山市紀三井寺の岩崎家に伝えられた当時の高野山観光に関する資料から、大正時代の高野山参詣についてみていきます。

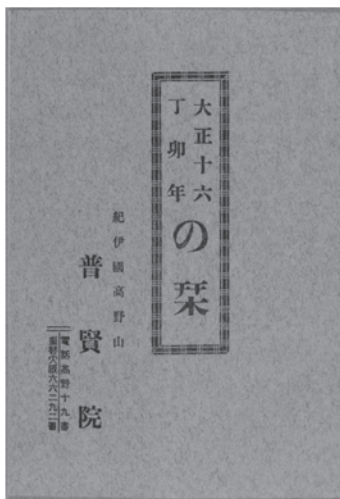
1 資料

【資料1】高野山御参詣道しるべ・大阪難波高野下間電車発着時刻表



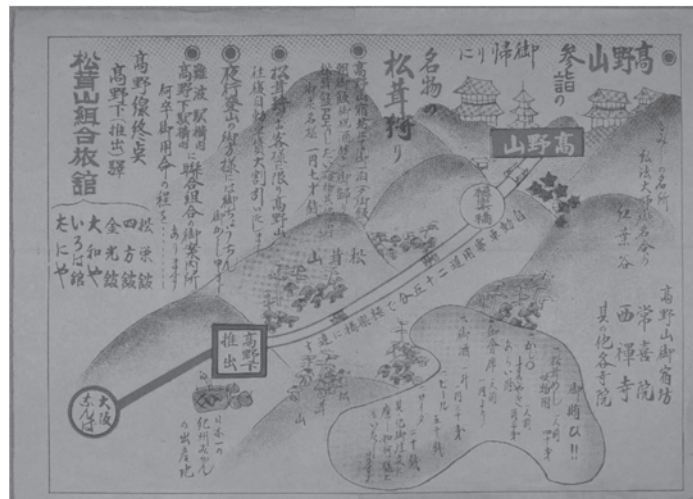
* 資料全体のデジタル画像

【資料2】大正十六丁卯年の栞



* 資料全体のデジタル画像

【資料3】高野山宿坊、松茸山組合旅館等各種案内広告



* 資料全体のデジタル画像

2 解説

(1) 前近代までの高野山

平安時代初期、真言宗を開いた空海は、ユーラシア全域から人々が集う国際都市であった唐の長安^{あんなん}に行き密教^{みつぎょう}を学び、その後、高野山に金剛峯寺^{こんごうぶじ}を建てました。平安時代末期には、仏教を厚く信仰する上皇や多くの貴族が、高野詣^{こうやもうで}を繰り返しました。江戸時代には、庶民の間にも高野山参詣が広く行われました。江戸時代までの高野山は、広い寺領を所有して経済的に自立していましたが、明治時代に入ると、寺領を新政府に奉還して経済的に困窮しました。また、江戸時代までの高野山は女性が入山できない女人禁制^{にょにんきんせい}でしたが、明治時代になり女人禁制が解かれました。

(2) 欧米での大衆社会の出現

19世紀末の欧米諸国では、第2次産業革命¹による工業生産の拡大や賃金の上昇、植民地からの収益などによって国民の生活水準が上昇しました。その結果、農民・労働者などの職業的な枠を超えた集団が多くを占める大衆社会が成立しました。工業生産の拡大によって商品が大量生産、大量消費されました。また、賃金の上昇や労働時間の短縮による余暇の増加により、大衆はレジャーや雑誌、近代スポーツ、映画などを楽しむようになりました。

(3) 日本の大衆化と大正時代の高野山参詣

日本の東京や大阪では、第一次世界大戦による好景気の結果、急速に都市化し大衆社会²が形成されました。都市では、休日に鉄道を利用したレジャーを楽しむ人々が増加し、大阪の近くに位置する高野山にも、多くの観光客が訪れました。

大正時代の高野山参詣は、江戸時代までの参詣とは異なる様相を見せていました。南海鉄道株式会社^{なんかい}（当時）は、大阪の難波と高野山を結ぶ鉄道を所有し、高野山までの所要時間の短さをアピールしたり、車内で女性ガイドによる高野山の名所案内を行ったりするなど、高野山への観光客を積極的に集めようとしていました。高野山の寺院も、経済的困窮を解決するために多くの観光客を受け入れることに積極的に取り組みました。一方、信仰の地としての高野山を保持することを目的に、高野山内の大規模な土地開発やホテル等の宿泊施設の建設には反対しました。

(4) 本資料について

本資料は、岩崎家に伝わった文書群のうち、大正時代の高野山参詣に関する資料です。岩崎家文書には、近代の日本各地の寺社参詣や景勝地の観光に関する資料があり、当時の岩崎家に各地で参詣や観光していた人物がいたと考えられます。

資料1は、南海鉄道株式会社が作成した高野山に至るまでの路線図、時刻表です。高野山周辺の宿屋や自動車会社、寺院なども、このような路線図や時刻表を作成し、高野山への観光客を集めようとしていたことがわかります。

資料2は、高野山の寺院である普賢院^{ふげんいん}が作成した冊子です。恒例法会や参詣案内、暦などが掲載されています。恒例法会のページには、1年間の高野山で行われる宗教的な行事が記されています。参詣案内では、電車の開通や駅の開業に伴い、交通の便がよくなったことなど、高野山参詣が容易となった点を強調しています。これらより高野山の寺院が、宗教施設としての意識を保持しつつ、観光客を集めようとしていることが理解できます。

資料3は、高野山の宿坊名や松茸山組合旅館名が記載された広告です。松茸狩りや松茸料理、ビールなどをアピールしており、寺院への参詣だけではなく観光の楽しみ方が記されています。

¹ 1870年代から始まった軽工業から重化学工業・電機工業・石油産業へと産業の中心が変化したこと。

² 日本での大衆社会の形成は幅広い人々の政治参加や女性の社会進出、社会的弱者や差別を受ける立場の人々の地位向上を求める運動を促しました。一方で、都市と農村、大企業と中小企業の経済格差はひろがりました。

3 活用のポイント

- 中学校社会〔歴史的分野〕の場合

第一次世界大戦後の日本の都市に住む人々の生活様式の変化といった文化の大衆化について、和歌山県の生徒にとってなじみが深いと考えられる高野山への参詣から学ぶことができます。

- 歴史総合の場合…C 国際秩序の変化や大衆化と私たち

C(1)国際秩序の変化や大衆化への問いの「生活様式の変化」に関する資料として活用できます。例えば、「資料では、どこから、どのような手段で人々は高野山へと向かっているか。」「大正時代の人々は高野山でどのようなことを楽しんだのだろうか。」などと問いかけることで、大正時代の都市の人々の暮らしや娯楽がどのようなものだったのかについて関心を持ち、疑問に思ったことや追究したいことを考えるきっかけになります。また、「近代の高野山では、女人禁制が解除されたことや、女性が観光案内のガイドとして働いていたことで、どの程度女性差別が解消されたと言えるのだろうか。」と問いかけ、女性の社会進出が進みつつも、職業のジェンダーギャップがあることに気付かせることで、現代の視点から当時のジェンダーについて考えることができます。

- 日本史探究の場合…D 近現代の地域・日本と世界

前近代と近代の高野山参詣の違いについて考察する際に活用できます。例えば、「江戸時代と大正時代の人々はそれぞれどのような目的で高野山に行ったのだろうか。」と問いかけることで、時代による人々の宗教に対する価値観の異なる点や共通点を見つけることができます。さらに「あなたは高野山に行きたいですか。その理由は何ですか。」と問いかけ、生徒自身が高野山をどのように捉えているかを認識させることで、現在を生きる生徒たちの価値観と過去の人々の価値観の相対化をはかることができます。

- 公共の場合…A 公共の扉

A(3)公共的な空間における基本的原理において、2028(令和 10)年までに導入する方針が発表された高野山観光客への「入山税」に対して自らの考えを形成し、議論する際の資料として活用できます。本資料からは、オーバーツーリズムといわれる現在の過度な観光地化による課題に対して、大正時代の高野山が観光振興をするなかで信仰の地としての意識をどのように保持しようとしたかと考察して課題を考えるヒントになります。

4 出典

- ・【資料 1】当館寄託 岩崎家文書
整理番号 2623「高野山御参詣道しるべ・大阪難波高野下間電車発着時刻表」
- ・【資料 2】同上 整理番号 5317「大正十六丁卯年の栞」
- ・【資料 3】同上 整理番号 2624「高野山宿坊、松茸山組合旅館等各種案内広告」

5 関連資料・ウェブサイト等

- ・パネル展示「世界遺産登録 20 周年岩崎家文書にみる、100 年前の高野山参詣」(和歌山県立文書館)

6 参考文献

- ・和歌山県史編さん委員会編『和歌山県史 近現代 1』和歌山県、1989 年
- ・明山文代「近代期における高野山の変容と聖地管理－観光開発の中での聖性保持の取り組み」(和歌山大学観光学部編『観光学』22 巻、2020 年)

図2 「授業で使える和歌山の資料」ワークシート「時代による人々の高野山に対するとらえ方の違いは何だろう？」

和歌山県立文書館「授業で使える和歌山の資料」 【解説シート：高野山と大衆文化】

日本史探究：時代による人々の高野山に対するとらえ方の違いは何だろう？

() 年 () 組 () 番 名前 ()

資料1 (弘法大師) 像



問1. 平安時代初期、高野山に寺院を立てた資料1の人物は誰でしょうか。

空海（弘法大師）

問2. あなたは高野山に行きたいですか。その理由は何ですか。

「ColBase」(https://colbase.nich.go.jp/collection_items/tnm/A-11791?locale=ja) をもとに当館が一部改変

☆今回は、時代による人々の高野山に対するとらえ方の変化についてみていきます。

今回のテーマ

時代ごとの高野山について学び、そのとらえ方の変化を考える。

資料2 平安時代末期の高野山について

天治元年(1124)鳥羽上皇が登山し、奥之院で法会を行った。このとき、東西両塔造立の宣旨があり、新たに別所聖人三十口が結成された。(中略)11世紀の中葉に高野山南別所の名があらわれ、12世紀初頭につけ小田原別所・東別所・往生院別所の各別所が成立し、高野聖の数は急速に増加したことを物語っている。彼らの唱導活動によって、高野浄土信仰が全国的に普及され、「三徳」と称する参詣の功德が宣伝され、納骨(髪)・埋経が盛んとなった。信仰面に限らず、財政面においても、彼らの勧進活動に負うところは大きかった。

出典：『和歌山県史 原始・古代』

資料3 江戸時代の高野山について

天下の霊場として当山への参詣者が増えるにつれ、寛文年間(1661~73)には、「高野山通念集」という案内記があらわれるが、他方参詣道の整備もすすみ、高野七口といわれる7つの街道が成立した。山内へのそれぞれの入口を、大門口、不動坂口、大滝口、龍神口、大峰口、黒河口、相浦口と称し、各口には女人堂が設けられた(女人禁制のため、女性はここから山内を拝した)。

出典：『和歌山県史 近世』

問3. 資料2や資料3、解説シート、教科書を参考に、高野山について時代別に説明してください。

平安時代初期

唐の長安で密教を学んだ空海が高野山に金剛峰寺を建てて、真言宗を開いた。

平安時代末期

仏教を厚く信仰する上皇や多くの貴族が高野詣を繰り返し、法会や塔の造立などを行った。高野聖の活動で高野浄土信仰が全国的に普及し、納骨(髪)、埋経が盛んになり、信仰面財政面での支えとなった。

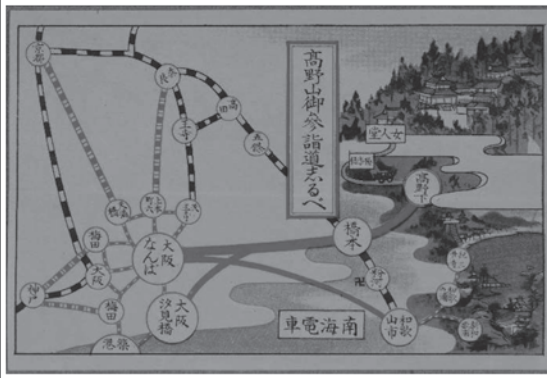
江戸時代

広い寺領を所有して経済的に自立していた。庶民の間にも参詣が広く行われて、参詣道が整備された。女人禁制のため女性は入山できず、高野山への入口にある女人堂で参拝をした。

明治時代初期

寺領を新政府に奉還して、経済的に困窮した。女人禁制が解かれた。

資料4 高野山御参詣道しるべ



資料5 高野山宿坊、松茸山組合旅館等各種案内広告



資料4 和歌山県立文書館寄託 岩崎家文書 整理番号 2623 「高野山御参詣道しるべ・大阪難波高野下間電車発着時刻表」

資料5 同上 整理番号 2624 「高野山宿坊、松茸山組合旅館等各種案内広告」

<https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/archive/kyouiku/mennel/index.html>

問4. 資料4、資料5には何が描かれているのでしょうか。

資料4 例 近畿地方からの高野山までの鉄道の路線図 (高野下、橋本、粉河、和歌山市、和歌の浦、新和歌浦、紀三井寺、大阪なんば、梅田、奈良、京都、神戸など)	資料5 例 高野山までの道のり、松茸狩り・宿坊・食事の案内
---	----------------------------------

問5. 資料4、資料5は人々に何を伝えたいのでしょうか。

資料4 南海電車で高野山に行くことが便利であること	資料5 高野山の帰りに娯楽も味わえること
------------------------------	-------------------------

問6. 解説シートや教科書を参考に、大正時代はどのような文化が生まれたのか答えましょう。

東京や大阪が急速に都市化し大衆社会が形成されて、一般勤労者を担い手とする大衆文化が生まれた。新聞・雑誌・ラジオなどのマスメディア、映画、鉄道を利用したレジャーなどの娯楽が多く生まれた。

問7. 解説シートを参考に、高野山と女性との関係について答えましょう。

江戸時代

女人禁制で、高野山に入山することができず、周辺の女人堂で参拝していた。

大正時代

明治初期に女人禁制は解かれ、電車内でのガイドなどの名所案内を行う職業についた女性もあった。

問8. 解説シートや教科書を参考に、職業婦人と呼ばれた大正時代の女性がたずさわった職業には、どのような共通する特徴があったのか答えましょう。

ウェイトレスやデパートの販売員、ガイドなどのサービス業、タイプライターや電話交換手などの事務職など、男性を補助するような当時の価値観で「女性らしい」とされた職業が多かった。

今回の問い：キーワードを1つ自分で設定して、その点から高野山の時代ごとの変化をまとめましょう。

※例 宗教、女性、人の移動など

2.1. 「授業で使える和歌山の資料」の概要

高等学校学習指導要領地理歴史編（平成30年告示）⁽⁴⁶⁾の科目歴史総合・日本史探究では、授業において「資料の活用」を図ることが一層重視され、連携機関の1つとして「公文書館」が初めて明記された。これを受けて当館では、2023年5月、県内に伝わる貴重な歴史資料を学校の授業等で活用してもらうことを目的に、デジタルアーカイブ「和歌山県歴史資料アーカイブ」内に「授業で使える和歌山の資料」と題したページを開設した。当該ページでは、館蔵資料を中心に、授業の教材として活用可能な和歌山に関する地域資料を取り上げ、資料のデジタル画像と資料に関する解説シート（図1）、資料を活用したワークシート（図2）を公開している。

解説シートの1ページ目には、概要、資料画像、必要に応じて翻刻、意識、語句や人名の説明等、2ページ目には、資料に関する歴史的背景や和歌山とのかかわり、資料内容の説明等の解説、3ページ目には、教材研究の助けとなる授業での活用のポイント、資料の出典、関連資料、参考となるウェブサイト等のリンク、参考文献を掲載している。1、2ページ目は、授業で生徒に配布して使用することができるようにしている。また、学校教育以外の一般向けとしても活用できるように作成している。この解説シートは、1章2節で分類したB職員が授業のサポートとなる資料の解説などを記したシートを公開している事例にあてはまる。

ワークシートは、対応する資料の解説シートの1、2ページ目と教科書を用意すれば、そのまま授業で活用できるようにしている。このワークシートは、①関心を持つことができる内容であること、②教科書の内容と離れすぎないこと、③複数の異なる視点を提示し思考を揺さぶること、④自らの考えを記すことを意識して作成している。また、ワード形式のワークシートを掲載し、教員が授業内容に応じて編集して使用できるようにしている。これは、1章2節で分類したA教員が実際の授業で活用するために作成した学習指導案や教材を公開している事例に近い。ただ、このワークシートは、特定の授業を想定した教員が作成したものではなく、職員が授業での活用のモデルとして提示した教材である。

これらの授業用教材は、教育委員会からの出向職員（2024年度からは筆者）が原案をつくり、専門職員らが専門的な知見をもとに教材の修正等を行って作成している。

2.2. 「授業で使える和歌山の資料」解説シート、ワークシートの分類

表3で取り上げた「授業で使える和歌山の資料」の解説シートやワークシートといった授業用教材において作成者が意図した目標を社会科教育学や歴史学等の学問的知見を踏まえて分類すると表4になる。本節では、その学問的知見をもとに各目標が重要である根拠と本稿における大目標とのつながりを記す。

2.2.1. 歴史的類推

①歴史から教訓を得られるかを判断することは、「唐の繁栄」、「キリシタン禁制」、「大塩の乱」、「紀北の自由民権運動」、「紀南の自由民権運動」、「和歌山の自由民権運動」があてはまる。池尻（2014）⁽⁴⁷⁾は歴史的類推を、「歴史上の類似した社会的な経験を現代の場面に適用すること」と定義する。また、レヴスティック・バートンは、歴史の学びのスタンスを4つに分類しその1つに、異質な出来事の間に関わりを探し出し、発展の趨勢や因果のパターン、立論の構造を認識する「分析的探究」を設定している。そして、このスタンスから導き出される目標に、「過去から教訓を得ること」があるとする。ただ、歴史から得られる教訓は、判然としない複雑な問題をもつため、応用可能性の議論に児童

表4 「授業で使える和歌山の資料」の目標の分類

目標		解説シートのタイトル
1 歴史的類推	①歴史から教訓を得られるかを判断すること	「唐の繁栄」、「キリシタン禁制」、「大塩の乱」、「紀北の自由民権運動」、「紀南の自由民権運動」、「和歌山の自由民権運動」
2 来歴を知ること	②現代的な概念の来歴を知ること	「学制の布達」、「明治時代初期の家族のかたち」
	③資料の来歴を知ること	「唐の繁栄」、「清の繁栄」
3 他者の価値観を理解すること	④「遠い声 (distant Voices)」を聴くこと	「清の繁栄」、「地券」、「那賀地方の移民」、「高野山と大衆文化」
	⑤地球の住民の意識を持つこと	「近代産業の発展」、「和歌山の公害対策」
	⑥資料から過去の状況を知ること	「将軍継嗣問題」、「桜田門外の変」
4 資料を活用する	⑦民主的な社会の発展のために資料を活用すること	「高野山と大衆文化」、「和歌山の公害対策」

生徒が参加する機会を与えるべきだとしている。個々の歴史的状況の多様性を考慮した上で、歴史から教訓を得られるかを判断することによって、現代的な諸課題に対する自らの考えを形成する根拠となり、平和で民主的な社会の発展のために主体的に行動できる資質・能力を持つことができる。

「唐の繁栄」では、『貞観政要』の記述から、小規模な家族を基盤とする社会を、皇帝が儒教の理念のもとに官僚を用いて支配するという中華王朝の政治思想を学ぶことによって、儒教道徳が社会や個人に及ぼすメリットとデメリットを考え、現代の場面に適用が可能か判断することができる。「キリシタン禁制」では、キリシタンを発見した者に賞金を与える訴人褒賞制を学ぶことによって、支配体制を安定させるために住民らが相互に監視することが社会の発展につながるのかを現代社会とつなげて考えることができる。「大塩の乱」では、貧民救済のために乱を起こした大塩平八郎の活動を評価することによって、この事例が類推できるかどうかも含めて、正義のための破壊活動が許されるのかを考えることができる。「紀北の自由民権運動」、「紀南の自由民権運動」、「和歌山の自由民権運動」では、明治時代の和歌山県の自由民権運動に関する資料を読み取り、明治時代の和歌山県の人々の権利意識と政治参加、国民意識について学ぶことによって、主権者として生きる生徒が歴史から教訓を得られるのか得られないのかも含めて考えることができる。

2.2.2. 来歴を知ること

渡部（2019）は、地名の由来を学ぶことや社会問題の起源や原因を学ぶこと、判断の根拠を知るアプローチ、自己のアイデンティティを形成することなど、現在の事象の起源や原因を探る来歴を知る学習を取り上げている。「授業で使える和歌山の資料」では、現代的な概念の来歴を知ることと、資料がいかに作られて現在に至るまで保存されてきたのかを知ることの2つに分類される。

②現代的な概念の来歴を知るとは、「学制の布達」、「明治時代初期の家族のかたち」があてはまる。

「学制の布達」では、学制に関する資料を読み取り、明治時代初期の学校教育の方針と現代の学校教育の方針を比較する活動を行うことによって、生徒自身の置かれた環境である学校教育が時代とともに変化してきたことを学ぶことができる。「明治時代初期の家族のかたち」では、明治時代初期の離婚に関する資料を読み取り、家族に対する江戸時代の価値観が残っている地域の人々と近代ヨーロッパの価値観を取り入れようとする政府の違いやそれぞれの影響を学ぶことによって、現代の家族観が歴史的背景をもって変化してきたことを学ぶことができる。「学校教育」や「家族」に対する価値観が現

代と過去で異なることを学ぶことによって、児童生徒にとって当たり前と捉えられてきた概念を相対化することで複数の価値尺度を持つことができ、自らとは異なる他者を尊重することにつながる。

③資料の来歴を知ることは、「唐の繁栄」、「清の繁栄」が当てはまる。渡部（2019）は、家族、地域共同体、学校、会社、サークルの来歴の歴史物語は、史実の信憑性がないことが多いが、その集団の中での認知度が高く、前向きな内容で、集団の一体感を持つ力になると指摘する。ただ、語られていない負の側面や語りから排除された人々に気づきにくいこと、集団によっては明るい話題が少ないことに自覚的でなければならぬとする。これは、本稿の大目標である、社会の発展のために主体的に行動できることにつながると思う。

「唐の繁栄」では、和歌山県立耐久高等学校が所蔵する『貞観政要』の来歴を学ぶことによって、「清の繁栄」では、「濱口梧陵文庫」の『万寿盛典』の来歴を学ぶことによって、身近な学校や地域の歴史が日本史や世界の歴史と結びついていることに気づき、生徒自身のアイデンティティの形成につながるができる。ただ、地域の歴史を学ぶときには、他地域の歴史と比較して、他地域を貶める考えに陥らないことが重要である。

2.2.3. 他者の価値観を理解すること

③「遠い声（Distant Voices）」を聴くことは、「清の繁栄」、「地券」、「那賀地方の移民」、「高野山と大衆文化」が当てはまる。Barton、Ho（2022）⁽⁴⁸⁾は、正義と調和を追求する姿勢を養うための社会教育・市民教育のカリキュラムを提示する。その1つとして、身近な人々の意見だけでなく、その場にはいない人の意見にも耳を傾ける「遠い声（Distant Voices）」を聴くことを学習活動に取り入れなければならないと主張する。児童生徒がこの姿勢を持つことによって、異なる立場の人々のニーズを満たすこと、異なる状況で得た知識の恩恵を受けること、自らの価値観や思い込みを振り返ることができるとする。

「清の繁栄」では、清代の北京に多様な人々が存在する様子を描いた『万寿盛典』を読み取り、清代の中国と江戸時代の日本の社会の共通点や相違点を考える活動によって、日本と中国の文脈の共通点や相違点を考えることができる。「地券」では、地券の資料を読み取り、明治時代に生まれた土地制度や税制について政府の立場と地域の人々の立場の両方の視点を学ぶことによって、1つの事象に対する多面的、多角的な視点を得ることができる。「那賀地方の移民」では、明治時代に那賀地方からサンフランシスコへと渡った人々に関する資料を読み取り、人が移動する動機や影響などを考察することによって、異なる背景を持つ人々が出会うときの利点や注意すべきことを学ぶことができる。「高野山と大衆文化」では、大正時代の高野山観光に関する資料を読み取り、時代による人々の高野山に対するとらえ方の違いを宗教などの観点から考察することによって、多くの生徒が身近ではないと考えやすい宗教に対する1つの考えを学ぶことができる。

④地球の住民の意識を持つことは、「近代産業の発展」、「和歌山の公害対策」が当てはまる。羽田（2018）⁽⁴⁹⁾は、地球上の人々が相互理解を深めるとともに、地球上の人々がすでに有する様々な帰属意識に加えて、地球への帰属意識を持つことが重要であるとする。この意識を持つことによって、地球を守るため、人類がより平和でより幸せな生活を送ることができるように、より多くの人々が互いの意見の相違を乗り越えて、行動できるようになると指摘する。

「近代産業の発展」では、綿ネルに関連する資料を読み取り、モノに焦点を当てて地域、日本、国際関係を考えることによって、身近な地域と世界がつながりあっていることを学ぶことができる。「和歌山の公害対策」では、和歌山県の広報紙『県民の友』に掲載された県の公害対策に関する資料を読み取り、高度経済成長期の公害問題と現在の環境問題を比較することによって、これからの地球全体の課題である環境問題に対して、生徒たちができることを考えることができる。これらの学習を通して、

地球の住民の意識を持ち、平和で民主的な社会の発展のために主体的に行動できる資質・能力を伸ばすことを目指している。

⑤資料から過去の状況を知ることは、「将軍継嗣問題」、「桜田門外の変」があてはまる。高等学校学習指導要領地理歴史編（平成30年告示）⁽⁵⁰⁾の科目歴史総合には、「歴史の特質と資料」の項目がある。ここでは、「日本や世界の様々な地域の人々の歴史的な営みの痕跡や記録である遺物、文書、図像などの資料を活用し、複数の資料の関係や異同に着目して、資料から読み取った情報の意味や意義、特色などを考察し表現することにより、資料に基づいて歴史が叙述されていることを理解すること、資料を取り扱う際の留意点に気付くこと」を目標に掲げ、歴史学習に必要な基本的な技能などを身に付けることを目指している。

「将軍継嗣問題」、「桜田門外の変」では、資料の内容や資料の来歴、作成者、作成者の意図などの周辺情報を考察することで、江戸時代末期の情報ネットワークの特徴や人々の政治に対する関心の高さなどの過去の状況を資料から学び、現在との共通点や相違点を考えることができる。

2.2.4. 資料を活用すること

⑦民主的な社会の発展のために資料を活用することは、「高野山と大衆文化」、「和歌山の公害対策」があてはまる。1章2節で言及したように世界アーカイブ宣言の理念と本稿の大目標である、児童生徒が平和で民主的な社会の発展のために主体的に行動できる資質・能力を持つことは合致する部分が多い。このことを踏まえると、収集・保存・整理した資料を活用できることが民主的な社会の発展のために必要不可欠であることを理解することが、教育的観点から見て重視されると考える。

「高野山と大衆文化」では、高野町が2028年までに導入する方針を発表した高野山観光客への「入山税」に対して、大正時代の高野山の観光と宗教の関係を考察する資料として活用できる。「和歌山の公害対策」では、現在の地球環境問題を考える際に、資料を通して、過去の公害問題に対する和歌山県・和歌山市の行政の取り組みを検証することができる。

2.3. 「授業で使える和歌山の資料」の長所と課題

本節では、これまでの本稿の内容を踏まえて、「授業で使える和歌山の資料」の授業用教材の教員の視点からの長所と今後公文書館等として取り組むべき課題を示す。

2.3.1. 「授業で使える和歌山の資料」の長所

1つ目の長所は、教員が独自の教材研究をせずに授業で活用できるワークシートである。このワークシートは、教科書の約2、3ページの内容を学習できることをベースにして、そのうえで資料の活用を行うことを意識している。本稿で取り上げた都道府県立公文書館等が提供する授業用教材は、資料を中心に据えたシートや学習指導案であり、それぞれの学校現場で授業用教材を活用するには、教員が普段行っている授業との整合性をとりながら、資料に応じた問いの作成や授業の構成を教員自身で組み立てる必要がある。授業は、それぞれの学校の文脈や児童生徒の実態に応じて最も適切な内容や方法は変化する。しかし、多様な業務を抱えるなか、教材研究の時間を増やして公文書館等が提供する授業用教材を活用するのは、一部の熱心な教員に限られ、多くの教員は従来通りの授業を実践すると考えられる。一方、高大連携歴史教育研究会第2部会が提供する「教材共有サイト2.0」⁽⁵¹⁾では、各々の会員が作成した歴史授業に関するワークシートなどの教材が投稿され、会員であれば自由に授業で活用することができる。このページで公開される教材は、科目別・項目別に分類され、授業でそ

のまま活用可能なものが多く、授業づくりに悩む教員が「明日使える教材」として「つまみ食い」できるとのことで、多くの会員を集めてきた⁽⁵²⁾。これを踏まえると、教員が独自の教材研究をせずに授業で活用できるワークシートは、多様な文脈を持つ教員にとって活用しやすいものとする。

2つ目の長所は、大目標とつながりを意識した授業用教材になっていることである。「授業で使える和歌山の資料」の授業用教材は、はじめに記した大目標とのつながりを意識して作成しており、2章2節でそのつながりを明示した。これは、1章2節で言及したように、本稿における大目標の達成を実現するためにも重要なことである。

2.3.2. 「授業で使える和歌山の資料」の課題

1つ目の課題は、学校教員と連携した授業用教材ではないことである。授業用教材は、高等学校地理歴史科教員を経験した教育委員会からの出向職員が作成しているため、一部の教員の視点を取り入れてはいるが、多様な教員の視点を踏まえた授業用教材にはなっていない。池尻（2025）⁽⁵³⁾は、社会科教育における「理論」と「実践」の関係性に焦点をあて、両者の貢献に結び付けるために、両者の間に「デザイン原則」を取り入れることを提案している。これは、研究者と実践者がタッグを組み、実践現場の問題を理論的に分析したり、解決策を探索したりした後、実践文脈以外でも活用できそうな抽象度で介入をデザイン・構築し、実践データを通して評価・省察することを繰り返して「デザイン原則」を作ることである。この提案について、文書館を歴史資料に関する研究者であると捉えると、文書館と実践者（教員）がタッグを組み、上記の取り組みを行うことが考えられる。例えば、福井県文書館は教員とともに教材開発ワークショップを実施している⁽⁵⁴⁾。ここでは、文書館職員が、教員の課題意識に応じて資料を提供して、授業用教材を作成している。今後、教材開発ワークショップ等を通して「デザイン原則」を作ることを意識しながら取り組むことが、この課題を解決し、より効果的な活用につながると考える。

2つ目の課題は、授業用教材で取り上げる科目や時代・地域が幅広くないことである。1章2節で言及したように、公文書館等が提供する授業用教材は、所蔵資料の年代に偏りがあるため、日本の近世以降の授業用教材が多くなっている。「授業で使える和歌山の資料」も、16点の授業用教材のうち、日本の近世に分類される授業用教材は3点、日本の幕末から明治時代までに分類される授業用教材は10点である一方で、古代に分類される授業用教材は1点、中世に分類される授業用教材はない。古代に分類される「唐の繁栄」で用いている『貞観政要』は、古代に作られた内容であるが、ここで取り上げている資料は江戸時代に刊行されたものである。1章2節で言及した山口県文書館の事例と同様に、既存の資料を多様な時代・分野での活用を想定した授業用教材の拡充が重要である。また、「授業で使える和歌山の資料」は、他館と比較して世界史に関連する授業用教材が多い。「唐の繁栄」、「清の繁栄」、「明治時代初期の家族のかたち」、「那賀地方の移民」は、世界史の授業での活用を想定した授業用教材である。岡ら（2023）⁽⁵⁵⁾は、生徒が世界史を身近に感じられることを目指して、生徒自身が生きる地域が世界につながっている歴史を取り上げている。このように日本の歴史だけではなく、世界の歴史を身近な地域の事例から学ぶことは、2章2節で取り上げた「遠い声（Distant Voices）」を聴くことや地球の住民の意識を持つことにつながる。今後、このような幅広い科目や時代・地域と関連する授業用教材を増やしていくことが、教員が授業実践を行う際の選択肢の拡大につながると考える。

おわりに

これまでの本稿の内容を踏まえて、公文書館等が提供する授業用教材の効果的な活用のために重要と考えられることは3つある。

1つ目は、1章2節で分類した授業用教材の事例、A教員が授業で活用するために作成した学習指導案や教材を公開している事例とB職員が授業のサポートとなる資料の解説などを記したシートを公開している事例の両方を拡充していくことである。Aの事例では、教材研究の負担が少なく活用できることから、幅広い教員への訴求が見込まれる。Bの事例では、解説等の歴史資料に関する専門的な知見を提供できることから、教員だけではない多様な知見に基づいた教材研究が可能になる。これらはともに異なる重要な利点があるため、両方の事例を拡充していくべきである。また、それぞれの教員には異なる課題意識があり、その課題解決のために、AとBの両方の事例において取り上げる科目や時代・地域を幅広く取り扱うことも重要となる。

2つ目は、2章2節で示したように、大目標とのつながりを明らかにした授業用教材の開発である。レヴスティク・バートンが指摘するように、参加民主主義・多元主義的民主主義の視点を持つ市民性の育成の姿勢を教員が持つには、各教員が明瞭に考察され、はっきりと意識された歴史教育の大目標を持つことが重要である。本稿における大目標の達成のためにも、教員が上記の姿勢を持つことが重要な要素の1つである。そのため、公文書館等が、大目標を明示した授業用教材を提示することによって、それぞれの教員が自らの歴史教育に対する考え方と合致する授業用教材を選んで活用しやすくなると考える。

3つ目は、公文書館等と教員の様々な形での継続的な交流である。都道府県立公文書館等では、教員が人事異動で配属されることが多い。その利点を活かして、教員として積み上げてきた授業に対する知見と歴史資料に関する知見を融合させて、授業用教材の作成に取り組むことが重要である。また、公文書館等が、幅広い教員から認知されていなければ、効果的な活用が見込まれる授業用教材が公開されていても、活用されることがない。教員から認知され、授業用教材を活用することは、即効性が期待できるものではなく、教員の研究会への参加や連携などの継続的な交流が重要となる。その上で、教員に授業用教材を効果的に活用されるための取組が重要となる。

本稿では、都道府県立公文書館が提供する授業用教材を整理することで、その意義と課題を明らかにした。教員と公文書館等という立場の異なる者が連携することは、教員の視点からみると、資料等の活用などの歴史的なデータがこれからの社会を担う児童生徒の姿勢や行動の根拠となることで、多様な価値を認め合うことのできる平和で民主的な社会の発展へとつながる。また、公文書館等にとっては、世界アーカイブ宣言の理念の達成を促進することができ、双方の視点から意義深い。その意義を常に意識しながら、課題の解決のための活動を続けて、今後の学校教育連携事業の発展につなげたい。

注

- (1) 本稿における「公文書館等」とは、国立公文書館のホームページ「関連リンク」(<https://www.archives.go.jp/links/>)に記載されている機関のことを指す。
- (2) 高等学校学習指導要領地理歴史編（平成30年告示）で新設された科目。
- (3) スティーブン・J・ソーントン著、渡部竜也・山田秀和・田中伸・堀田諭訳『教師のゲートキーピングー主体的な学習者を生む社会科カリキュラムに向けて』春風社、2012年
- (4) 本稿における「都道府県立公文書館等」とは、国立公文書館が主催する全国公文書館長会議に参加する都道府県立の公文書館等45館のことを指す。都道府県立公文書館等のうち、2025年7月4日時点でホームページ上に授業用教材を公開している館は9機関である。（栃木県立文書館、群馬県立文書館、埼玉県立文書館、福井県文書館、岐阜県歴史資料館、滋賀県立公文書館、和歌山県立文書館、鳥取県立公文書館、山口県立文書館）なお新潟県立文書館は、ホームページ上での授業用教材を公開していないが、過去に『研究紀要』で「史料と教育シリーズ」と題して、全8回の授業実践を紹介していた。
- (5) 坂上法子「高等学校「政治経済」における県立文書館の活用ーディベート学習「情報公開」での試みー」新潟県立文書館『研究紀要』第9号、2002年
- (6) 福井県文書館「ふくいアーカイブズを活用した教材集」<https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/bunsho/category/gakkoushiryou/31014.html>
- (7) 田川雄一「明治期福井の地方新聞の教材化」『福井県文書館研究紀要』18号、2021年
- (8) 福井県文書館「授業で使う文書館資料ー新学習指導要領を見据えた活用例ー」<https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/fukui/01/20200724R/20200724.html>、佐々木尚子「江戸期における地元特産物の授業についてー「産物見立取組」を利用してー」新潟県立文書館『研究紀要』第6号、1999年
- (9) 大谷憲康「群馬県立文書館における学校連携の取り組みー現状報告と今後の展望ー」群馬県立文書館『研究紀要双文』第35号、2020年
- (10) 山本明史「アーカイブズガイド学校教育編の活用についてー文書館所蔵資料に親しむためのワークシートの紹介ー」山口県文書館『研究紀要』第48号、2021年、栃木県立文書館編『学校教材資料集ー授業に使うとちぎの史料ー』栃木県立文書館、2005年
- (11) 市村清貴「地域を素材とした明治期社会の指導ー県立文書館の新聞資料を使用してー」新潟県立文書館『研究紀要』創刊号、1994年
- (12) 新潟県立文書館『研究紀要』創刊号～第6号、第8号、第9号、1994年～1999年、2001年、2002年
- (13) 西沢睦郎「地域資料で学ぶ天明期の社会ー大飢饉と西頸城ー」新潟県立文書館『研究紀要』第2号、1995年
- (14) 本間克成「地域を生かした歴史学習ー鎌倉武士館跡の調査活動と古文書を取り入れてー」新潟県立文書館『研究紀要』第5号、1998年
- (15) 兵藤清一「新潟から見た自由民権運動ー県立文書館収蔵・山際家文書を活用してー」新潟県立文書館『研究紀要』第8号、2001年
- (16) 滋賀県立文書館『滋賀のアーカイブズ』第12号、第13号、2022年、2023年
- (17) 大月英雄「はじめに 授業指導案集ができるまで」滋賀県立公文書館『滋賀のアーカイブズー滋賀県立公文書館だよりーNo.12』2022年、https://archives.pref.shiga.lg.jp/images/school/teachig_plan/shiga_archives12-0.pdf
- (18) 宮坂朋幸「おわりに『歴史公文書が語る湖国』の活用に向けて」滋賀県立公文書館『滋賀のアーカイブズー滋賀県立公文書館だよりーNo.12』2022年、https://archives.pref.shiga.lg.jp/images/school/teachig_plan/shiga_archives12-7.pdf
- (19) 渡部竜也『Doing History：歴史で私たちは何ができるか？』清水書院、2019年
- (20) 宮坂朋幸「序章 学習指導案に寄せて」滋賀県立公文書館『滋賀のアーカイブズー滋賀県立公文書館だよりーNo.13』2023年、https://archives.pref.shiga.lg.jp/images/school/teachig_plan2/shiga_archives13-0.pdf
- (21) 山口県文書館「アーカイブズガイドー学校教育編ー」<https://archives.pref.yamaguchi.lg.jp/education/archives-guide/>
- (22) 和田秀作、山本明史、金谷匡人「『山口県文書館アーカイブズガイドー学校教育編ー』の試み」山口県文書館『研究紀要』第38号、2011年
- (23) 山本明史「アーカイブズガイド学校教育編の活用についてー文書館所蔵資料に親しむためのワークシートの紹介ー」山口県文書館『研究紀要』
- (24) 山口県文書館「エジプト文明」https://archives.pref.yamaguchi.lg.jp/user_data/upload/File/ags/1-1-1-010.pdf第48号、2021年

- (25) 鳥取県「新鳥取県史を活用したデジタル郷土学習教材」 <https://www.pref.tottori.lg.jp/298337.htm>
- (26) 鳥取県立公文書館「解説―新鳥取県史を活用したデジタル郷土学習教材について」 <https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1251968/commentary2023.pdf>
- (27) 福井県文書館「学校向けアーカイブズガイド」 <https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/bunsho/category/gakkoushiryou/912.html>
- (28) 前掲注 6
- (29) 福井県文書館「明治時代の新聞の教育活用」 <https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/bunsho/category/gakkoushiryou/493.html>
- (30) 中村賢「文書館資料などを活用した指導教材作成について―学校向けアーカイブズガイドの作成を中心に―」『福井県文書館研究紀要』14号、2017年
- (31) 福井県文書館「授業で使う文書館資料―新学習指導要領を見据えた活用例―」 <https://www.library-archives.pref.fukui.lg.jp/fukui/01/20200724R/20200724.html>
- (32) 前掲注 6
- (33) 前掲注 7
- (34) 保坂裕興「アーカイブズ学」アーカイブズ学用語研究会編『アーカイブズ学用語事典』柏書房、2024年、pp.24-26
- (35) 前掲注21
- (36) 前掲注25
- (37) 前掲注 5
- (38) 滋賀県立公文書館「学校連携」 <https://archives.pref.shiga.lg.jp/index.php/school>
- (39) 前掲注34
- (40) 授業用教材ではないが、新井浩文「埼玉県立文書館における高校生と教員のためのコンシェルジュ―新学習指導要領からのアプローチに答える―」『埼玉県立文書館紀要』第36号、2023年では、公文書館等の学校教育との連携として、資料保存への理解に着目した授業や教員の研究会での活動を紹介している。
- (41) リンダ・S・レヴスティック、キース・C・バートン著 渡部竜也、草原和博、田口紘子、田中伸訳『コモン・グッドのための歴史教育 社会文化アプローチ』春風社、2015年
- (42) 例えば、平成29・30・31年改訂学習指導要領では、小学校の総則、国語、社会、理科、中学校の総則、国語、社会、理科、美術、高等学校の総則、国語、地理歴史、公民、理科、外国語、英語で資料の活用に関する記述がある。
- (43) 前掲注24
- (44) 「世界アーカイブ宣言―ICA」 https://www.ica.org/app/uploads/2024/01/ICA_2010_UDA_JA.pdf
- (45) 和歌山県立文書館「授業で使える和歌山の資料」 <https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/archive/kyoiku/index.html>
- (46) 文部科学省「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 地理歴史編」 https://www.mext.go.jp/content/20220802-mxt_kyoiku02-100002620_03.pdf
- (47) 池尻良平「歴史の応用を学習する方法の開発：歴史的類推を現代の問題解決へ」東京大学大学院学際情報学府博士論文、2014年
- (48) Keith C. Barton, Li-Ching Ho, Curriculum for Justice and Harmony : Deliberation, Knowledge, and Action in Social and Civic Education, Routledge, 2022.
- (49) 羽田正『シリーズ・グローバルヒストリー 1 グローバル化と世界史』東京大学出版会、2018年
- (50) 前掲注46
- (51) 「教材共有サイト2.0―高大連携歴史教育研究会」 <https://kodai-kyozai2.org>
- (52) 渡部竜也、星瑞希「高大研やSNSに集い、学習する教師たち」明治図書『社会科教育』2024年4月号
- (53) 池尻良平「理論と実践の「間」を創造する」明治図書『社会科教育』2025年6月号
- (54) 田川雄一「福井県文書館における学校連携―デジタルアーカイブの教育活用を中心に―」『福井県文書館研究紀要』21号、2024年
- (55) 岡美穂子責任編集『つなぐ世界史 1 古代・中世』清水書院、2023年

(HP等の閲覧日：2025年7月4日)

令和6年度の民間所在資料保存状況調査について—海南市—

藤 隆宏

令和6年度に和歌山県立文書館（以下「文書館」という。）が海南市域で実施した民間所在資料保存状況調査（以下「民間所在資料調査」という。）について報告する。

平成26年度から令和5年度までの民間所在資料調査は、「災害の記憶」事業⁽¹⁾への参加・協力を活動の中心とし、災害記録の採集及び成果の地域還元を優先的に行っていた⁽²⁾が、令和6年度からは、特定内容記録の重点的採集や個別文書群の詳細調査等を行わず、できるだけ多くの所在情報を収集するという、平成9年度から同17年度までに実施した民間所在資料調査⁽³⁾（以下「前回調査」という。）の調査スタイルに戻った。各文書群について、まずは現存を確認し、内容把握は原則として概要程度に抑え、所蔵者とのコミュニケーションを通じて今後の継続的な保管をお願いするが、場合によっては地元教育委員会、文書館等が受け入れを検討する、というスタイルである。ただし、前回調査とは異なり、郷土史家等に民間所在資料調査員を委嘱等することはせず、文書館の職員（文書専門員）が調査を行っている。

1 調査方法

令和6年度は、海南市教育委員会の協力をいただき、同市域を対象地域として前回調査の追跡・現状確認を中心に行うこととした。

現海南市は、平成17年に旧海南市と旧海草郡下津町が合併して成立したが、両旧市町域とも前回調査は平成9年度から同11年度まで実施され、計74件72文書語群について調査されている。⁽⁴⁾ただし、うち3文書群については散逸という結果であったので、都合、前回調査では69文書群の存在確認がされたことになる。

特に旧下津町域の文書群については、旧下津町立歴史民俗資料館に多く収蔵されていることが前回調査で確認されていた。同館は、平成17年の市町合併後、海南市立下津歴史民俗資料館となり、同24年3月をもって閉館したが、収蔵されていた文書群の多くは現在も海南市教育委員会の管理下にある

表1 令和6年度民間所在資料調査一覧

	調査実施日	調査等対象地域等	備 考
1	令和6年4月24日	海南市市民交流センター	市教育委員会との打合せも行う
2	5月28日	田辺市役所本宮行政局教育事務所	令和4・5年度調査の関連調査
3	9月13日	海南市歴史民俗資料館（当時）	
4	10月8日	小野田	
5	10月11日	且来	
6	10月16日	黒江	
7	10月17日	和歌山市毛見	
8	10月24日	黒江・小野田	
9	令和7年1月16日	下津町梅田・下津町橘本	
10	1月18日	別所	
11	3月7日	下津町塩津	
12	3月13日	且来	
13	5月13日	下津町塩津	令和6年度調査の関連調査
14	5月21日	下津町塩津・下津町丸田	令和6年度調査の関連調査

*実際に訪問して文書群を実見する調査に限る

旨の教示を得たので、まずは同委員会が保有する文書群を確認した上で、その他の民間所在資料について追跡を行うこととした。

同委員会に管理されていない文書群については、住宅地図等で前回調査時の所蔵者又は同族と思われる者の屋敷現存が確認できる場合は、当該所蔵者及び御家族宛の手紙を出し、後日電話にて調査依頼又は聞き取り調査を行った。その上で、訪問調査の許可を得た文書群については、上述のとおり概要確認調査を行った（表1）。

2 前回調査の追跡結果

表2は、調査した民間所在資料調査の件数、すなわち存否・所在確認ができた文書群の数である。計76文書群について調査したが、うち63件が、前回調査で確認されていた文書群の再確認となったものである。令和6年度の調査における新出文書群の発見はなかった。⁽⁵⁾

表3は、前回調査の再確認となった63文書群について前回調査と対比したもので、前回調査以降に所蔵者の代替わり⁽⁶⁾、保管場所の移動又は散逸が確認されたものの件数である。

旧所在地が全く別の家になっていたり、駐車場になっていたりして所蔵者と連絡で

きない文書群が4件ある。これを「散逸」とした。ただし、これらは旧保管場所が存在しないことが確認された件数であり、現時点で所蔵者と連絡が取れない文書群及び所蔵者と連絡は取れたが存否確認ができていない文書群は他に6件あり、そのいくつかは散逸している可能性がある。

前回調査以降、11件の代替わり、39件の保管場所移動が確認された。代替わり11件のうち3件は、先代から現所蔵者へ古文書についての引継ぎはされておらず、前回調査時の保管場所を確認していたなどとしてようやく「再発見」されたものである。

保管場所の移動は、県又は海南市教育委員会への寄贈・寄託か、上述した下津歴史民俗資料館の閉館に伴う所蔵者への返還のようである。ただし、前回調査時に旧下津町立歴史民俗資料館に収蔵されていた文書群のうち、所蔵者宅へ返還されたものは2文書群にとどまる。他の文書群は、旧下津町時代に既に寄贈されていたものもあろうが、区有文書をはじめとして、出所への返還ではなく、引き続き地元地方自治体による保管が希望されたものであるといえる。表4にあるように、これらは現在海南市市民交流センターに保管されている。このことは、旧下津町域の古文書の散逸を防いだとも言えるが、区有文書であっても、出所での保管維持が不可能になっている現状であるとも言えるのではない。海南市域は、県庁所在市・中核市である和歌山市への通勤圏内だが、それでも人口減・過疎化による地域コミュニティの弱体化等により、区・大字による保管が困難になっている現状と言わざるを得ないのではないだろうか。

また、今回の民間所在資料調査がきっかけとなり、令和7年6月、鈴木家文書（海南市下津町丸田）が文書館へ寄贈された。⁽⁷⁾ 受入れについて文書館と海南市教育委員会が相談した結果、海南市指定文化財「鈴木家方便法身像」⁽⁸⁾ は同委員会が受け入れ、それ以外の古文書は文書館が受け入れることとなったものである。後述のとおり、文化財専門職員も配置され、新たな歴史資料展示施設の整備に注

表2 令和6年度民間所在資料調査文書群数

旧町村域名	全体	前回調査	新出	前回調査年度
旧海南市	22	21	0	平成9～11年度
旧下津町	54	42	0	
合計	76	63	0	

表3 前回の文書館民間所在資料調査の追跡

旧町村域名	全体	代替わり	場所移動	散逸	前回文書館調査年度
旧海南市	21	5	5	4	平成9～11年度
旧下津町	42	6	34	0	
合計	63	11	39	4	

力している海南省でさえ、今以上の新規資料受入れは困難な状況であるようだ。

なお、海南省且来の2文書群の所在地は、令和5年6月の大雨による亀の川氾濫により浸水被害を受けていた。2文書群ともに浸水位より高所に保管されていたために水損は免れていたが、所蔵者は相当の損害を被っている。令和5年6月の梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害では、海南省に災害救助法が適用される等、大きな被害が出た。このとき、和歌山県教育庁文化遺産課から県内市町村宛に域内文化財の被災について照会するなど、文化財被害の確認が行われているが、当該2文書群を取り巻く状況については、文書館は災害当時に把握することができておらず、本調査時に初めて知ることとなった。殆どが未指定文化財である民間所在資料の被害確認については、基礎自治体の職員以外の者によるサポート、代替や、確認方法変更等、検討すべき課題を改めて顕在化させたと言える。

表4は、文書館が把握している、海南省域を出所とし、現在は歴史資料保存利用機関に保管されている文書群の一覧である。文書群の一部でも公的機関で展示・保管されているものは掲載している。盗難防止及び個人情報保護のため、本稿においても公的機関で保管されているものを除き、各文書群の紹介はしない。

海南省教育委員会は、旧市町時代から、民間所在資料を多く受け入れ、それらの散逸を防止してきたといえる。かつ、管理する文書群のほとんどを目録化している。かつての歴史民俗資料館の非常勤職員や、ボランティアの方が主に整理したものである。

旧下津町域のものを中心に43文書群を保管している海南省市民交流センターは、専門的な資料保存機関ではないが、文書群は職員の執務する部屋に収納されており、保存環境としては良好といえる。

令和7年度末をもって、海南省歴史民俗資料館は閉館した。同館は、引き続き文化財保存施設としては存続し、所蔵文化財の展示は、海南省民防災公園内で令和8年度春開館予定の体験学習館で行われる構想である。⁽⁹⁾

上述のとおり、海南省教育委員会による文化財の新規受入れは困難な現状のようだが、今後、同館で文書館等に所蔵されている資料の展示等も含めて文化財が活用されることによって、地域の関心・理解が深まることを期待する。

表4 公的な歴史資料保存利用機関等に保管されている文書群

地区名	文書群名	目録	その他出典	最終確認日	現在の保管場所	一部資料を保管している公的機関
重根	間藤家文書	1		R6.12.24	県立博物館（寄託）	
別所	願成寺文書	1		—		県立博物館
黒江	尾崎林太郎家文書	1	文書館『丹生家文書目録・尾崎家文書目録』	—	当館寄託→返還	文書館（マイクロ）
鳥居	田中家文書	1		—	文書館（寄託）	
重根	亀井家文書			R6.9.13	海南市歴史民俗資料館	
日方	藤田家文書			R6.9.13	海南市立歴史民俗資料館	
船尾	林繁昭氏旧蔵文書			R6.9.13	海南市歴史民俗資料館	
孟子	孟子区有文書			—	文書館（寄託）	
海南	山本家文書			R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町青枝	青枝区有文書	2		R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町中	中区有文書	2		R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町上	川村家文書			R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町上	浜中区上村文書			R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町橋本	梶川文一氏文書			R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町曾根田	中野家文書	2		R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町小松原	中尾家文書	2		—		海南市市民交流センター
下津町百垣内	百垣内区有文書	2		R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町橋本	浄満寺文書	2		R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町大窪	旧加茂村大窪村文書			R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町小松原	小松原区有文書	2		R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町橋本	笠畑家文書	2		R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町興	興区有文書	2		R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町方	方区有文書	2		R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町下	下区有文書	10		R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町丸田	丸田区有文書	10		R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町塩津	塩津区文書			R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町丸田	鈴木家文書	2		—	文書館（寄贈）	
下津町小畑	池田家文書			R6.4.24	海南市市民交流センター	
旧仁義村	仁義区旧仁義村文書			R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町鯉川	鯉川区文書			R6.4.24	海南市市民交流センター	
旧加茂村	加茂区加茂村文書			R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町橋本	橋本区有文書	2		R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町大崎	大崎区有文書	2		R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町梅田	梅田区有文書			R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町上	青木家文書			R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町橋本	奥家文書			R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町引尾	船橋家文書			R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町大崎	田広家文書			R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町引尾	湯川家文書			R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町興	佐古家文書			R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町上	川上家文書			R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町上	長保寺文書	2		—	当館寄託→返還 県博寄託→返還	文書館（マイクロ）

地区名	文書群名	目録	その他出典	最終確認日	現在の保管場所	一部資料を保管している公的機関
下津町小畑	内芝家文書	2		R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町小南	小南区有文書	10		R6.4.24	海南市市民交流センター	
	下津町役場関係書類			R6.4.24	海南市市民交流センター	
	樫谷家文書			R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町下津	中村家文書			R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町橋本	山本家文書			R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町丁	田中家文書			R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町梅田	山下芳松氏寄贈文書			R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町大崎	堀田房五郎氏寄贈文書			R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町下	小上恵弥氏寄贈文書			R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町沓掛	三木清一郎氏寄贈文書			R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町市坪	稲田家文書			R6.4.24	海南市市民交流センター	
下津町梅田	中尾家文書		文書館『諸家史料目録1』	—	文書館	
日方	三業組合文書等		文書館『移管資料目録』 (県史編さん班移管資料)	—	文書館	
野上中	棕櫚毛製束子製造 禁止陳情書等		文書館『移管資料目録』 (県史編さん班移管資料)	—	文書館	
下津町塩津	定約書 (捕漁売買代価取替)		文書館『移管資料目録』 (県史編さん班移管資料)	—	文書館	
海南市	那賀郡別院村・ 野原村・木津村図		文書館『移管資料目録』 (県立図書館移管資料)	—	文書館	
ひや水	那賀郡冷水村文書			—	文書館	
黒江	岩橋家文書			—		文書館（マイクロ）
下津町大崎	藤岡家文書			—	文書館	
黒江	名手由兵衛家文書			—	文書館	
黒江	尾崎重光家文書		文書館『丹生家文書目録 ・尾崎家文書目録』	—		文書館（複製物）
黒江	尾崎彌太郎家文書		文書館『丹生家文書目録 ・尾崎家文書目録』	—		文書館（複製物）
海南市	山本幸次氏旧蔵野 上軽便鉄道資料			—	文書館	
日方	鍵村商店資料			—	文書館	
海南市	田嶋漆店関係文書			—	文書館	
孟子	榎家文書			—	文書館	
海南市	第3次小野田少尉 救出活動参加報告 書等			—	文書館	
孟子	孟子村庄屋榎家文書			—	文書館	

* 「目録」欄の数字は、当該文書群が和歌山県教育委員会発行の次の目録集に掲載されていることを指す。

1 … 『和歌山県古文書目録1』（昭和58年）

2 … 『和歌山県古文書目録Ⅱ』（昭和47年）

10… 『和歌山県古文書目録10』（昭和57年）

* 「最終確認日」欄に「—」とある文書群については、公的機関に保管されているものを除き、当該文書群の調査を行ったか否かを含めて本稿では明らかにしないことを示す。

注

- (1) 「災害の記憶」事業は、平成26年度から令和3年度まで、和歌山県立博物館施設活性化事業実行委員会が文化庁補助金を得て実施した事業で、同館を中心に同県教育庁文化遺産課、文書館、和歌山大学、地域資料ネット「歴史資料保全ネット・わかやま」及び県内外の専門職・研究者が参加した。例年、事業対象地域内における過去の災害に関する記録、記念碑、口碑、痕跡、遺跡等を中心に、未指定のものを含む文化財の所在確認調査を行い、その成果を小冊子『先人たちが残してくれた「災害の記憶」を未来に伝える』の発行及び現地学習会「歴史から学ぶ防災—命と文化遺産とを守る—」の開催により地域に還元するものであった。同事業の概要については「和歌山県立博物館における文化庁補助事業、事業報告（平成22年～29年度）」、成果については「小冊子『先人たちが残してくれた「災害の記憶」を未来に伝える』Ⅰ～Ⅶ」、「現地学習会「歴史から学ぶ防災2020」の内容を伝える動画を公開しています」、「現地学習会「歴史から学ぶ防災2021—命と文化遺産とを守る—」」〈<https://hakubutu.wakayama.jp/archive-menu/>〉（令和7年6月30日アクセス）参照。
- (2) 平成26年度から令和5年度までの民間所在資料調査については、拙稿「平成26年度の民間所在資料保存状況調査について—御坊市・美浜町・日高川町・那智勝浦町—」（『和歌山県立文書館紀要』第18号、平成28年）、「平成27・28年度の民間所在資料保存状況調査について—由良町・印南町・すさみ町・太地町・串本町—」（『同』第20号、平成30年）、「平成29・30年度の民間所在資料保存状況調査について—日高町・白浜町・新宮市・北山村—」（『同』第22号、令和2年）、「令和元・2年度の民間所在資料保存状況調査について—湯浅町・広川町—」（『同』第24号、令和4年）及び「令和3～5年度の民間所在資料保存状況調査について—田辺市・上富田町—」（『和歌山県立文書館年報・研究報告』第1号、令和6年）を参照。
- (3) 前回調査とは、平成9年度から同17年度にかけて「平成の大合併」以前の県内旧50市町村域ごとに文書館から依頼又は委嘱して設置した「民間所在資料調査員」（平成9年度～同11年度は「地域史料保存調査員」）が、各市町村教育委員会等の協力を得て行った民間所在資料調査で、万一の災害時に救出・保全活動を行うための所在場所など基礎情報の収集が目的であった（龍野直樹「地域資料保存事業への思考と試行」（『和歌山県立文書館紀要』第6号、平成13年）、拙稿「民間所在資料保存状況調査結果報告」（『同』第12号、平成19年））。
- (4) 旧海南市域では南方久晴地域史料保存調査員が28件27文書群、旧下津町域では中谷澄雄地域史料保存調査員が46件45文書群の調査を行っている（前注拙稿、拙稿「民間所在資料保存状況調査の中間報告」（『同』第8号、平成15年））。
- (5) 前回調査の再確認となった63文書群を除く13文書群は、文書館としては従来未把握であったが、いずれも海南市教育委員会に管理されていたものである。
- (6) 保管場所の移動を伴わない代替わりに限る。
- (7) 鈴木家文書は、長持1棹（中性紙段ボール18箱）分の古文書及び若干の掛け軸等美術品を含む。鈴木家に関わった漁網・蜜柑等を扱う商業、丸田村・大崎村の村政に関するものが多い。『和歌山県古文書目録Ⅱ有田川流域古文書調査報告書』（和歌山県教育委員会、昭和47年）に江戸期から明治期にかけての409件分の目録が採録されているが、より多くの数量があることは間違いない。
- (8) 『下津町史 資料編・上』昭和49年. p.130,250
- (9) 体験学習館は、平常時においては災害史にウェットを置いた郷土史展示や学習・体験プログラム等を実施し、災害時には文化財や歴史資料の一時保管、応急処置等の文化財レスキューに使用することが構想されている（「海南市民防災公園グランドデザイン～土木と防災を学ぶ公園～」令和6年11月〈<https://www.city.kainan.lg.jp/material/files/group/23/granddesign.pdf>〉令和7年9月1日アクセス）。

【謝辞】

令和6年度の民間所在資料調査では、海南市教育委員会生涯学習課の全面的な御協力をいただきました。末筆ながらここに記して深謝申し上げます。

和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議（和博連）設立後10年の歩み

藤 隆宏

はじめに

本稿は、平成27年2月10日に設立された和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議（略称「和博連」）の令和6年度までの活動を振り返り、報告する。この間、和歌山県立文書館（以下、「文書館」という。）は継続して幹事団体であり、私は副代表幹事を務めた。

なお、和博連設立に至る経緯は、事務局を務める和歌山県立近代美術館の浜田拓志副館長（当時。以下、組織名及び職名は全て同様。）より既に報告されている。⁽¹⁾

和博連は、和歌山県内の博物館、歴史民俗資料館、美術館、市町村教育委員会、地域資料ネット等によって組織され、平時にあっては文化財災害対策の情報を交換・共有し、災害時には館蔵品被害対策の相互協力や民間所在資料のレスキュー、県外から応援レスキューが入る際の受入体制整備等を行う任意団体であるが、和歌山県地域防災計画⁽²⁾、和歌山県文化財保存活用大綱⁽³⁾及び和歌山県文化財災害対策マニュアル⁽⁴⁾に連携先として明記されるなど、和歌山県における文化財災害対策において重要な位置付けがされている。

和博連設立後の幹事会及び研修会等の主な行事履歴は表1のとおりであるが、設立時の第1回総会以後、総会は開催されていない。和博連の運営は基本的に幹事会によって決定することとされている。

表1 和博連設立後の行事履歴（設立集会及び第1回総会以後）

期	年度	年月日	出来事	備考
	平成 26	平成27年2月10日	設立集会及び第1回総会	会場：県立近代美術館
		3月17日	平成26年度第1回幹事会	会場：県立博物館
1	平成 27	8月26日	平成27年度研修会	協力：独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所 会場：県立情報交流センター Big・U
		平成28年3月4日	和歌山大学附属図書館講演会 「図書館の資料保存－害虫・カビを防ぐ－」	共催・会場：和歌山大学
		3月4日	平成27年度第1回幹事会	会場：県立博物館
	平成 28	平成29年2月28日	平成28年度第1回幹事会	会場：県立近代美術館
			平成28年度研修会	会場：県立近代美術館
2	平成 29	6月30日	平成29年度第1回幹事会	会場：県立近代美術館
		平成30年2月15日	平成29年度公開研修会（新宮会場） 「各地でおこなわれている文化財を守る取り組み」	共催：和歌山県立博物館施設活性化事業実行委員会 会場：新宮市福祉センター
		3月14日	平成29年度公開研修会（和歌山会場） 「各地でおこなわれている文化財を守る取り組み」	共催：和歌山県立博物館施設活性化事業実行委員会 会場：和歌山市立博物館
			平成29年度第2回幹事会	会場：和歌山市立博物館
	平成 30	6月28日	平成30年度第1回幹事会	会場：県立近代美術館
		平成31年3月19日	平成30年度第2回幹事会	会場：ゆらふるさと伝承館
			平成30年度研修会	協力：由良町教育委員会 会場：ゆらふるさと伝承館
3	令和元	令和2年3月15日 （コロナ禍で中止）	平成元年度幹事会	会場：県立近代美術館
			令和元年度研修会	会場：県立博物館
	令和2	令和3年1月20日	令和2年度幹事会	会場：県立博物館
4	令和4	令和5年3月17日	令和4年度幹事会	会場：県立博物館
5	令和6	令和7年2月27日	令和6年度幹事会	会場：和歌山県立紀伊風土記の丘
			令和6年度研修会	共催・会場：和歌山県立紀伊風土記の丘

平成26年度

(1) 設立集会及び第1回総会

平成23年に発生した東日本大震災及び紀伊半島大水害を契機として、和歌山県内の博物館・歴史民俗資料館や美術館、市町村教育委員会等が共同で大規模災害に備え、対処するための連絡組織の設立が構想され⁽⁵⁾、5回の準備会合⁽⁶⁾を経て、平成27年1月21日、県立博物館施設4館の館長及び県教育庁文化遺産課長の発起人5名による「和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議設立趣意書及び会議加入のご案内」（本稿末尾資料1）が、和歌山県内博物館施設及び文化財関係団体宛て送付された。

それに対し75の機関・団体⁽⁷⁾から加入の申出があり、同年2月10日、36団体63名が出席して和博連設立集会及び第1回総会が開催された（表2）。

設立集会では、県立博物館の前田主任学芸員から、東日本大震災及び紀伊半島大水害の経験を経て和歌山県内で実施された文化遺産課による文化財緊急調査事業⁽⁸⁾、県立博物館の特別展「災害と文化財―歴史を語る文化財の保全―」⁽⁹⁾、「地域に眠る『災害の記憶』の発掘・共有・継承事業」⁽¹⁰⁾等の取組を紹介し、平行して県立博物館施設4館、文書館、県立図書館等によって和博連が構想され、準備されてきた経緯を説明した。

また、県立近代美術館の浜田副館長から、県立博物館長が会長を、県立近代美術館長及び県文化遺産課長が副会長を務め、運営は基本的に会長が指名した幹事による幹事会で決定され、事務局は近代美術館が担当するという体制案及び和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議規約（以下「規約」という。資料2）案が示され、承認されて和博連が発足した。

次いで第1回総会に移り、

- ・文化財の所在把握と大規模災害発生時の相互連絡の仕組み
- ・大規模災害発生時における博物館等施設来館者及び所蔵品の安全確保
- ・大規模災害発生後のレスキュー活動について

の3事項を研究テーマとし、これらについて、東日本大震災の文化財レスキュー活動や被災館調査等の各種報告書により蓄積された事例・知識・ノウハウを和博連内のワーキンググループで精査・分析し、公開研究会（一般公開）も実施して文化財防災対策、文化財レスキュー活動に活かす、という平成27年度の活動計画が承認された。

(2) 第1回幹事会

設立集会及び第1回総会後、規約に基づいて和博連会長が指名した16団体が幹事団体となった。⁽¹¹⁾平成27年3月17日、和博連最初の幹事会が開催され、15団体19名が出席した。

幹事の互選により、平成27・28年度の第1期、和歌山県立博物館前田正明主任学芸員が代表幹事、文書館藤隆宏主査が副代表幹事となった。なお、両人は第5期の令和6年度まで再任されることとなる。

また、第1回総会よりも具体的な次の活動計画が決定された。

和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議 平成27年度活動計画

表2 和博連設立集会及び第1回総会

設立集会	
1 発起人代表あいさつ	県立近代美術館長 熊田 司
2 県教育長あいさつ	(川端文化遺産課長代読)
3 発起人紹介	
4 議事	
(1) 連絡会議設立に向けての経過、及び活動内容（案）について	県立博物館主任学芸員 前田正明
(2) 連絡会議の体制（案）について	県立近代美術館副館長 浜田拓志
(3) 和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議規約について（協議）	
(4) その他	
第1回総会	
1 会長あいさつ	代理：熊田副会長
2 議事	
(1) 平成27年度活動計画案について	県立博物館主任学芸員 前田正明
(2) その他	

1 平成27年度研究テーマ

1) 県内文化財の所在把握

①和歌山県立博物館施設活性化事業実行委員会が申請中の「地域の核となる美術館・歴史博物館支援事業」に協力して、すさみ町・串本町・太地町を対象に所在調査を行う

②県立図書館による県内図書館の所蔵文化財等調査

③会員館の所蔵資料の把握

2) 県内大規模災害発生時の相互連絡の仕組み

①会員担当者及び連絡先の把握（事務局）

②会員に係る資料を収集しファイリング（事務局）

3) 大規模災害発生時における博物館等施設来館者及び所蔵品の安全確保

4) 大規模災害発生後のレスキュー活動について

①水損・汚損資料の応急処置に関するワークショップ開催（紀南にて）

2 幹事会は年2回の開催を予定。5月～6月、2月～3月初旬。

3 代表幹事を中心としたワーキンググループ会議を必要に応じて行う。

4つの研究テーマのうち「県内文化財の所在把握」には、県立博物館施設活性化事業実行委員会の国庫補助事業「地域に眠る「災害の記憶」と文化遺産を発掘・共有・継承する事業」（以下「「災害の記憶」事業」という。）への協力がある。「災害の記憶」事業は、実施主体である和歌山県立博物館施設活性化事業実行委員会の下、和歌山県立博物館、県教育庁文化遺産課、文書館、和歌山大学、地域資料ネット「歴史資料保全ネット・わかやま」等が協働し、例年、事業対象地域内における過去の災害に関する記録、記念碑、口碑、痕跡、遺跡等を中心に、未指定のものを含む文化財の所在確認調査を行い、その成果を小冊子の発行及び現地学習会の開催により地域に還元するものであった⁽¹²⁾が、県内の主に民間に所在する未指定文化財等の調査が進むことによって、和博連会員館以外の文化財所在情報が集まり、万一の災害時には、これらがレスキュー対象の所在情報となる、という位置付けである。⁽¹³⁾

「災害の記憶」事業参加機関・調査メンバーは、ほぼ同時に和博連幹事団体とその職員であった。したがって、和博連が組織的に「災害の記憶」事業に協力するというよりもむしろ、「災害の記憶」事業の調査合宿等の際に和博連幹事のコアメンバーミーティング等を行うこと等により、和博連の運営・議論が活性化したというのが実状であった。

第1期（平成27・28年度）

（1）平成27年度

平成27年度末までに、和博連には新たに3団体⁽¹⁴⁾が加わり、加盟団体は78団体となった。

平成27年度は、代表幹事を中心としたワーキンググループ会議が計10回開催された。⁽¹⁵⁾多くの場合、「災害の記憶」事業の調査合宿の時に併せてワーキンググループ会議も行っており、和博連活動について打ち合わせたものである。

平成27年8月13日、県の防災施策を統括する危機管理局防災企画課に、和博連事務局の県立近代美術館浜田副館長と松山副主査が出向き、和博連の活動について説明を行っている。大規模災害時には、文化財レスキューの必要性が生じること、それに取り組む団体として和博連が発足したこと及び和博連運営の主要メンバーは県職員となることについて理解を求めた。

平成27年度研究テーマの一つ、県内文化財の所在把握の一環として、和博連会員館及び県内図書館の館蔵資料調査を行った。会員のうち博物館施設等については、事務局から平成28年2月10日付けで依頼文を郵送し、県内図書館については、県立図書館から会員館11館に貴重図書等について照会し

た。前者については、平成28年度までに17会員から、後者については8館から回答があった。これらは、会員館被災時のレスキュー対象リストとなるものである。なお、集約した情報は、県文化遺産課が保管している。⁽¹⁶⁾

平成28年2月9日に事務局から会員館に依頼文を郵送し、本会会員の担当者と連絡先の把握と、会員団体に係る基礎情報、具体的にはパンフレット等の資料の収集を行った。平成28年度までに31の会員から送付があり、事務局が保管している。

下記の和博連主催研修会のほか、平成28年3月4日、和歌山大学附属図書館の講演会「図書館の資料保存―害虫・カビを防ぐ―」を共催した。⁽¹⁷⁾

また、平成27年度末、幹事館の退職者等から、計55,000円の寄付があった。和博連は会員からの会費徴収を行っていないが、万一の大災害時に支援金等の受入れができるよう、銀行口座を開設した。東日本大震災被災地の経験を参考にしたものである。

(2) 平成27年度研修会

平成27年8月26日、独立行政法人国立文化財機構東京文化財研究所（以下「東文研」という。）の協力⁽¹⁸⁾をいただき、和博連最初の研修会が開催された（表3）。地元の古文書を使って防災研究をしている印南中学校総合的な学習津波研究班の生徒や、県外からの視察者も含めて43名の参加者を得た。⁽¹⁹⁾

まず、県立自然博物館内藤主査学芸員から、同館が、西日本自然史系博物館ネットワークの一員として和歌山大学の学生ボランティアとともにいった、東日本大震災で被災した陸前高田市立博物館の植物標本300点の洗浄・修復について報告された。

県立近代美術館浜田副館長の報告は、同館が全国美術館会議の構成館として東日本大震災の文化財レスキューに職員を派遣した経験を踏まえて、和博連が取り組むべき課題を会員間で共有化するものであった。

和歌山大学菅原准教授は、同大学平成27年度独創的研究支援プロジェクト「和歌山県内の文化資源保全および活用事業」を紹介した。

そして、国の文化財レスキュー事業を司る独立行政法人国立文化財機構から派遣された東文研吉原大志氏が講演され、文化財の災害対策に関する全国的な動向と和歌山県・和博連の当時における到達段階と特徴を示された。

後半は、吉原氏を講師とする水損古文書の吸水乾燥・被災写真の洗浄ワークショップを行った。

(3) 平成27年度第1回幹事会・和歌山県地域防災計画改定

平成28年3月4日、平成27年度第1回幹事会が開催され、上記（1）（2）について報告され、また、平成27年度と同様の平成28年度活動計画が承認された。

また、県文化遺産課山東普及班長から和歌山県地域防災計画改定についての報告があった。

地域防災計画とは、災害対策基本法に基づいて、県や市町村がそれぞれに定める、災害に対する行

表3 和博連平成27年度研修会

開会・挨拶	伊東史朗（和博連会長・県立博物館館長）
【報告】	
「被災した植物標本の修復」	内藤麻子（県立自然博物館主査学芸員）
「連絡会議の当面の課題」	東日本大震災文化財レスキュー活動を参考にして」 浜田拓志（和博連事務局・県立近代美術館副館長）
「県内博物館の連携推進について・和歌山大学がお手伝いできること」	菅原真弓（和歌山大学「教養の森」センター准教授）
「災害と歴史遺産」	吉原大志（東文研アソシエイトフェロー）
【ワークショップ】	
実演（水損古文書の吸水乾燥・被災写真の洗浄）	講師：吉原大志
実習（水損古文書の吸水乾燥・被災写真の洗浄を参加者が体験）	講師：吉原大志
意見交換・質疑応答	

動基準であり、風水害対策に対処するための「基本計画編」及び「地震・津波災害対策計画編」がある。それぞれの中で、予防段階、応急対策段階及び復旧・復興の各段階における行動基準が定められるものであるが、同課が中心となって、平成27年度末に県の地域防災計画のうち文化財災害対策部分が改定され、基本計画編及び地震・津波災害対策計画編ともに、

- ・未指定文化財も保護の対象であること
- ・和博連と連携して、災害時には外部の専門的救援団体等を受け入れ、被災文化財の救援・保全を速やかに実施すること、すなわち文化財レスキューを行うこと
- ・災害予防のために事前に、つまり普段から文化財の所在情報を把握しておくこと

が明記され、和博連は、平常時（文化財災害予防計画）においては県内の文化財等所在情報の把握に努め、文化財の被災軽減や応急措置、保全のための情報共有を図り、被災時における住民や観光客等の避難・誘導、文化財等の保全活動に関するマニュアルの整備を行い、万一の災害時においては文化財の被害状況の把握・救援・保全を速やかに実施する等、県の文化財災害対策を担う一員とされることとなった。⁽²⁰⁾

（４）平成28年度

平成28年度は、代表幹事を中心としたワーキンググループ会議が8回開催された。⁽²¹⁾うち6回は、「災害の記憶」調査時の開催である。

平成29年2月28日、平成28年度第1回幹事会を開催した。当該年度の活動を総括し、基本的には前年度までと同様の平成29年度の活動方針等を決定した。

また、同日、和歌山県立近代美術館にて国の文化財災害対策の最新動向と、隣県における先進的な災害対策ネットワークの実践に学ぶための公開研修会を開催し（表4）、35名が参加した。

のちに独立行政法人国立文化財機構文化財防災センター初代センター長となる高妻洋成氏の講演では、2011年の東日本大震災後、被災文化財のレスキュー活動に携り、当時、奈良文化財研究所と共に国立文化財機構文化財防災ネットワーク推進室を併任して「文化財防災ネットワーク推

表4 平成28年度和博連研修会

開会・挨拶	伊東史朗（和博連会長・県立博物館館長）
「文化財防災体制の確立を目指してー文化財防災ネットワーク推進事業の取り組み」	
高妻洋成（奈良文化財研究所埋蔵文化財センター保存修復科学研究室長）	
「自然災害時における三重県博物館協会の取り組みについて」	
間瀬創（三重県総合博物館展示・資料情報課主査）	
意見交換・質疑応答	
閉会・挨拶	熊田司（和博連副会長・県立近代美術館館長）

進事業」に携わり、日本全体の文化財防災体制の確立に向けて活動している立場から、国全体の文化財防災やレスキューについての施策の動向や、平成27年度に発生した熊本地震に対する文化財レスキュー活動等の最前線のレスキュー現場の様子など、最新情報をお話いただいた。

間瀬創氏の講演では、平成23年の紀伊半島大水害の時に実際に熊野地域でレスキュー活動を行っている三重県博物館協会の活動事例を報告いただき、防災マニュアル等の整備を協力して行う等、同協会の平時のネットワークを含む綿密な運用・連絡ノウハウについて具体的に教示いただいた。

第2期（平成29・30年度）

（１）平成29年度

平成27年度末に寄附を受け、和博連が現金を保有することになったことから、第2期から会計監査を行う監事が選出されることとなった。県立紀伊風土記の丘館長及び和歌山市和歌山城整備企画課長が会長により監事に選出され、平成28年度の会計監査を行い、平成29年6月30日の平成29年度第1

回幹事会で監査報告を行っている。両監事は、以後現在に至るまで再任されている。また、第1期の幹事団体は全て第2期も再任となり、加えて新たに、文化財レスキューのボランティア団体である歴史資料保全ネット・わかやまも幹事団体となった（以後現在に至るまで再任）。

平成29年度は、幹事会は2回、代表幹事を中心としたワーキンググループ会議は、11回開催されている。⁽²²⁾

後述するように「災害の記憶」事業との共催で2度の公開研修会を開催した。なお、外部講師旅費等の費用は「災害の記憶」事業（国庫補助事業）が負担している。

また、平成29年6月10日に和歌山市立博物館で開催された和歌山地方史研究会公開シンポジウム「#学芸員のおしごと」を後援している。⁽²³⁾

平成29年10月下旬、台風第21号及び第22号による災害が和歌山県内で立て続けに発生し、特に前者による被害により、新宮市には災害救助法及び被災者生活再建支援法が適用された。⁽²⁴⁾これらについて、同年11月1日、和博連事務局から会員宛て電子メール「台風21号・22号に関するについて」にて被災状況等を照会している。このとき会員からは返答はなかった。しかし、後述する新宮市での研修会に参加くださった方に、手持ちの紙資料を自力で乾かした方が居られ、新宮市ボランティアセンターの方が、写真を自分達で乾燥していたということが後で分かった。

（2）平成29年度公開研修会「各地でおこなわれている文化財を守る取り組み」

平成29年度は、「災害の記憶」事業との共催により、新宮市と和歌山市で二度の公開研修会を開催した。⁽²⁵⁾

ア 新宮会場

新宮会場では、文化財防災ネットワークの先進事例や被災資料の応急処置の実際について学んだ（表5）。参加者は21名であったが、地元市町の技師や、博物館や図書館のバイトやボランティアの方などが参加し、地方の小規模館での収蔵環境の実情も知ることができた。

会場周辺は県庁所在地である和歌山市から遠く、かつ災害の最頻発地域で、隣県である三重県及び奈良県との県境を越えたネットワークの構築が課題であることから、前年度も和歌山市で御講演いただいた三重県総合博物館の間瀬氏に再度御講演いただき、平成23年の紀伊半島大水害時の熊野地域でのレスキュー活動や、防災マニュアル等の整備を進めている三重県博物館協会、「三重県歴史的・文化的資産保存活用連携ネットワーク」などの連携の実際についてお話しいただいた。

また、神戸大学の松下氏に、水損資料の応急処置についてのワークショップを開催していただいた。

上述したように、新宮市では前年10月の台風第21号により大規模な浸水被害があり、参加者にはその際に被災した紙資料を自力で乾かした方もおられた。

イ 和歌山会場

平成30年3月14日に和歌山市立博物館で行われた研修会では、58名の参加者を得た（表6）。

まず平成29年4月以降、取壊し予定

表5 平成29年度公開研修会（新宮会場）
「各地でおこなわれている文化財を守る取り組み」

開会・挨拶	前田正明（和博連代表幹事・県立博物館主任学芸員）
【講演】	
「三重県博物館協会等による災害に対する取り組みについて」	
間瀬創（三重県総合博物館調査・資料情報課主査）	
【ワークショップ】	
「水損資料応急処置ワークショップ～「史料の救命士」ボランティアへのお誘い」	
講師：松下正和（神戸大学地域連携推進室特命准教授）	

表6 平成29年度公開研修会（和歌山会場）
「各地でおこなわれている文化財を守る取り組み」

開会・挨拶	伊東史朗（和博連会長・県立博物館館長）
「和歌山市寂光院の文化財緊急調査について」	
前田正明（和歌山県立博物館主任学芸員）	
御船達雄（和歌山県教育庁文化遺産課主査）	
藤本真名美（和歌山県立近代美術館学芸員）	
「鳥取県中部地震の現状と被災史料への取り組み―鳥取県西部地震との比較を通じて―」	
岸本 寛（鳥取大学地域学部教授）	
質疑応答・意見交換	

の寺院で行われた和歌山市立博物館・県立博物館・近代美術館・文書館・県文化遺産課・歴史資料保全ネットワークわかやま・建築物のヘリテージマネージャーの方々による緊急調査の経験を、今後の災害対応協力の参考にするために報告いただいた。⁽²⁶⁾

また、和歌山県と同様に人口・大学・文化財保存施設・専門職員の少ない地域における文化財災害対策ネットワーク・文化財レスキューの先進事例として、鳥取県西部地震（平成12年10月発生）や鳥取県中部地震（平成28年10月日発生）に対し、地域の大学・地域史研究団体（鳥取地域史研究会）・地域資料ネット「山陰史料ネット」・自治体の文化財担当者等が連携して行った文化財パトロールやレスキュー活動の経験や課題について、鳥取大学の岸本覚氏からお話いただいた。

（3）平成30年度

平成30年度は、幹事会を2回、代表幹事を中心としたワーキンググループ会議は7回開催した。⁽²⁷⁾ うち、6月8日及び1月29日は和歌山県文化財保存活用大綱（以下「大綱」という。）についての県文化遺産課との打合せであった。

6月8日、和博連前田代表幹事及び副代表幹事である私と、黒石教育企画員をはじめとする県文化遺産課の各分野の担当職員が打合せを行い、和歌山県地域防災計画に基づく未指定文化財を含む文化財防災に関する具体的な仕組み・マニュアル等作成について、和博連と文化遺産課が協議して進めていくことで合意した。

最初の議論として、平成31年4月施行の改正文化財保護法に基づき作成される大綱のうち災害対策の部分について、和博連と県文化遺産課で協力して検討していくことになった。

平成30年8月・9月に立て続けに起こった台風第20号⁽²⁸⁾・第21号⁽²⁹⁾被害について、9月8日に、事務局から会員宛てに被災状況を照会するメールを発信し、会員館3館から被害情報が寄せられた。⁽³⁰⁾ また、文化財レスキューを行うボランティア団体（地域資料ネット）である歴史資料保全ネット・わかやまから、レスキュー1件の報告があった。⁽³¹⁾

（4）平成30年度研修会

平成30年度研修会は、由良町教育委員会の協力をいただき、会場をゆらふるさと伝承館とした。

同館は、元中学校の校舎を利用し、由良町史編纂資料や民俗資料などが非常に良く整理されて保管・展示されており、財政規模の小さい市町村の資料館、または旧校舎を利用した文化財保存として、モデルケースとなるものだと思うれ、かつ、同年度条例制定により設置されて、法的根拠を持つ施設となったので、その経緯をも含めて学ばせていただくということで企画した（表7）。25名が参加した。

和歌山県教育庁文化遺産課の黒石教育企画員から、改正文化財保護法の災害対応部分の概要及び同法に基づき作成される大綱についてお話いただいた。

また、私から、和博連幹事ワーキンググループが検討中の、災害が起きた際に実際にどのように行動して、会員や県内文化財の被災情報を収集して対策をするか、という当時の段階での案を報告した。

上記の報告を受けて、大綱へ「和歌山県地域防災計画」に基づく文化財の災害対策を盛り込むため、大災害発生時の相互連絡・相互協力・文化財レスキュー等の仕組み作りについて、会員間で議論がな

表7 平成30年度研修会

開会・挨拶	伊東史朗（和博連会長・県立博物館館長）
【報告】	
「文化財保護法の改正と和歌山県文化財保存活用大綱について」	
黒石哲夫（和歌山県教育庁文化遺産課教育企画員）	
「和歌山県地域防災計画に基づく文化財等救援・保全活動と和博連」	
藤 隆宏（和博連副代表幹事・県立文書館主査）	
「ゆらふるさと伝承館の条例設置・開館の経緯について」	
新田天馬（由良町教育委員会教育課主事）	
閉会・挨拶	山野英嗣（和博連副会長・県立近代美術館館長）
【見学】	
ゆらふるさと伝承館見学 案内：大野治（由良町文化財保護審議会委員長）	

された。具体的には、大規模災害発生時には、まず和博連幹事会を開き、その場で未指定文化財のレスキューを含めた対応の分担を決めてしまおうという案が出て、出席者からは賛同を得た。

文化財保護法の改正に伴って都道府県が定めることとなっている大綱については、その中に文化財災害対策についての基本方針を盛り込むこととされている。また、上述のとおり災害対策基本法に基づき既に定められている本県の地域防災計画では、県と和博連は協力して文化財災害対策を行う旨の規定がある。なので、大綱策定にあたっては、和博連にも必ず相談する、ということが確認された。

また、平成30年4月に由良町の条例設置により正式開館したゆらふるさと伝承館について、同町教育課新田主事から条例設置、開館の経緯について詳しい説明があり、長年収蔵資料を収集・整理・保存してこられた大野文化財保護審議会委員長が展示を御案内くださった。⁽³²⁾

第3期（令和元・2年度）

（1）令和元年度

第3期から、新任の幹事団体として、公益財団法人和歌山県文化財センター及び和歌山県建築士会が加わり、計19団体となった。

これは、前年度研修会において議論された県地域防災計画及び大綱に基づく具体的な災害対応を検討する中で、災害が起きた際にはまず文化財関係機構の集まりである和博連幹事会を開いて情報集約・共有を行い、相談して、できるだけその場で対応方針を決めよう、ということになり、それまでの和博連幹事会では考古学と建造物分野の機関が手薄であったために、この2分野の専門機関である両者に幹事就任をお願いしたものである。

令和元年度は、令和2年3月15日に幹事会及び研修会を開催し、大綱の災害対応部分について議論する予定であったが、新型コロナウイルス禍のため開催中止となった。⁽³³⁾

（2）令和2年度

上述のとおり平成30年度研修会で報告していただき、和博連と共に議論を行っていた大綱について、令和2年12月8日、代表幹事・副代表幹事と県文化遺産課黒石教育企画員が打合せを行い、12月24日付けで黒石教育企画員が和博連各幹事宛て大綱修正素案について意見照会を行った。本来、幹事会又は和博連会員全員が出席できる研修会を開催するなどして、和博連全体として統一した意見を回答すべきであったが、文化遺産課と相談の結果、同年度末までに策定というスケジュールとの関係等を考慮して、幹事への意見照会及び各幹事からの個別回答という形とした。幹事からの回答を受けて、修正した案について、令和2年度幹事会で文化遺産課から説明を行い、更に議論を行うこととなった。

令和3年1月20日の令和2年度幹事会では、第4期の役員・幹事案等とともに、作成中の大綱の災害対策部分についての議論が行われた。

また、令和3年度活動計画案について、大綱の完成を受けて、県内の文化財災害対策の体制整備、運用手順等の具体化に向けて更に県と協力していくことが議論された。

そして、令和2年度末に、大綱が策定された。

（3）大綱

大綱第6章「文化財の防犯・防災対策及び災害発生時における対応」の、1「防犯・防災・災害発生時における対応のための平時の取組」に、「『和歌山県地域防災計画』において、県は和博連と連携し、県内の文化財等所在情報の把握に努め、文化財の被災軽減や応急措置、保全のための情報共有を図ること」及び「和博連は災害時の相互援助のため、会員組織が所蔵・把握している文化財の情報を集約してい」ることが明記されている。

また、「県と市町村及び和博連は連携し、被災時における住民や観光客等の避難・誘導、文化財等の保全活動に関するマニュアルの整備を行」うとある。

そして、2「大規模災害時における対応」として、「県は、前述したように和博連と連携し、各市町村教育委員会に対し、国指定及び県指定文化財だけでなく、市町村指定文化財や未指定文化財についても可能な限り被災状況の照会を行い、情報を集約します。」「和博連加入組織が所蔵・把握する文化財の被災状況についても、和博連副会長である県（教育庁文化遺産課長）が照会し、情報を集約し、文化財被災情報を一元化します。また、和博連幹事会において対応を協議し、必要に応じて文化財の被災調査や応急処置、保全など文化財レスキューの方針を決定します。」「文化財レスキューの実施にあたっては、県は必要に応じて和博連、ヘリテージマネージャー等と連携するとともに、文化庁や文化財防災センター等を通じ、外部の専門的救援団体を受け入れます。」とあり、大規模災害時における県内の文化財被災状況の確認、文化財レスキューの方針検討及び文化財レスキューの実施の各段階において、状況により和博連が一部を担当することが明記されている。

「文化財関係組織等災害時連携体制」図では、和博連と県外からの外部支援団体とが双方向の矢印で関係性が表されており、場合によっては、和博連が外部支援の受け皿になることも期待されていると解せる。⁽³⁴⁾

第4期（令和3・4年度）

（1） 令和3年度

第4期、コロナ禍もあり和博連の活動は低調であったが、令和3年度中、令和3年8月11日からの大雨（令和3年8月18日付け）、12月3日の御坊市付近を震源とする地震（同日付け）及び令和4年1月15日13時頃のトンガ諸島付近の火山の大規模噴火に伴う潮位変化について（1月16日付け）、県文化遺産課から和博連加盟団体宛て被害等の照会を行っている。

（2） 令和4年度

大綱第6章「文化財の防犯・防災対策及び災害発生時における対応」に、「県と市町村及び和博連は連携し、被災時における住民や観光客等の避難・誘導、文化財等の保全活動に関するマニュアルの整備を行」うとあることを受けて、県文化遺産課が具体的なマニュアルの作成を検討し、令和5年1月11日、和博連代表幹事・副代表幹事と県文化遺産課が和歌山県文化財災害対応マニュアルについて初めて打合せを行い、「和歌山県文化財災害対応マニュアル」（案）が示された。

令和5年3月17日、和博連令和4年度幹事会が開催され、代表幹事・副代表幹事の意見等を踏まえた修正案を基に、主に和歌山県文化財災害対応マニュアル（案）について議論された。

第5期（令和5・6年度）

（1） 令和5年度

令和5年度の県の組織改正により、県立博物館施設の主管課は全て教育庁内に属することとなった。令和4年度まで県立近代美術館及び県立自然博物館の主管課であったために和博連に加盟し、幹事団体となっていた県文化学術課及び自然環境室は、幹事退任とともに和博連退会となり、代わって両館の主管課となった県教育庁教育総務局総務課が和博連に加入し、幹事団体に就任した。

令和5年6月の梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害については、海南市に災害救助法、同市、紀美野町及び九度山町に被災者生活再建支援法が適用される等、大きな被害が出た。⁽³⁵⁾ 和博連副会長である県文化遺産課から和博連会員宛に所蔵資料等の被災について、令和5年6月2日付け

で被害について照会している。

また、歴史資料保全ネット・わかやまが、和歌山大学内に一時保管場所を確保した上で、被災文化財の保全を訴える通称「捨てないでチラシ」を作成して社会福祉協議会等に配付した。これについて文化遺産課からも、令和5年6月16日付けで市町村教育委員会宛て周知メールを転送している。

なお、結局は、被災資料の申出・報告等はなかったものと思われる。⁽³⁶⁾

また、令和5年11月9日に太地町立くじらの博物館で開催された「水損資料レスキュー講習会」を後援して、関根会長が挨拶している。また、和博連会員団体の職員も参加している。⁽³⁷⁾

(2) 和歌山県文化財災害対応マニュアル

令和4年度幹事会において議論された和歌山県文化財災害対応マニュアル案について、令和5年5月1日付け文第197号で和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課長から和博連会長宛て「和歌山県文化財災害対応マニュアルに係る了承について（依頼）」があり、修正案についての和博連の了承が求められた。

和博連では、これを受けて令和5年5月5日、和博連会長から各幹事宛て「和歌山県文化財災害対応マニュアルに係る書面表決の実施について（依頼）」で幹事の書面表決を行ったところ、賛成多数であったので、令和5年5月26日付け和博連会長から文化遺産課長宛て「和歌山県文化財災害対応マニュアルに係る了承について（回答）」で了承した。ただし、反対意見1、賛否を明らかにしない意見1及び賛成に付した意見2があった。

「和歌山県文化財災害対応マニュアル」は、令和5年11月に策定された⁽³⁸⁾。

同マニュアルの策定により、和博連の課題もより明確化された。

防災・災害対応に関する役割分担が示された表1（2頁）で、和博連は、発災時の対応として、市町村文化財保護部局と救援方法等について協議すること及び和歌山県教育委員会と和博連幹事会において適宜救援方針について協議することとされている。また、和歌山県教育委員会は、和博連加盟団体保有文化財の被害状況について照会し報告を取りまとめることとされている。

また、「県教育委員会は、平常時に和博連へ被災時の支援について依頼し、連携体制を整え、被災時における連絡体制及び役割分担等を明確にする等、災害に備えるものとする。」とある（4頁）。

「県教育委員会は、和博連と連携し、市町村文化財担当部局が実施する台帳作成等について支援及び情報共有を行い、県内の文化財の現況把握及びデータベース化に努める。」（7頁）とあり、和博連が市町村の文化財所在情報等の把握に協力することとしている。ただし、「災害の記憶」事業終了後、和博連として実際に市町村の文化財所在情報等の把握に協力したことはない。

災害発生後の対応として、「県教育委員会は、和歌山県災害対策本部応急対応マニュアルで定められた文化財災害対策会議を開催する」が、「必要に応じて和博連と連携して対応を協議する。」とある。少なくとも和博連副代表幹事であった私は、大綱策定時まで和博連幹事会で行われていた議論において、災害後に和博連幹事会が開催されることが「文化財災害対策会議」に相当するものと思っていた。故に、上述したように和歌山県建築士会及び和歌山県文化財センターに和博連への加入及び幹事団体の就任を依頼した経緯がある。和博連幹事会とは別箇に文化財災害対策会議が開催されるのであれば、同会議との役割分担等、和博連の対応の在り方として新たな方針及び場合によっては和博連幹事会の構成メンバーのスリム化等も検討の余地があるかも知れない。

また、「埋蔵文化財を除く未指定等文化財についての被災調査、応急措置及び修理・復旧の対応は主として和博連が行うものとするが、被災の規模等が想定を上回る場合は、県教育委員会と和博連等、関係機関で協議のうえ対応文化財の見直しを行う。」となった。未指定等文化財は市町村が把握していないものも多く含まれるので、「捨てないでチラシ」等の配布による「発見」から被災調査は始まるのか等、具体的な対応についての議論が必要になろう。

和博連は、必要に応じて県教育委員会からの依頼に基づき、文化財所有者等及び市町村文化財保護部局に代わり、文化財の被災概要調査（9頁）及び被害詳細調査（10頁）を行うこととなっている。また、県内外の機関・団体へ応援要請を行う場合、和博連は連絡調整に加わり、特に歴史資料ネットワークに応援要請する場合には、和博連経由で行うこととされている（11頁）。このことについて、歴史資料ネットワークとの事前調整等、詳細な議論が必要であろう。

被害が大きく文化財所有者等では対応が困難な場合、文化財の応急措置及び被災文化財の台帳等との照合、修理・復旧計画の作成、実際の修理・復旧作業等、修理・復旧作業についても和博連が支援することが想定されている（11～14頁）。これらは実際の被害状況により具体的な運用はケースバイケースで行われると思うが、依頼・要請・調整の段取り等、大枠について議論しておくことが望ましいと思われる。

（3）令和6年度

県文化遺産課から、令和6年8月9日付けで和博連会員宛て南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）に伴う防災対策の強化についての注意喚起メール、また、同年8月29日付けで台風第10号に係る被害について照会メールを発しているが、被害報告等はなかった。

令和7年2月27日、令和6年度幹事会が開催され、令和5・6年度活動報告、第6期（令和7・8年度）役員・幹事について議論された。役員・幹事団体の再任は確認されたが、第1期から第5期まで連続して選任されていた前田代表幹事及び副代表幹事の私は第6期では再任しないことを申し出、後任の代表幹事及び副代表幹事を互選することはできなかった。後日、第5期まで務めた前田代表幹事及び藤副代表幹事が責任をもって後任を推薦することとなった。

（4）令和6年度研修会

令和7年2月27日、和歌山県立紀伊風土記の丘学芸員研修との共催で、平成6年度研修会を行った（表8）。元々、紀伊風土記の丘の職員研修として企画されていたものだが、和博連との共催の声掛けをいただいたものである。災害対

表8 令和6年度研修会

開会・挨拶	増淵徹（県立紀伊風土記の丘館長・和博連幹事）
「文化観光の推進と拠点としての博物館」	
中尾智行（文化庁参事官（文化観光担当）付博物館支援調査官）	
質疑応答・意見交換	
挨拶・閉会	関根俊一（和博連会長・県立博物館館長）

策がテーマではないが、和博連以外に県内博物館施設の連絡協議会がない中で、博物館運営に関する講演を聞く機会は貴重ということで、共催させていただいた。24名の参加を得た。

文化庁参事官（文化観光担当）付博物館支援調査官中尾智行氏から、近年の博物館法の改正の趣旨とそれに伴い博物館に求められるようになった新しい役割・機能である社会や地域の課題への対応及び専門的人材の確保、持続可能な活動と経営の改善向上について、観光との関係から補助・支援メニュー等を解説し、先進事例等を示しながら重要性及び意識改革の必要性を説くものであった。

従来和博連研修会に参加のなかった団体の参加もあり、博物館・文化財防災に限らない幅広い分野にわたる文化財行政・博物館運営に関する情報共有や議論を行うネットワーク構築の必要性・重要性を改めて感じさせるものであった。

おわりに

上述のとおり、和歌山県文化財災害対策マニュアルの完成を受けて、県と和博連との役割分担、それを受けての和博連の中での役割分担等、和博連として更に検討しなければならない課題は多い。

また、災害対策以外でも、令和6年度研修会で議論されたような新たに要請される博物館の役割、人材難等、博物館や文化財行政に関する全県的な課題として取り組むべき事項は多い。これら課題について議論する、和博連のような全県的なネットワークの必要性・重要性は、増していると考えべきだろう。

しかしながら、コロナ禍及び「災害の記憶」事業の終了を機に、現状は、和博連の活動は目に見えて停滞し、本稿執筆時点で第6期の代表幹事及び副代表幹事が決まっていない。設立時から副代表幹事を務めてきたものとして、責任を痛感している。

文化財行政の重要な一角を占める存在として、和博連がその責を果たすよう、私は、引き続き幹事館の職員として和博連運営に協力していきたいし、和博連の活動が活発になることは、災害対策に限らず、和歌山県の文化財行政全般及び博物館等の発展に間違いなく寄与するものであると確信する。和博連設立後に作られた人脈によって、文書館の業務において数多くの助けを得ているからである。

注

- (1) 浜田拓志「『和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議』設立の経過と課題」(『博物館研究』第565号、平成27年7月)
- (2) 『和歌山県地域防災計画 基本計画編(令和6年度修正版)』61,358頁、『和歌山県地域防災計画 地震・津波災害対策計画編(令和6年度修正版)』83,234頁(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/d00153903.html>) 令和7年8月5日アクセス
- (3) 『和歌山県文化財保存活用大綱』第6章(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500700/d00207215.html>) 令和7年8月5日アクセス
- (4) 『和歌山県文化財災害対応マニュアル』(<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500700/d00218000.html>) 令和7年8月5日アクセス
- (5) 前掲注1 浜田報告
- (6) 和歌山県博物館施設等連絡会議(仮称)要綱検討会議が平成26年5月20日、6月25日、8月5日、9月25日及び12月24日の5回開催されている。また、平成27年1月16日、和歌山県教育庁文化遺産課課長、副課長及び普及班長並びに県立近代美術館副館長が教育長レクに入り、設立について了承された。
- (7) 有田市郷土資料館、有田市図書館、稲むらの火の館、岩出市立岩出図書館、海南市歴史民俗資料館、角長醤油資料館・職人蔵、京都大学フィールド科学教育研究センター瀬戸臨海実験所(京都大学白浜水族館)、串本応挙芦雪館、串本海中公園センター、高野山大学附属高野山図書館、高野山霊宝館、御坊市立図書館、御坊市歴史民俗資料館、白浜町立図書館、新宮市立佐藤春夫記念館、新宮市立図書館、新宮市立歴史民俗資料館、すさみ町立エビとカニの水族館、すさみ町立歴史民俗資料館、太地町立石垣記念館、太地町立くじらの博物館、田辺市立大塔歴史民俗資料館、田辺市立図書館、田辺市立美術館・熊野古道なかへち美術館(2館で1組織)、田辺市立田辺歴史民俗資料館、那智勝浦町立図書館、西村記念館、橋本市図書館、広川町男山焼会館、南方熊楠記念館、南方熊楠顕彰館、みなべ町立図書館、美浜町立図書館、歴史資料保全ネット・わかやま、和歌山県世界遺産センター、(公財)和歌山県文化財センター、和歌山県立紀伊風土記の丘、和歌山県立近代美術館、和歌山県立自然博物館、和歌山県立図書館、文書館、和歌山県立博物館、和歌山公園動物園、(公財)和歌山市文化スポーツ振興財団(和歌山城天守閣)、和歌山市民図書館、和歌山市立博物館、和歌山大学紀州経済史文化史研究所、和歌山大学附属図書館、和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課、和歌山県企画部企画政策局文化学術課、和歌山県環境生活部環境生活総務課自然環境室、和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課、和歌山市和歌山城整備企画課、海南市教育委員会、橋本市教育委員会、有田市教育委員会、御坊市教育委員会、田辺市教育委員会、新宮市教育委員会、九度山町教育委員会、湯浅町教育委員会、広川町教育委員会、有田川町教育委員会、美浜町教育委員会、由良町教育委員会、印南町教育委員会、みなべ町教育委員会、日高川町教育委員会、白浜町教育委員会、上富田町教育委員会、すさみ町教育委員会、那智勝浦町教育委員会、太地町教育委員会、古座川町教育委員会及び北山村教育委員会
- (8) 三本周作「和歌山県の文化財防災の取り組みについて」(『独立行政法人国立文化財機構アソシエイトフェロー研修報告書 平成26年度』平成27年)
- (9) 和歌山県立博物館特別展「災害と文化財―歴史を語る文化財の保全―」(平成24年4月28日～6月3日開催(<https://www.hakubutu.wakayama-c.ed.jp/saigai/frameset.htm>) 令和7年9月1日アクセス)
- (10) 「あらゆる人びととつながる博物館づくり事業報告」(『和歌山県立博物館ニュース』(<https://hakubutu.wakayama.jp/information/>「あらゆる人びととつながる博物館づくり事業」/) 令和7年9月1日アクセス)
- (11) 規約第11条第2項の規定に基づき会長が指名した最初の幹事団体は、県立博物館、県立近代美術館、県教育庁文化遺産課、京都大学フィールド科学教育研究センター瀬戸臨海実験所(京都大学白浜水族館)、太地町立くじらの博物館、田辺市立美術館・熊野古道なかへち美術館(両館で1団体)、和歌山市立博物館、和歌山大学紀州経済史文化史研究所、広川町教育委員会、県立紀伊風土記の丘、県立自然博物館、県立図書館、県企画部企画政策局文化国際課、県環境生活部環境生活総務課自然環境室、県教育庁生涯学習局生涯学習課及び文書館の16団体。なお、県文化国際課、県自然環境室及び県教育庁生涯学習課は、県立の博物館施設又は県立図書館の主管課であったことによる。また、規約第6条第1項及び第2項の規定により、会長は県立博物館長が務め、副会長は県立近代美術館長及び県教育庁文化遺産課長が務め、第12条の規定により、県立近代美術館が事務局を担当する。
- (12) 「災害の記憶」事業は、平成26年度に実施された「地域に眠る「災害の記憶」の発掘・共有・継承事業」とともに、令和3年度まで連続して文化庁補助金事業に採択された。「災害の記憶」事業全般については「和歌山県立博物館における文化庁補助金事業報告」(『和歌山県立博物館ニュース』(<http://kenpakunews.blog120.fc2.com/blog-entry-571.html>)) 令和7年9月2日アクセス、「災害の記憶」事業のうち文書館に係る成果については拙稿「平成26年度の民間所在資料保存状況調査について―御坊市・美浜町・日高川町・那智勝浦町―」(『和歌山県立文書館紀要』第18号、平成28年)、「平成27・28年度の民間所在資料保存状況調査について―由良町・印

- 南町・すさみ町・太地町・串本町一」(『同』第20号、平成30年)、「平成29・30年度の民間所在資料保存状況調査について一日高町・白浜町・新宮市・北山村一」(『同』第22号、令和2年)、「令和元・2年度の民間所在資料保存状況調査について一湯浅町・広川町一」(『同』第24号、令和4年)及び「令和3～5年度の民間所在資料保存状況調査について一田辺市・上富田町一」(『和歌山県立文書館年報・研究報告』第1号、令和6年)を参照。
- (13) 調査で得た情報については、多分に個人情報を含むため、公にすることはできないが、県立博物館・文化遺産課・文書館で共有している。
- (14) 北海道大学北方生物圏フィールド科学センター森林圏ステーション南管理部和歌山研究林、耐久史学館(県立耐久高校)及び串本町教育委員会
- (15) 平成27年4月29日、6月19日、6月26日、8月7日、8月26日、9月24日、10月30日、11月15日、平成28年1月18日及び2月27日
- (16) ただし、併せて28団体で、三分の一強の機関からしか回答がない。恐らく、目録データ等が未整備な館や市町村が多いという実情を反映したものであろう。
- (17) 独立行政法人国立文化財機構九州国立博物館博物館科学課の木川りか氏が「図書館の資料保存―害虫・カビを防ぐ―」の講演を行った。
- (18) 東文研には、「文化財防災ネットワーク推進事業」の活動として講師の派遣旅費負担も含め、全面的に御協力いただいた。
- (19) 「[和博連] 発足後初の研修会開催される」(『和歌山県立文書館だより』第45号、平成28年3月)
- (20) 前掲注(2)。「基本計画編」では第2編(61頁)、「地震・津波災害対策計画編」では第3編(83～84頁)の「災害予防計画」の第19章「文化財災害予防計画」のうち3「事業計画」の(2)体制整備に「伊和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議と連携し、県内の文化財等所在情報の把握に努め、文化財の被災軽減や応急措置、保全のための情報共有を図る。また、被災時における住民や観光客等の避難・誘導、文化財等の保全活動に関するマニュアルの整備を行うとともに、文化財所有者・管理者に対し防災対策等に係る支援や助言を行う。」とあり、「基本計画編」では第3編第14章(358頁)、「地震・津波災害対策計画編」では第4編第13章(324頁)の「災害応急対策計画」の「文教対策計画」のうち第6節「文化財等救援・保全活動の計画」の2「計画内容」に「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、文化財災害予防計画において体制整備を行った和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議等関係機関と連携し、文化財の被害状況の把握・救援・保全を速やかに実施するよう努めるとともに、必要に応じて近畿圏危機発生時の相互応援や復旧・復興支援技術職員派遣制度等を活用し、文化庁、地方公共団体及び独立行政法人国立文化財機構文化財防災センターなど外部組織への支援要請を行う。また、被災状況に応じた復旧・復興計画を策定し実行するものとする。」とされている。
- (21) 平成28年9月16日、10月6日、11月4日、12月2日、平成29年1月20日、2月8日、2月14日及び2月16日
- (22) 平成29年5月9日、5月16日、5月23日、6月23日、7月13日、8月30日、9月13日、10月16日、10月26日、平成30年2月1日及び2月14日
- (23) 「特集2 #学芸員のおしごと」(『和歌山地方史研究』第74号、2017年、38～57頁)。同シンポジウムは、平成29年4月に山本幸三地方創生担当大臣が「一番のがんは文化学芸員」などと発言し、後に撤回・謝罪した問題を受け急遽企画・開催されたもので、大臣発言を批判するのが目的ではなく、博物館や学芸員の業務内容が社会的に認知されていないことを課題として、これを広く一般に知ってもらうことを目的として開催された。博物館運営に関係する全県的な団体として、開催趣旨に賛同し、後援した。
- (24) 内閣府「平成29年台風第21号による被害状況等について」(https://www.bousai.go.jp/updates/h29typhoon21/pdf/h29typhoon21_08.pdf) 令和7年8月3日アクセス
- (25) 「和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議(和博連)平成29年度公開研修会 各地でおこなわれている文化財を守る取り組み」(『和歌山県立文書館だより』第52号、平成30年、7頁)
- (26) 「和歌山市寂光院の文化財緊急調査概報」(『和歌山市立博物館研究紀要』第32号、平成29年、1～43頁)。また、研修会開催に併せ、同館でホール展示「文化財を守る―和歌山市寂光院の襖絵―」(3月13日～4月1日)も行われた。
- (27) 平成30年5月25日、6月8日(県文化遺産課との打合せ)、7月31日、11月1日、12月13日、平成31年1月29日(県文化遺産課との打合せ)及び2月22日
- (28) 内閣府「平成30年台風第20号に係る被害状況等について」(https://www.bousai.go.jp/updates/h30typhoon20/pdf/300824_typhoon20_02.pdf) 令和7年8月3日アクセス
- (29) 内閣府「平成30年台風第21号に係る被害状況等について」(https://www.bousai.go.jp/updates/h30typhoon21/pdf/301003_typhoon21_01.pdf) 令和7年8月3日アクセス

- (30) 台風20号により某自然系博物館では水族館天幕の飛散並びに生け簀及び棧橋の破損、他館では屋上看板及びカーポートの破損、某図書館からは停電による電話不通やシステムダウン、サイクルポートの破損などの発生の情報が寄せられたが、3館とも自力での修繕が可能ということで、和博連への支援要請等はなかった。
- (31) 御坊市内の個人所蔵民俗資料の保管場所が強風で破損し、雨水で濡れた資料を運び出して乾かすというレスキューが行われた。本件については、最初御坊市教育委員会を通じて県教育委員会に連絡があり、県文化遺産課及び文書館が御坊市と一緒に下見を行い、実際のレスキューは歴史資料保全ネット・わかやまが中心となって行った。(天野真志・後藤真『地域歴史文化継承ガイドブック 付・全国資料ネット総覧』令和4年、195～199頁〈<https://bungaku-report.com/blog/2022/03/post-1120.html>〉令和7年8月3日アクセス)
- (32) 「和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議（和博連）平成30年度研修会」（『和歌山県立文書館だより』第55号、令和元年、8頁〈<https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/kanko/tayori/tayori55.pdf>〉）
- (33) 令和元年度研修会では、大綱についての議論のほか、浜田拓志氏（奈良文化財研究所埋蔵文化財センター客員研究員）による講演「台風で浸水した川崎市民ミュージアムでの収蔵品レスキュー活動」（仮）も予定されていた。
- (34) 前掲注3、42～44頁
- (35) 内閣府「令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による被害状況等について」〈https://www.bousai.go.jp/updates/r5typhoon2/pdf/r5typhoon2_02.pdf〉令和7年8月3日アクセス
- (36) ただし、海南市且来の民間所在資料所蔵者宅で浸水被害があったことが、令和6年度の民間所在資料保存状況調査で確認されている（本誌「令和6年度の民間所在資料保存状況調査について—海南市—」参照）。
- (37) 太地町立くじらの博物館及び結creationが主催し、和博連のほか太地町教育委員会及び西日本自然史系博物館ネットワークが後援した。遠野市文化課・博物館学芸員前川さおり氏講演「東日本大震災と台風災害の資料レスキュー～岩手県遠野市の事例」、三重県総合博物館甲斐由香里氏講義「被災時の資料の応急措置—保存科学の観点から—」及びスクウェルチ法による水損資料の乾燥処理の実習が行われた。
- (38) 前掲注4

和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議 設立趣意書及び会議加入のご案内

平成23年9月の紀伊半島大水害によって、県民の尊い命と多くの財産が失われました。急峻な山地が海岸線近くまで迫り、南部を中心に全国有数の多雨地域を有する和歌山県では、今後も多くの洪水や土砂災害、さらに東南海地震をはじめとした巨大地震等の発生が懸念され、これら災害に対する十分な備えを講じておくことが強く求められています。

地震や津波、水害等によって被災する可能性がある県内の財産、とりわけ県民全体の宝というべき文化財の保全や、被災した文化財の救援等を、関係機関及び団体等が連携・協力しながら円滑に行うため、私たちは本趣旨にご賛同くださる機関等で組織する「和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議」を設立することにいたしました。

つきましては、設立集会及び第1回総会を下記のとおり開催いたしますので、ぜひご参加いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、本連絡会議への加入は設立後も随時受け付けますので、申し添えます。

平成27年1月21日

発起人

和歌山県立博物館長	伊東史朗
和歌山県立近代美術館長	熊田 司
和歌山県立紀伊風土記の丘館長	水田義一
和歌山県立自然博物館長	高須英樹
和歌山県教育庁生涯学習局文化遺産課長	川端真理

記

○和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議 設立集会及び総会

- 1 日時：平成27年2月10日（火）13:30～15:30
- 2 場所：和歌山県立近代美術館2Fホール（和歌山市吹上1-4-14）

○和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議

【目的】

地震や津波、水害等によって被災する可能性がある県内の文化財等や被災した文化財の救援・保全を図るため、関係機関及び団体等との連携・協力の下に必要な活動を行う。文化財保護法上の文化財だけでなく、未指定の美術工芸品、歴史的資料、公文書、民俗資料、自然史系資料なども含む。

【組織】

県内の博物館施設、図書館、県市町村教育委員会、大学をはじめとする機関・団体により構成。異なる館種の横の連絡・連携等により有事の対応力強化を図る。

【年会費】

無料

【お問い合わせ】

和歌山県立近代美術館 TEL073-436-8690 FAX 073-436-1337

和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議 規約

(名称)

第1条 本会は、和歌山県博物館施設等災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 連絡会議は、地震や津波、水害等によって被災する可能性がある県内の文化財等（未指定及び個人蔵のものを含む。）や被災した文化財等の救援・保全を図るため、関係機関及び団体等との連携・協力の下に必要な活動を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 連絡会議は、県内の博物館施設、図書館、県内市町村教育委員会をはじめとする文化財及びその他学術関係の機関・団体（以下「構成団体等」という。）をもって構成する。なお、本連絡会議への加入及び脱退等の手続きについては別途定めるものとする。

(活動)

第4条 連絡会議は、前条に掲げる目的を達するため、次の活動を行う。

(1) 平常時

- ア 構成団体等に係る連絡・連携・協力体制の構築
- イ 文化財等の被災を軽減するための情報共有
- ウ 文化財等が被災した場合に円滑に保全するための情報共有
- エ 文化財等の救援・保全事業に関わる県内外の関係団体との連絡・連携体制の構築

(2) 大規模災害等発生時

- ア 被災文化財等の調査と所轄課への報告
- イ 一時保管文化財等の適切な管理に必要な処置の実施
- ウ 一時保管文化財等の修復等への支援
- エ 一時保管施設から所蔵者への返却に対する協力
- オ 被災文化財等の一時避難・保管要請への対応

2 連絡会議は、必要に応じて構成団体等以外の機関・団体等に参加又は協力を求めることができる。

(役員)

第5条 連絡会議に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

2 必要に応じて監事2名以内を置くことができる。

(役員を選任)

第6条 会長は、和歌山県立博物館長をもって充てる。

2 副会長は、和歌山県立近代美術館長及び和歌山県教育委員会生涯学習局文化遺産課長をもって充てる。

3 監事は、必要に応じて会長が構成団体等の中から選出する。

(役員の職務)

第7条 会長は、連絡会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した副会長が、その職務を代行する。
- 3 監事は、連絡会議の財務を監査する。

(任期)

第8条 役員の任期は、2年とし、再任は妨げない。

(会議)

第9条 連絡会議に、次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 幹事会

(総会)

第10条 総会は、構成団体等をもって構成する。

- 2 総会は、必要がある場合に会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 規約の改正
 - (2) 連絡会議の運営に関する特に重要な事項
- 5 その他総会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(幹事会)

第11条 幹事会は、代表幹事、副代表幹事及び幹事をもって構成する。

- 2 幹事は、会長が構成団体の中から20団体以内を幹事団体に指名し、同団体職員がこれを務め、任期は2年とする。幹事の中から互選によって代表幹事1名、副代表幹事1名を選任する。
- 3 幹事会は、必要に応じ代表幹事が招集する。
- 4 幹事会の議長は、代表幹事がこれに当たる。
- 5 幹事会は、次に掲げる事項について審議し決定する。
 - (1) 連絡会議の運営に関する事項
 - (2) その他代表幹事が必要と認める事項
- 6 幹事会で審議し決定した事項は会長に報告し、承認を得ること。

(事務局)

第12条 連絡会議の事務を処理するため、事務局を和歌山県立近代美術館に置く。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、平成27年2月10日から施行する。

和歌山県立文書館 年報・研究報告 第2号

令和7年9月30日発行

編集・発行	和歌山県立文書館
	〒641-0051 和歌山市西高松一丁目7-38 きのくに志学館内
電 話	073-436-9540
F A X	073-436-9541
メー ル	e0221011@pref.wakayama.lg.jp
ホームページ	https://www.lib.wakayama-c.ed.jp/monjyo/index.html
印 刷	有限会社隆文社印刷所



和歌山県